

平成29年度障害者総合福祉推進事業

補装具費支給制度における借受け導入に向けた

研修等のあり方に関する調査研究

補装具費 支給事務 ガイドブック

平成30年度 告示改正対応版

平成30年3月



公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)



はじめに

この「補装具費支給事務ガイドブック（平成 30 年度 告示改正対応版）」は、厚生労働省の平成 29 年度障害者総合福祉推進事業で実施した「補装具費支給制度における借受け導入に向けた研修等のあり方に関する調査研究」の一環で作成・編集したものであり、平成 26 年 3 月に作成した本書の改訂版です。

平成 28 年 5 月に成立した障害者総合支援法の改正法では、補装具費の支給において、現行の「購入」と「修理」に加え、「借受け」に係る費用が新たに支給対象となり、平成 30 年 4 月から本格的に施行されることとなりました。

平成 28 年度に当協会が行った、同・障害者総合福祉推進事業では、具体的な制度設計に必要とされる「借受けが適当とされる場合の要件」及び、「児童における現状の課題を整理し、借受け制度導入に伴うその対応案」等について、一定の取り纏めを行ったところですが、多くの市町村からは、借受けに係る判断基準を明確化するとともに、マニュアル等を整備し研修会等を開催すること。また、障害者はもとより関係機関や事業者等が制度開始時に混乱しないよう、十分周知する必要がある旨、要望されました。

さらに、多くの関係機関や事業者等からは、新たに導入される借受け制度を効果的に活用する方策として、市町村と更生相談所の連携強化は勿論のこと、地域の医師及び専門職等がより一層連携する必要があること。加えて地域によって格差が生じないように、更生相談所による技術的・専門的な助言体制をより一層充実させることと等が求められたところです。

こうした背景を踏まえ、本研究では、補装具費の支給・決定等に携わる市町村や更生相談所、補装具製作（販売）所事業者、専門職等が、新たに導入される借受け背景と目的から具体的な内容、手続き等を正しく理解し、適切かつ効果的な制度の利用を推進するためのツールとして、今般、本書を作成（改訂）しました。

これにより全国各地で補装具費支給の実務に携わる障害者福祉の現場において、制度の円滑な運用に寄与することを期待しております。

最後になりましたが、本書の編さんにあたり、多大なるご協力を賜りました編集委員の先生方や関係団体等の皆様には、心から深く感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

公益財団法人テクノエイド協会

もくじ

はじめに	1
もくじ	2

第1章 補装具費支給制度 5

1 障害者総合支援法の概要	6
1-1 法の目的と基本理念	6
1-2 給付体系	6
1-3 サービス体系	6
1-4 支給決定	7
1-5 利用者負担	7
1-6 市町村等の役割	8
2 平成 30年 障害者総合支援法改正の概要	10
2-1 改正の経緯と基本的な考え方	10
2-2 補装具費支給制度における借受けの導入	10
3 補装具費支給制度について	12
3-1 補装具費の支給目的について	12
3-2 都道府県等の役割について	12
3-3 制度の具体的な取り扱いについて	13
3-4 補装具費支給手続きの流れ等について	15
3-5 個人番号を利用した情報連携	20
3-6 費用の額の基準と消費税の関係	21
4 補装具費支給制度における借受けの導入に係る留意事項について	22
4-1 借受けの基本的な考え方	22
4-2 都道府県、更生相談所、市町村の役割	22
4-3 借受けの対象となる種目、基準額等について	22
4-4 支給事務	22
5 難病等の範囲と取扱い	25
5-1 難病患者等に対する補装具費の支給	25

第2章 補装具費支給事務の理解と運用 27

1 補装具費支給事務の適切な理解	28
1-1 補装具費支給の原則	28
1-2 優先適用	30
1-3 特例補装具	35
1-4 複数支給	36
1-5 再支給	38
1-6 耐用年数	39
1-7 修理	40
1-8 差額自己負担	41
1-9 高額な製品・部品への対応	43
1-10 介護保険法による福祉用具貸与との適用関係	44
1-11 施設や病院への入所、入院中の補装具の取り扱い	46
1-12 業者の情報提供	47
1-13 引き渡し後、9ヶ月以内に生じた破損又は不適合	47
1-14 児童補装具に関する助言	48
1-15 難病患者	48

2 補装具費支給事務の円滑な運用	50
2-1 医師意見書作成の留意点	50
2-2 更生相談所の役割と機能、今後のあり方	51
3 判定困難事例	52
Close Up Q&A	31・32・36・37・38・43・46

第3章 借受けの理解と普及 61

1 借受けにあたっての適切な理解	62
1-1 借受けの背景と目的	62
1-2 対象となる場合と種目・品目	63
1-3 借受け期間の基本的な考え方	64
1-4 借受けの判断基準(ガイドライン)	65
1-5 支給決定までのプロセス及び留意点	71
1-6 適切な借受けに資する医師意見書のあり方	73
1-7 借受け期間中における破損	74
1-8 関係者の役割	74
Close Up Q&A	65・68・70

第4章 補装具に関する基礎知識 77

1 義肢	78
1-1 総論	78
1-2 義手	80
1-3 義足	95
1-4 見積例	110
2 装具	131
2-1 下肢装具	131
2-2 靴型装具	146
2-3 体幹装具	149
2-4 上肢装具	157
2-5 見積例	168
3 座位保持装置	190
3-1 主な解説と適応例	190
4 車椅子・電動車椅子	192
5 視覚障害者のための補装具	211
6 聴覚障害者のための補装具	219
7 重度障害者用意思伝達装置	226
8 その他の肢体不自由者用補装具	233
9 障害児に係わる補装具	238
Close Up Q&A	239

資料編 241

参考1 関連ホームページ	242
参考2 連絡先一覧	245

第1章

補装具費支給制度

1	障害者総合支援法の概要	6
2	平成30年 障害者総合支援法改正の概要	10
3	補装具費支給制度について	12
4	補装具費支給制度における借受けの導入 に係る留意事項について	22
5	難病等の範囲と取扱い	25

※ 本書では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」と標記します。

そのため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」を「障害者総合支援法施行令」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」を「障害者総合支援法施行規則」と標記します。

1 障害者総合支援法の概要

1-1 法の目的と基本理念

平成 25 年 4 月、障害者自立支援法（17 年法律第 123 号）を抜本的に改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。この法律に基づく支援を総合的に行うことにより、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すという方向性を規定したものです。また、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の目的や基本原則として定められている規定のうち、福祉の給付等を定める障害者総合支援法に取り込む必要がある、「地域社会での共生」や「社会的障壁の除去」等の考え方を基本理念として規定することにしました。また、それまでは支援の対象が身体障害、知的障害、精神障害の 3 障害を持つ者に限定されていましたが、障害者総合支援法では、これらに加えて、一定の難病の患者を対象に加えることとしました。

1-2 給付体系

平成 18 年に施行された障害者自立支援法では、障害者の自立をいっそう支援するため、サービスの体系を従来の「施設」という箱もの単位ではなく、障害の種類を超えた「事業」の単位に再編しました。新しい福祉サービスに係る給付・事業の体系は、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業の 3 つに再編されました。また、相談支援や医療に関する給付として、サービス等利用計画費（平成 22 年に地域相談支援給付費、計画相談支援給付費に見直し）や自立支援医療費が設けられました。

また、従来、身体障害者福祉法及び児童福祉法に規定されていた補装具費について、旧制度では市町村からの委託に基づいて補装具の製作・修理が行われていたものを、利用者と事業者との契約制を導入し、利用者と事業者との対等な関係によってサービスが受けられる仕組みにしました。この給付体系は、障害者総合支援法でも基本的に維持されています。

1-3 サービス体系

（1）障害福祉サービス

障害者総合支援法の柱の一つは、「日中活動」と「住まいの場」の分離です。そのことにより、住まいを含め、障害者が自分に合ったサービスを選べる途を広げることとしました。また、必要性に応じた支援が行えるよう、サービスを機能別に分け、介護給付費は、障害者に対し入浴や食事等の介助を行うサービスとし、訓練等給付は障害者に対し訓練を実施するサービスとしました。これにより、障害者は一定の客観的な指標に基づき、支援の必要性を踏まえた個々のニーズに応じたサービスを利用できるようになりました。

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村が創意工夫によって利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。これには、基本的な相談支援、移動支援、手話通訳等の派遣等のコミュニケーション支援等があります。これらは、地域の実情に応じて実施され、具体的な事業は地方公共団体が決定できるよう、いわゆる統合補助金により補助する形式にしています。具体的には、市町村が取り組むべき事業を法定化するとともに、都道府県は広域的な事業を行う他、サービスの質の向上のための養成研修等を行うことができることとしました。

障害者が使用する福祉用具においては、障害者自立支援法以前の補装具給付制度と日常生活用具給付等事業の要件等を再編し、自立支援給付である補装具費と地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されました。

1-4 支給決定

障害者自立支援法では、支援の必要度に応じて公平にサービス利用が図られるようにすることが必要であるとの観点から、市町村がサービスの種類や量等を決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障害者の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」を設けました。市町村が行う障害程度区分の判定は、日常生活面に関する項目、行動障害に関する項目、精神面に関する項目等の調査結果をもとに行われ、コンピュータによる一次判定と、専門家の合議体による二次判定で判定する仕組みとしていました。これにより、支給決定過程の客観性・透明性を確保し、また、地域格差の縮小を目指しました。

ただし、知的障害、発達障害、精神障害の状態を適切に反映していないとの指摘があったことから、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして「障害支援区分」へと改正され、平成26年4月に施行されています。

なお、補装具費の支給にあたっては、障害支援区分によって支援の必要度を決定するのではなく、身体障害者更生相談所（以下、更生相談所）等の専門機関により必要性を判断したうえで、支給決定が行われています。

1-5 利用者負担

平成15年4月より支援費制度が始まり、行政処分による措置決定から利用契約に変わり、利用者がサービスを受ける事業者を自ら選択し、その事業者と契約を結び、利用者から事業者に対してサービスに対する対価として費用を支払う仕組みが導入されました。これにより、「利用

者の自己選択」「自己決定」という考え方が導入されました。

当初は、利用者負担については、「応益負担」（サービスを利用した量にかかわらず、所得の状況に応じて利用者負担が決定される仕組み）となっていました。障害者自立支援法施行当初は、このような考え方を見直し、他の契約制度と同様、低所得者についての負担軽減措置を置きつつ、受けたサービス量に応じた利用者負担（定率負担）に改めることにしました。

しかしながら、この制度変更により利用者負担は大きく変更され、様々な混乱が生じました。このため、累次の対策により利用者負担を引き下げ、平成22年4月以降は、低所得者の利用者負担を無料化する等して、実質的には応能負担となっており、平成22年整備法による障害者自立支援法改正により、このことを法律上も明確にしました。この仕組みは障害者総合支援法においても維持されています。

具体的には、定率一割負担と所得に応じた負担上限月額を設定し、生活保護への移行防止措置をとっています。ただし、補装具費に関しては障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合は補装具費の支給対象外としています。

一定所得以上の場合とは…障害者本人及び配偶者のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合です。

1-6 市町村等の役割

障害者総合支援法では市町村（特別区を含む。以下同じ）は、この法律の実施に関し、次のような責務が規定されています。

(1) 市町村の責務

- ① 障害者が自ら選択した場所に居住し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- ② 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- ③ 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと、その他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

(2) 都道府県の責務

- ① 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- ② 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
- ③ 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- ④ 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

(3) 国の責務

- ① 市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

2 平成30年 障害者総合支援法改正の概要

2-1 改正の経緯と基本的な考え方

障害者総合支援法の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていました。この見直しに向けて、社会保障審議会障害者部会において、施策全般の見直しに向けた検討を行い、平成27年12月14日付けで「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～（以下、「障害者部会報告書」という。）」が取りまとめられました。

この内容を実現するために法律改正が必要な事項について、平成28年3月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、国会での質疑を経て法案が成立し、6月3日に公布されました。

改正法では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととしました。

2-2 補装具費支給制度における借受けの導入

障害者部会報告書では、補装具について、「購入を基本とする原則を堅持しつつ、成長に伴って短期間で取り替えなければならない障害児の場合など、個々の状態に応じて、貸与の活用も可能とすること」と提言されました。

補装具は、身体障害者の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としていることから、購入を原則としています。今後もこの考え方は維持していくこととしており、改正障害者総合支援法においては、借受けについて、「借受けによることが適当である場合に限る」と規定しています。

具体的には、障害者総合支援法施行規則で定めることとしており、①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合、②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合、③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合、と規定される予定です。

借受けは、身体状況に応じたオーダーメイドを基本とする現在の制度や支給決定プロセスを大きく変えるものではありません。また、申請者の意思により短期間で次々に要求できるというのではなく、更生相談所等による専門的な意見に基づき、市町村が必要性を認めた場合に限られるものと想定しています。借受けの活用により、申請者は必要な補装具の機能等を確認することができることから、結果として市町村の支給決定や更生相談所等の判定の

質も向上し、申請者がより身体に適合した補装具を装用することができるようになることを期待しています。

3 補装具費支給制度について

補装具費支給制度は、各市町村が行う自治事務ではあるが、その適切な運用に資するため、地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として「補装具費支給事務取扱指針について(平成18年9月29日障発第092906号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」(以下「指針」という)を発出しています。

以下、指針の記載事項を中心として概説します。

3-1 補装具費の支給目的について

指針では、補装具費の支給目的は、法の規定等を踏まえ、「補装具は、身体障害者、身体障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等(以下「身体障害者・児」という)の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等(以下「身体障害者」という)の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、又、身体障害児及び18歳未満の難病患者等(以下「身体障害児」という)については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。」としており、その目的に沿った取扱いがなされるよう、実際の支給に当たっては、次の点などを考慮して行うこととしています。

- ① 市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、身体障害者福祉司等の専門職員及び補装具の販売、貸付け又は修理を行う業者「以下「補装具業者」という)との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うもの。
- ② 身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。
- ③ 補装具を必要とする身体障害者・児及び現に装着又は装用(以下「装着等」という)している身体障害者・児の状態を常に的確に把握し、装着等状況の観察、装着等訓練の指導等の計画的な支援を積極的に行うこと。

3-2 都道府県等の役割について

1 都道府県

各都道府県は、補装具費支給制度の運用に当たり、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行うとともに、各市町村の区域を超えた広域的な見地から実状の把握に努めることが必要であり、必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うものとしている。さらに、身体障害者福祉法第9条第7項に定める身体障害者更生相

談所（以下「更生相談所」という）が、補装具費支給制度の技術的中枢機関としての業務が遂行できるよう、必要な体制の整備に努めることとしています。

2 市町村

各市町村は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めることとしており、情報提供を行うに当たっては、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売、貸付け又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検討の上行う必要があることとしています。

特に、義肢及び装具に係る補装具業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、複数の義肢装具士を配置していることが望ましいこととしており、さらには、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、更生相談所及び補装具業者と情報の共有を図ることとしています。

3 更生相談所

更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、補装具の専門的な直接判定の他に、市町村への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具業者に対する指導及び障害者総合支援法施行令第1条第1項に定める医療を行う機関（以下「指定自立支援医療機関」という）並びに児童福祉法第19条の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所（以下「保健所」という）に対する技術的助言等を行うこととしています。

3-3 制度の具体的な取り扱いについて

1 補装具の基準額等について

補装具の基準額については、「告示の別表に定める価格は、別表の主材料、工作法又は基本構造、付属品等によった場合における上限の価格として定められているものであり、支給決定に当たっては、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案のうえ、画一的な額の決定を行うことのないよう留意する必要があること。」としており、申請を行った身体障害児・者の個々の状況に応じて判断することとしています。

2 特例補装具費の支給について

特例補装具は、告示本文1のただし書きに「身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具」として規定されており、各市町村において定めるものとされています。

特例補装具費支給の取扱いについては、下記のとおりです。

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所（以下「更生相談所等」という）の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。

イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

3 補装具費の支給対象となる補装具の個数や耐用年数の取り扱いについて

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができることとしており、医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求めることとしています。

補装具の耐用年数については、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮することとしており、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができることとしています。

4 差額自己負担の取り扱いについて

補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこととしています。

5 介護保険法による福祉用具貸与との適用関係について

介護保険法の対象となる身体障害者であって要介護状態又は要支援状態に該当するものが、介護保険法の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険法による福祉用具の貸与が優先するため、原則として、本制度においては補装具費の支給をしないこととしているが、身体状況に適合させるため、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給し

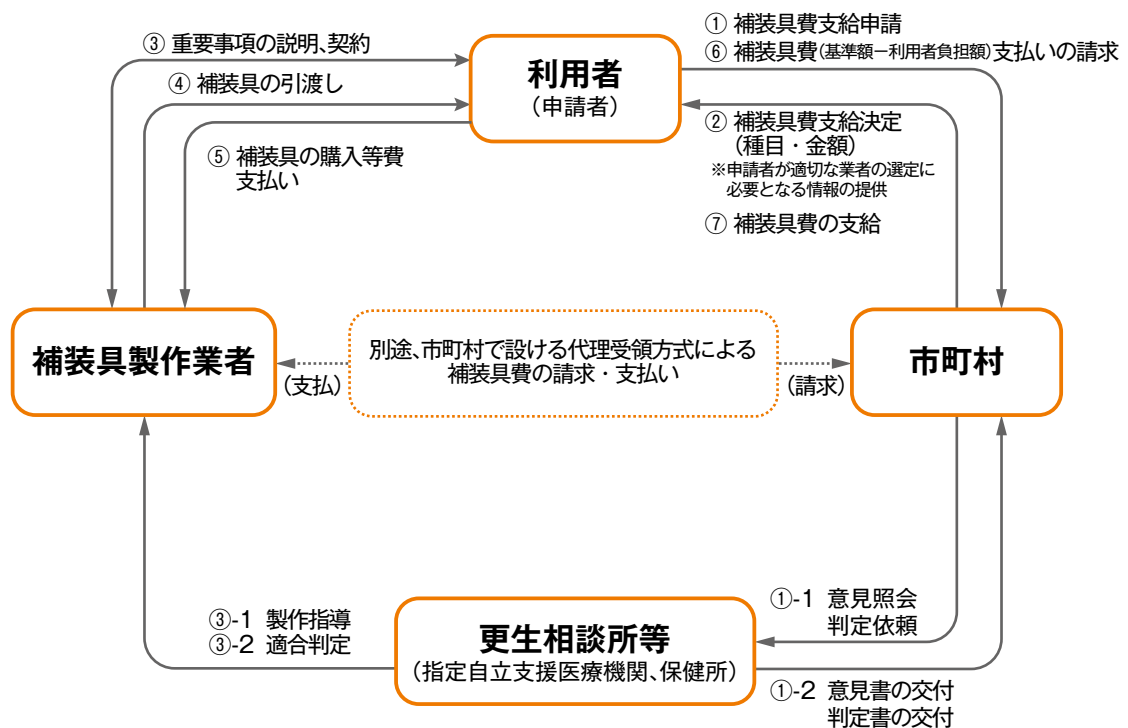
て差し支えないこととしています。

3-4 補装具費支給手続きの流れ等について

補装具費の支給申請手続きについては、下図のとおりです。以下、手続きの中で重要となる点について、記載します。

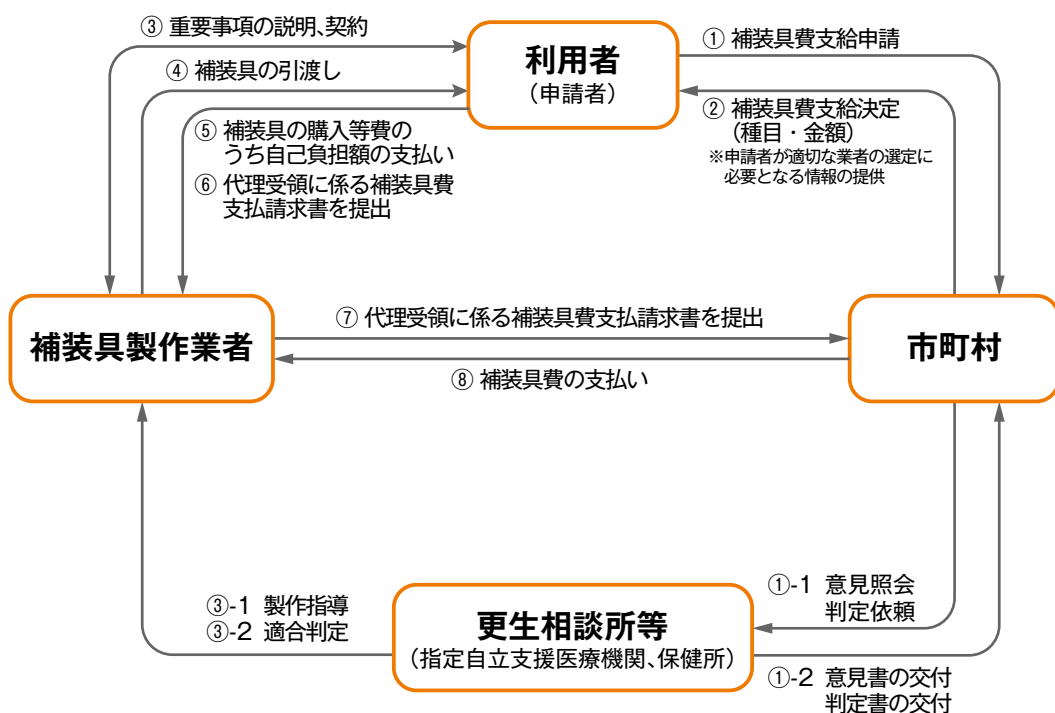
■ 補装具費の支給の仕組み①（償還払方式の場合）

- 補装具の購入等を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- 補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入等のサービス提供を受ける。
- 障害者等が事業者から補装具の購入等のサービスを受けた時は、
 - ・事業者に対し、補装具の購入等に要した費用を支払うとともに、
 - ・市町村に対し、補装具の購入等に通常要する費用（補装具費＝基準額－利用者負担額）に相当する額を請求する。
- 市町村は、障害者等から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。



■ 補装具費の支給の仕組み②（代理受領方式の場合）

- 補装具の購入等を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- 補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入等のサービス提供を受ける。
- 障害者等が事業者から補装具の購入等のサービスを受けた時は、
 - ・障害者等は、事業者に対し、補装具の購入等に要した費用のうち利用者負担額を支払うとともに、
 - ・事業者は、市町村に対し、補装具の購入等に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。
- 市町村は、事業者から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。



※利用者負担額→負担上限額又は基準額 × 10/100

1 身体障害者に係る判定

① 更生相談所等による判定

市町村は、当該申請が義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車椅子（オーダーメイド）、電動車椅子及び重度障害者用意思伝達装置の新規支給に係るものであるときには、更生相談所に対し、補装具費支給の要否に係る判定を依頼することとしています。

更生相談所では、判定依頼に基づき、申請があった身体障害者について、

- ア 義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子に係る申請の場合は、申請者の来所により、
- イ 補聴器、車椅子（オーダーメイド）及び重度障害者用意意思伝達装置に係る申請で、補装具費支給申請書等により判定できる場合は、当該申請書等により、医学的判定を行い、判定結果を市町村に送付することとしており、必要に応じて補装具処方箋を添付することができることとしています。

又、更生相談所においては、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期することとしており、補装具費の支給判定を行うに当たって、更生相談所に専任の医師又は適切な検査設備の置かれていないときは、身障法第15条第1項に基づく指定医又は指定自立支援医療機関において当該医療を主として担当する医師であって、（一社）日本専門医機構が認定した専門医及び所属医学会において認定されている専門医（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号第1条））で定める基準を満たすものとして、厚生労働大臣に届け出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師）に医学的判定を委嘱することとしており、補装具の要否判定にあたり、相当の知識・経験を持った医師による判定を行うことを求めています。

② 市町村による決定

当該申請が、義眼、眼鏡（矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用）、車椅子（レディメイド）、歩行器、盲人安全つえ及び歩行補助つえ（一本つえを除く）に係るものであって、補装具費支給申請書等により判断できる場合は、更生相談所の判定を要せず、市町村が決定して差し支えないこととしており、身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害者が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見を省略させることができますこととしています。

2 身体障害児に係る判定

市町村が、身体障害児の補装具に係る判定を行う際には、申請書や補装具費支給意見書により判断を行います。

身体障害者手帳によって当該申請に係る身体障害児が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるときは、補装具費支給意見を省略させることができますこととしており、補装具費支給意見書は、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の作成したものであることとしています。

又、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めることとしています。

3 難病患者等の補装具費支給

原則、身体障害者・児の手続きに準ずるものとするが、補装具費の支給申請を受け付けるにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令に規定する疾患に該当するか否かについては、医師の診断書等の提出により確認するものとしている。又、特定疾患医療受給者証等により疾患名が確認できる場合には、医師の診断書の提出を求めないことができることとしています。

なお、難病患者等に係る補装具費支給意見書を作成することのできる医師については、身体障害者・児に対する意見書を作成することとしている医師に加え、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病協力医療機関において難病治療に携わる医療を主として担当する医師であって、所属学会において認定された専門医であることとしています（次項参照）。

■ 補装具費支給の判定について

〔身体障害者〕

身体障害者更生相談所の判定により 市町村が決定		医師の意見書により 市町村が決定
更生相談所に来所（巡回相談等含む）判定	医師の意見書等により更生相談所が判定	・義眼 ・眼鏡（矯正用・遮光用・コンタクトレンズ・弱視用） ・車椅子（レディメイド） ・歩行器 ・盲人安全つえ ・歩行補助つえ
・義肢 ・装具 ・座位保持装置 ・電動車椅子 の新規購入	・補聴器 ・車椅子（オーダーメイド） ・重度障害者用意思伝達装置 の新規購入	上記に係るものであって、補装具費支給申請書、医師意見書等により判断できる場合及び再支給、修理の場合。身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、医師の意見書を省略させることができる。

更生相談所は、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期すること。

〔身体障害児〕

市町村は、指定自立医療機関又は保健所の医師が作成した意見書により判断する。医師の意見書は、身体障害者手帳で必要性が判断できる場合は、省略させることができる。

また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること。

〔難病患者等〕

原則、身体障害者・児の手続きに準ずるものとするが、補装具費の支給申請を受け付けるにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令に規定する疾患に該当するか否かについては、医師の診断書等の提出により確認するものとする。

4 補装具費支給意見書の作成について

補装具費支給申請書等により更生相談所が判定する場合又は市町村が判断のうえ決定する場合は、具体的には、医師が作成する補装具費支給意見書により判定することとなります。

なお、補装具費支給意見書を作成する医師は、それぞれ、以下の要件を満たす者としており、専門的な知識・経験を有することを求めています。

ア 補装具費支給意見書により更生相談所が判定する場合のこれを作成する医師は、身障法第15条第1項に基づく指定医又は障害者総合支援法施行令第1条第2項に基づく医療を行う機関（いわゆる「自立支援医療機関」）において当該医療を主として担当する医師である専門医又は国立障害者リハビリテーションセンター学院において実施している補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師であること。

イ 補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定する場合のこれを作成する医師は、上記アと同等と認められる医師であること。

ウ 難病患者等の場合は、アに示す医師に加え、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病協力医療機関において難病治療に携わる医療を主として担当する医師であって、所属学会において認定された専門医であること。

又、身体障害児の補装具費支給申請における補装具費支給意見書は、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の作成したものであることとしています。

5 適合判定等について

市町村は、補装具費の支給に当たって、市町村が自ら行う又は更生相談所、補装具費支給意見書を作成した医師等と連携を図ることにより、適合判定の実施もしくは確認を行うこととしています。

なお、適合判定を行う際は、補装具費の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、補装具業者、補装具担当職員及び身体障害者福祉司等の関係者の立会いのもとに実施することとしており、適合判定の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場合や処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具業者に対し不備な箇所の改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引渡しを行わせることとしています。

補装具の引渡し後の不具合等については、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヶ月以内に生じた破損又は不適合は、補装具業者の責任において改善することとしています。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理基準に規定されていない修理のうち軽微なものについて、補装具業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3ヶ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く）であることとしています。

6 補装具費の支給について

市町村又は更生相談所等における判定の結果、補装具の引き渡しが行われた場合には、法の規定に基づき、補装具の購入等に要する費用の額の原則1割（10／100）を利用者負担として負担することとなります。

利用者負担の額については、所得に応じた負担上限月額が設定されているとともに、一定以上の高額所得者（市町村民税所得割額 46 万円以上）がいる世帯については補装具費の支給対象外とされています。

なお、世帯の範囲については、障害者本人及び配偶者とすること（障害児の場合、従来通り申請は保護者が行い、住民基本台帳上の世帯が基本となる。）とされています。

又、平成 22 年 4 月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者等については、利用者負担の軽減が図られ、障害福祉サービスや補装具に係る利用者負担が無料となっています。

更には、平成 22 年 12 月 10 日に成立した「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害福祉サービスと補装具に係る利用者負担を合算し、負担上限月額を超える額について高額障害福祉サービスの対象となることとされており、平成 24 年 4 月から施行されています。

なお、補装具費の支給については、原則償還払い（一旦全額負担し、後で 9 割相当額を支給）とされているが、別途市町村で設ける代理受領方式による仕組みにより、障害者等は自己負担分（原則定率 1 割）のみの支払で済ませることができるとなっています。

3-5 個人番号を利用した情報連携

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）の一部が平成 28 年 1 月 1 日から施行し、障害保健福祉の分野においても、同日以降、個人番号の利用が開始され、補装具費支給事務でも、申請時に個人番号の記載を求め等、個人番号を利用することとなりました。

補装具費支給事務については、平成 30 年 7 月から個人番号を利用した情報連携が行われます。情報連携するために提供される情報のデータ項目は、番号法に係るデータ標準レイアウト関連様式の様式 B のうち、補装具費支給情報として定義されています。市町村はそのデータ項目定義に従い、情報連携に必要なデータを作成することになります。

そのうち、「補装具種目名称別コード」は、補装具費の告示に定める種目・区分、名称、型式・基本構造から設定しています。特に、更生相談所等が判定している補装具については、専門的な判断が必要であるので、判定された補装具がどのコードに該当するかについても、更生相談所から市町村に適切に伝えることが重要です。

そのため、例えば、判定書や補装具処方箋を作成する時に、判定した補装具に対応する補装具種目名称別コードを更生相談所が記載する等、市町村が適切に種目名称別コードを選択できるような工夫が必要となります。

■参考：種目名称別コード（一部抜粋）

コード値	コード値の内容
010001	殻構造義肢 義手 特例
010002	殻構造義肢 義足 特例
010101	殻構造義肢 上腕義手 装飾用
010102	殻構造義肢 上腕義手 作業用
010103	【連携後登録不可】 殻構造義肢 上腕義手 能動式
010104	殻構造義肢 上腕義手 能動式（ハンド型手部付）
010105	殻構造義肢 上腕義手 能動式（フック型手部付）

3-6 費用の額の基準と消費税の関係

補装具の費用算定式は、対象品目及び製造団体によって3つに区分されます。以下の補装具に関する説明における基準額と消費税の扱いについての区分は、次に示す表のとおりとなります。

■ 消費税を考慮した補装具の費用算定式区分

品目	費用算定式 ^(補注1)	説明
消費税非課税品	104.8/100	● 殻構造義肢、骨格構造義肢、装具、座位保持装置、その他の補装具は、身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格となります。 ● ただし、これらの材料や部品の仕入れについての消費税を考慮した算定式となっています。
消費税課税品	108/100	● その他の補装具のうち「矯正用」「コンタクトレンズ」は課税品として扱われます。^(補注2) ● このため消費税相当分を考慮した算定式となっています。
特定の団体が製造する場合	95/100	● 消費税の課税・非課税に関わらず、次の団体が自ら製造する（完成用部品を除く）補装具について、この算定式が適用されます。 ● 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人、民法第34条の規定により設立された法人^(補注3)の設置する補装具製作施設。

※補注1 費用算定式：基準額に乗じる割合を示します。

※補注2 「矯正用」「コンタクトレンズ」は購入基準における課税品です。修理基準における課税品については、第4章「視覚障害者のための補装具」（P211～）をご覧ください。

※補注3 民法第34条の規定により設立された法人：学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団または財団であって営利を目的としないもの、となります。

4 補装具費支給制度における借受けの導入に係る留意事項について

4-1 借受けの基本的な考え方

2-2で挙げたとおり、補装具は、身体障害者の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としていることから、購入を原則としています。今後もこの考え方は維持していくこととしており、法の趣旨を踏まえ、①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合、②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合、③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合、で申請者の便宜に照らして適当と判断できる場合に限られるものであることに留意する必要があります。

4-2 都道府県、更生相談所、市町村の役割

借受けは、更生相談所等による専門的な判断が欠かせないので、借受けの支給決定にあたっては、都道府県、更生相談所、市町村がより一層連携することが重要になります。

特に、更生相談所は、これまでも補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の相談機関として重要な役割を担っていますが、借受けは更生相談所等による専門的な判断により必要性が認められる場合に限られるものであり、「借受けによることが適当である場合」に照らして、必要性を適切に判断する必要があります。

また、借受けは新たな対応であり、参考となる対応事例が少ない状況にあります。今後制度を円滑に運用するためにも、各更生相談所間で情報共有を図り、事例を積み重ねていただくことを期待しています。

4-3 借受けの対象となる種目、基準額等について

借受けの対象となる種目については、①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品、②重度障害者用意思伝達装置、③歩行器、④座位保持椅子、を想定しています。基準額については、購入と同様、告示で規定し、具体的な取扱については、補装具費支給事務取扱指針等の技術的助言で規定します。

4-4 支給事務

(1) 申請

借受けについては、「借受けによることが適当である場合に限る」といった法の趣旨を踏まえ、支給決定に至るまでの過程で借受けの必要性を判断することとなります。そのため、市

町村は、その申請で借受けが想定される場合は、申請者の意向をよく聴取した上で、調査書、判定依頼書に申請者の意向を記入する等を工夫して、更生相談所等との連携に努める必要があります。

(2) 判定

市町村が借受けの検討が必要と判断した場合は、更生相談所が必要性を判断します。更生相談所は、借受けによることが適当と判断した場合は、判定書に、想定される借受け期間、使用効果等を記載し、市町村に判定結果を送付します。

市町村は、身体障害児・者に関わらず、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合に、更生相談所に助言を求めることとしています。借受けの支給決定は、更生相談所の専門的な判断が重要です。市町村は、障害児・者に関わらず、支給決定にあたって更生相談所の医学的判定や助言を求めることが望まれます。

また、市町村が借受けを想定した判定依頼をしていない場合も、判定の過程で借受けによることが適当と判断できる場合は、借受けの必要性を判断し、想定される借受け期間、使用効果等を判定書に記載し、市町村に判定内容を伝達することが望まれます。

(3) 支給決定

義肢、装具、座位保持装置は、完成用部品以外の箇所については「購入」として支給決定し、借受けが必要な完成用部品についてのみ、「借受け」として支給決定します。その他の補装具のうち、借受けの対象となる補装具については、「借受け」として支給決定します。借受け期間中は毎月補装具費を支給することになりますが、支給決定の際は、市町村は1月目に申請者に対し借受け期間分の補装具費支給券を交付します。決定した借受け期間が終了するにあたっては、改めて更生相談所等による判定・支給決定を行うことになります。一つの部品の借受けについて、交換までの期間は1年を原則としますが、必要があれば概ね1年ごとに再度判定を行うことにより、最長3年とすることとしています。支給決定にあたっては、耐用年数や想定される使用期間等を踏まえ、借受けの必要性を判断することが重要です。

借受け中の補装具の修理が必要となった場合は、修理基準で規定する額を借受けに係る補装具費として支給決定することになります。

なお、支給決定にあたっては、①借受け対象の用具 ②想定される借受け期間 ③想定される借受けの効果 について、申請者に十分説明することが重要です。

(4) 契約

借受けの契約にあたっては、借受け期間中の修理に関し、通常の使用の範囲内での故障、

製品の不具合による故障又は故意による故障等に係る取扱いについて予め明らかにしておくことが望まれます。

(5) 補装具費の支給

借受けに係る補装具費の支給は、購入と同様の手順となりますが、借受け期間中は毎月支給することになります。

初回は従来通り申請、判定、支給決定を行った上で補装具費を支給します。2月日以降は、申請者又は代理受領を行う事業者からの請求によって、補装具費を支給します。支給決定時に想定した借受け期間が終了した場合は、改めて更生相談所等により必要性を判断することになるので、再度、判定・支給決定を行った上で、補装具費を支給します。

なお、借受けの単位は暦月ですが、その月の途中で借受けを開始した場合又は終了した場合は、日割り計算により、借受けに係る補装具費が支払われることになります。

(6) 支給決定期間終了後の取扱い

支給決定時に想定した期間が終了した場合は、購入が可能か、借受けを継続するかを検討した上で、再度支給決定を行います。その場合においても、更生相談所の医学的判定や助言に基づく判断が望まれます。

5 難病等の範囲と取扱い

5-1 難病患者等に対する補装具費の支給

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法において、政令で規定された難病等に該当する場合は、それぞれの障害福祉サービス等の要件を満たせば、サービスの利用が可能となりました。これにより、難病患者等も補装具費の支給対象となりました。

支給手続きは、原則として身体障害児者の手続きに準じますが、申請を受け付けるにあたって、障害者総合支援法施行令に規定する疾患に該当することを、難病医療拠点病院等の専門の医師による診断書等により確認する必要があります。また、難病の方は症状の日内変動等があることから、困難さを適切に判断するために症状が重度の状態では支援の必要性を判断する必要があります。

なお、従前の「難病患者等日常生活用具給付事業」では、車椅子、電動車椅子、歩行器、重度障害者用意思伝達装置、整形靴が対象となっていました。この事業の要件を満たした難病患者等に対して保健師又は市町村職員による訪問調査を経た上で状態を把握し、市町村長が真に必要と認めた者に給付していたという実態があるため、日常生活上の必要性については、難病患者等の状況に応じて保健師と連携することも必要です。

また、既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴を給付された方から、再支給・修理の申請があった場合には、補装具費の支給決定が認められないことがないように配慮する必要があります。その際、支給決定は迅速に行うよう努めなければなりません。

第2章

補装具費支給事務の理解と運用

1	補装具費支給事務の適切な理解	28
2	補装具費支給事務の円滑な運用	50
3	判定困難事例	52
Close Up Q&A		31・32・36・37・38・43・46

1 補装具費支給事務の適切な理解

1-1 補装具費支給の原則

1 目的・概要

補装具は、身体障害者等の失われた身体機能を補完・代替するものとして、日常生活において、又は就労若しくは就学のために必要不可欠なものです。補装具費支給制度は、そのような補装具の購入、借受けまたは修理に要する費用を公費で負担するセーフティーネットともいえ、公正・適切な対応が求められます。

そのため、同等安価を原則とするとともに、他法の優先適用に留意し、真に必要な身体障害者等に真に必要な補装具を支給することが大切です（1-2 参照）。

2 補装具の定義に立ち返る

補装具の申請があった場合に申請者が希望する製品等を補装具として支給してよいものかどうか判断に迷う場合があります。そんな時は補装具の定義に立ち返って、その製品の使用目的、使用頻度、個別の必要性を判断することが助けになります。

補装具の定義は、次の各項に掲げる条件を全て満たすものです。特に支給の要件を決定するにあたり③の要件は重要です。

- ① 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- ② 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- ③ 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

障害者総合支援法施行規則第六条の二十より

ここでいう身体への適合を図るように製作されたものとは日常生活用具との違いを表しています。補装具は就学、就労も含めた生活の中で使用するものであり、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものとは治療用装具との大きな違いです。医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づくものとは使用における理由に医学的根拠が求められるという意味で、あれば便利だから、希望しているからという理由だけでは支給できないものと解釈します。

3 補装具の使用目的の理解

補装具の定義から、補装具の使用目的は、「日常生活において又は就労若しくは就学のため」となっています。このことから、基本的に補装具は1種目につき1個の支給となりますが、作業用の義手や義足、学校で使用する車椅子など就労や就学のために日常用とは異なる目的で補装具を必要とする場合は、さらに1個の支給が認められています（1－4参照）。

これとは別に、日常生活用に複数に補装具を使用したいというニーズがあります。食事用の座位保持装置、排泄用の座位保持装置と睡眠用の臥位目的の座位保持装置など、場面毎のニーズをかなえようとするときりがなくなります。原則1種目1個という考え方から、使用目的に合わせて1個で兼用できるような構造のものを作製したり、環境側で調整したり、日常生活用具の制度等の活用で対応できないかなどを検討することも大切です。

障害児においては立位訓練や歩行訓練等の訓練機器のニーズもあります。障害児については「将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長する」ことも目的としています。しかし、個人に対して基準額を超える高額な起立保持具や歩行器を訓練目的に支給することは、日常生活の能率の向上を主目的とする補装具費支給制度から逸脱するものと考え、基本的には訓練目的のみの機器は支給対象外となります。

4 申請受付、判定の基本姿勢

補装具申請の受付に際しては、補装具費の支給が対象者のケアマネジメントの一環であるとの視点が大切です。「障害者総合支援法」は他法優先を原則とするため他法での作製が可能な市町村の窓口段階で検討する必要があります。一方、判定依頼を受けた更生相談所では、障害者総合支援法での支給が最後の砦となるため、その補装具がなかったら生活や就労がどうなるか、あればどう役立つのか、使用しないことで医学的な問題が発生するかなどの視点で必要性を検討します。必要性が認められれば障害者ケアマネジメントの一助となるべく支給の適否を判定することはもちろんのこと、ここで重要なのは適切な補装具を支給するために技術的な側面から処方内容の決定に力を注ぐことが更生相談所の役割です。

判定困難事例は情報が不足した中で判定を行うことで生じてしまうのがほとんどです。申請依頼を受けた段階では判定が困難と予想される事例でも、直接判定で実際に様々な情報が得られると判定が容易となることがあります。限られた時間で市町村や更生相談所だけで全ての情報を得ることは困難です。実際に現場で関わっている医療関係者、中間ユーザとなるリハ専門職、支援者、ご家族、補装具製作者などが連携して様々な情報を持ち寄ることで判定も容易となります。市町村、更生相談所だけで決めるのではなく、関係機関、多職種が連携してチームを組むことが利用者にとって適切な補装具が支給されることにつながります。

5 補装具の役割を考える

補装具の支給にあたっては、日常生活又は就学・就労などの社会生活において、申請された補装具を使用することによって何がどのような形で実現し、享有する人権を尊重した自立生活支援に役立つのか、補装具の役割と機能を常に考えることが重要です。

補装具の利用によって環境因子、個人因子が変わり、社会参加や活動が促される場合がよく適用です。一方、1つの補装具だけで全てを解決できるものでもありません。例えば車椅子1台で全てのニーズを解決しようとする다면あれもこれもと機能、オプションが付加されて大がかりで使い勝手の悪い高額な製品になってしまいます。また、限られた財源の中、公費で作製する補装具でかなえられることには限界もあります。対象者の身体状況はもちろんのこと生活状況、環境因子を把握してニーズの優先度に応じて処方を決定します。中には住環境整備を行うことでニーズが解決し、補装具はシンプルなもので済む場合もあります。様々な支援の手段を講じる中の一つの手段として補装具でかなえられる役割を利用者にも理解していただくことが大切です。

1-2 優先適用

1 基本的な考え方

障害者総合支援法以外の関係各法の規定に基づき補装具の給付等が受けられる者については、当該関係各法に基づく給付等を優先します。

そのため、原疾患による障害固定がまだ認められない治療・訓練過程にある場合には、健康保険法等（各医療保険制度）による対応（治療用装具）が原則です。また、介護保険法による貸与が適当と考えられる場合は、介護保険法での対応が優先されます（1-10参照）。

2 医療用（治療）装具と訓練用仮義肢

医療用装具は、疾病の治療過程において用いられる装具のことで、治療遂行上必要な範囲に限り、各種健康保険法等において製作が認められています。

訓練用仮義肢も同じ考え方で、治療上必要と認められる場合に、各種健康保険法等において製作が認められています。

障害者総合支援法による補装具費支給は、治療遂行上必要とされた医療用装具等の段階を終え、日常生活や社会生活（職業生活）の便宜を図るために、その援護として失われた身体機能を補うことを目的とします。

Close Up Q&A

Q

障害者総合支援法と健康保険法等のどちらで作製するか考え方について教えてください。

A

治療的要素のある場合は健康保険法等で対応しますが、それが認められず、日常生活で長期にわたって使用するものであれば障害者総合支援法によることが原則です。例えば、関節疾患等の疼痛緩和を目的とした装具では、少なくとも初回は健康保険法等で対応するのが適当でしょう。疼痛緩和が得られ、今後も生活のなかで長期にわたって使用する必要がある場合は補装具費による支給となります。脳卒中片麻痺者に処方される短下肢装具や切断者の義足も、初回の作製は健康保険法等で対応するのが一般的です。明確な線引きは難しいこともありますが、補装具の使用で得られる障害の軽減対象が、手帳取得の原因となった疾病に起因するものであることが必要条件です。なお、手帳を取得していない難病患者についても医療で対応するか障害者総合支援法による支給とするか、その対応の考え方は同様です。

3 関連法

労災関係

労働災害が原因で障害者となり、労災保険法での補償対象となっている方は当該制度からの補装具費支給が可能な場合があります。申請窓口は、治療中であれば補償給付等を受けた労働基準監督署、治癒後であれば各県労働局となります。

- ①労働者災害補償保険法
- ②国家・地方公務員災害補償法
- ③公共企業体職員等災害補償（労働協約）
- ④船員保険法

職務上の傷病により身体に受けた障害が残ったため、船員保険の障害給付を受ける被保険者等を対象として、義肢、補聴器等の製作または修理に要した費用の支給が行われます。詳細は「（一財）船員保険会ホームページ（<https://www.sempos.or.jp/>）」参照

社会福祉関係

- ①戦傷病者特別援護法
- ②介護保険法

その他

- ①自動車損害賠償責任保険法

※厚生年金保険法による補装具給付事業（厚生年金保険の整形外科療養事業）につきましては、平成16年度で廃止となっております。

Close Up Q&A

Q

労働者災害補償保険（労災法）の対象者が、「障害固定前」であるという理由から障害者総合支援法による車椅子の支給を希望した場合、支給は可能でしょうか？

A

障害固定前でも下記の条件を満たせば労災法が障害者総合支援法より優先されます。支給条件として、「両下肢の用を全廃又は両下肢を亡失したことにより、療養（補償）給付を受けている者（概ね3ヶ月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く）であって、症状が固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合」であり、通院、社会生活に車椅子が必要である者となります。また、上記の条件に満たなくても真に必要な場合は、労災法における基準外支給の取扱いが定められています。これらを検討しても労災法での支給条件に満たない場合には、障害者総合支援法による対応となります。

4 社会保障制度間の選択優先順

① 労災関係

労働者災害補償保険法、公務員災害補償法など、業務上に起因する疾病及び障害者への補償として行われる制度

② 社会保険制度

健康保険、国民健康保険、船員保険等の健康保険法等及び共済年金、国民年金などの各種年金法、介護保険法、疾病や不慮の事故、また老後の生活に備えてあらかじめ拠出金をかけておく制度

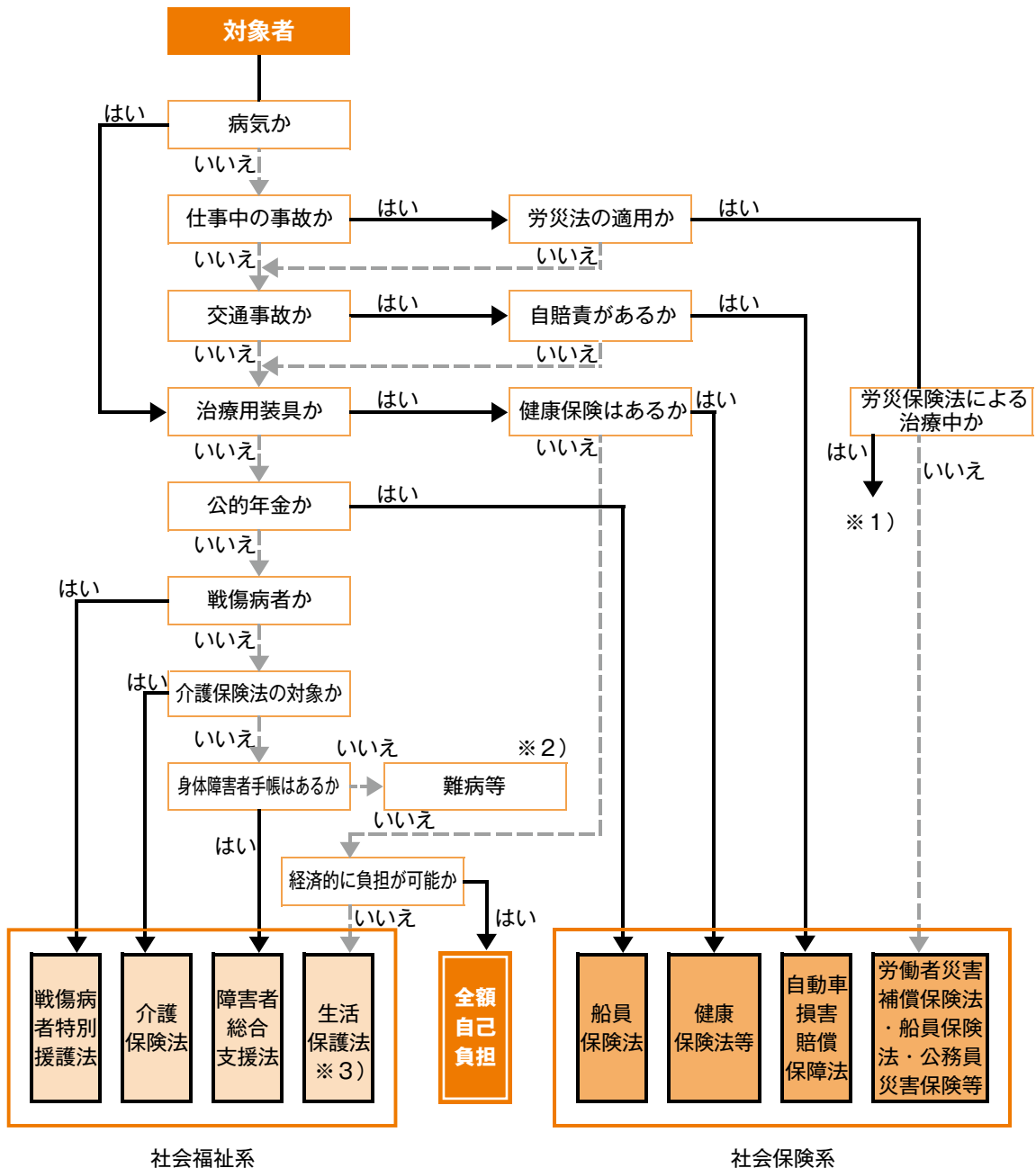
③ 社会福祉制度

障害者総合支援法（旧障害者自立支援法、旧身体障害者福祉法、旧児童福祉法）、老人福祉法など、社会連帯の理念に則り、身体障害者（児）、高齢者等の日常生活ならびに社会参加上の支援を行う制度

④ 公的扶助制度

社会保険及び社会福祉法各法のいずれもが適用困難とされた場合に、初めて、健康で文化的な最低限の生活水準を補償するために適用される制度（生活保護）

5 福祉用具支給制度選択チャート



注) 制度による支給可能種目について

福祉用具を選択する場合、対象者が使える制度の優先性を考慮することも大切ですが、制度によって支給可能な種目が限られていることも念頭に置く必要があります。

例えば各種健康保険による治療用装具では、義肢、装具は作製可能ですが車椅子、電動車椅子、座位保持装置等は治療が目的でないため作製できません。

※1) 労働者災害補償保険法

かつて労災保険における車椅子支給については、障害（補償）給付認定又は症状固定を前提に支給されていました。しかし、平成20年3月31日に厚生労働省労働基準局長から通知（基発0331005号）のあった「義肢等補装具支給要綱の改正等について」において支給対象者の拡大があり、症状固定後においても車椅子の使用が必要と認められる者については、症状固定前で療養中（療養（補償）給付受給中。概ね3ヶ月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く。）であっても、下記の要件を満たし、通院治療、社会生活のために必要性が認められれば車椅子が支給可能となっています。

- ① 療養（補償）給付を受けている者（概ね3ヶ月以内に退院見込みのない入院療養の者を除く。）であって、傷病が症状固定した後においても義足及び下肢装具の使用が不可能であることが明らかである場合
- ② 傷病（補償）年金の支給決定を受けた者であって、当該傷病の療養のために通院している者で、義足及び下肢装具の使用が不可能である者

※2) 難病等

障害者総合支援法では政令で規定された難病等に該当する者は、身体障害者手帳を取得していなくても要件を満たせば障害福祉サービスが利用可能となりました。それに合わせて難病患者等日常生活用具給付事業が廃止となり、福祉用具の利用も障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業と補装具費の支給で対応することになりました。医師意見書、更生相談所の判定の必要性は従来の取り扱いと同様です。

※3) 生活保護法

生活保護の方に治療用装具が必要な場合は、生活保護法による医療扶助での装具作製となります。生活保護の方が身体障害者手帳を取得して補装具が必要な場合は、障害者総合支援法での補装具費支給が優先されます。一方、障害者総合支援法と介護保険法では介護保険法が優先されますが、生活保護受給者は原則として介護保険法に入れませんので介護保険法の貸与種目に一致する種目、例えば車椅子などが必要となった場合は、障害者総合支援法での支給となります。ただし、65歳を過ぎれば、生活保護費から介護保険料を支払い、生活保護者でも介護保険法での貸与（レンタル）を利用することも可能です。

（参考）障害者総合支援法の対象疾病（難病等）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakukushi/hani/



6 制度をまたぐ対応（修理）

自費購入又は他法で交付された補装具の更新、修理については、他法適用の余地がないものは、当該補装具がその身体障害者にとって真に必要なものであるか判断した上で、必要性があれば、障害者総合支援法で対応して差し支えありません（1－7 参照）。

〈補足〉旧身体障害者福祉法及び旧児童福祉法における補装具交付制度は障害者自立支援法（現障害者総合支援法）の補装具費支給制度に一本化されましたが、更生相談所で判定を行うのは18歳以上の障害者分に限られているところが多いのが現状です。従って18才未満から補装具の給付を受けている者が満18歳以後に補装具の申請を行う場合には、新規申請のみならず補装具の更新又は修理においても、更生相談所の判定を受けることが必要です。18歳未満の補装具費の支給決定で市町村が判断に迷う場合は、更生相談所へ助言を求めることが大切です。

1－3 特例補装具

補装具の種目には該当するが、基準（告示）に定められた名称、型式、基本構造等に含まれないものは、通常は支給対象となりません。

障害の状況や生活環境などの真にやむを得ない事情で、こうした補装具の費用の支給が必要な場合は、更生相談所の判定や技術的助言に基づいて支給することができます。これを「特例補装具」といいます。この場合は特例補装具を必要とする明確な理由が認められる必要があります。

また、基準にある補装具に特例の付属部品や特別な機能を追加する場合も、特例補装具として扱っているところもあります。

特例補装具判定は、直接判定により行い、判定会議等により決定されます。

Close Up Q&A

Q

真にやむを得ない事情の考え方を教えてください。

A

補装具費支給の原則は、基準にあるもののうち、必要な効果が期待でき、かつ安価な製品を選択・製作するために要する費用の支給です（同等安価）。そのため、基準にない名称、型式等あるいは基準額を超えるものであることは、特例補装具とする直接的な理由には該当しません。

補装具としての第一の検討事項は、基準にある名称、型式等に対応できるか否かの判断です。基準で対応できない場合には第二の検討事項として、その対象製品であれば対応でき、かつ最も経済面からも合理的なものであると判断されるか否かです。基準で対応できないが合理的と判断される場合、特例補装具としてその費用の支給対象となるものです。

この時の判断としては、医学的な評価のみならず、社会的活動・参加の必要性が重要であり、あれば便利という付加的な要素ではなく、なければ補装具としての目的を達成できないという不可欠な要素であること、といえます。

1-4 複数支給

補装具の支給数は、原則として、1種目につき1個です。

しかし、身体障害者・児の障害の状況、環境に応じて、職業上または教育上など、特に必要と認めた場合には、2個目の支給を検討することができます。

この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所の判定や意見を求めることになります。

1 複数支給の条件

障害の状況等を勘案し、職業上または教育上等特に必要と認められる場合は、2個目の支給または2個分同時の支給をすることができます。

なお、平成18年に現在の補装具制度に移行する際に、基準及び要件を検討してきた補装具等の見直しに関する検討委員会においては、「「就学」とは義務教育に限るものではなく、療育等も含めた広範な教育形態を意味し、また「就労」も企業での雇用に限るものではなく多様な働き方を意味する。」と、まとめられています。

この点をふまえると、職業には、必ずしもフルタイムで勤務する場合だけではなく、在宅勤務を含む短時間就労等も、教育には、普通学校への通学だけでなく、通信教育や院内学級、訪問学級等も含まれると考えられます。

2 個支給の例

- ①車椅子：環境に応じて機能等が違う車椅子を使い分けする必要性が認められた場合
- ②下肢装具：職業上等、清潔区域内で使用するため、生活上と使い分ける必要性が認められた場合
- ③義足：常用と作業用を併給する必要性が認められた場合
- ④補聴器：職業上、教育上両耳装用が必要と認められた場合
- ⑤眼鏡：遠用、近用の両方の必要性が認められた場合の眼鏡（矯正用）
屋外、屋内で使い分けの必要性が認められた場合の眼鏡（遮光用）
- ⑥盲人安全つえ（白杖）：生活や就労など環境条件により、普通用と折りたたみのできる携帯用を使い分ける必要性が認められた場合

2 2個支給と再支給の考え方

2 個支給とは、1 回の申請で同一種目の補装具を同時に 2 個支給する場合と現在使用可能な補装具がある上に同一種目をもう 1 個支給するという場合があります。両者とも使用目的、使用場所、使い分けの頻度などを十分に吟味して、必要性を判断することが重要です。同一のものをスペアとして確保する目的の支給は不適切です。

再支給とは、使用中の補装具が修理不能となった場合に、その代わりとして新たに補装具費を支給することです（1－5 参照）。まだ使用可能な補装具があった場合に再支給を認めてしまうと、2 個目、場合によっては 3 個目になってしまうので注意が必要です。

Close Up Q&A

Q

杖を左右 2 本支給するのは 2 個支給にあたるのでしょうか？

A

歩行能力の程度によって杖が左右 2 本必要な方に支給するものであって 2 個支給にはあたりません。ただし、1 本しか必要がない方への 2 本の支給は 2 個支給にあたり適当ではありません。

Close Up Q&A

Q

補装具の3個目の支給は可能でしょうか？

A

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、「原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができる」とされています。このことから3個目の支給は原則としては考えられません。「3個目がなければならない」とする場合は、補装具費支給制度内における全体的な支給のバランス等も考慮し慎重に対応すべきと考えます。

1-5 再支給

1 再支給の判断

補装具の種目や型式ごとに耐用年数（通常の装用状態において当該補装具が修理不能となるまでの想定年数）が設定されており、通常の補装具費の再支給は耐用年数を過ぎてから行われます（1-6参照）。しかし、障害状況の変化等で身体に適合しなくなった場合や、著しく破損し修理不能な場合は、耐用年数内でも再支給が可能です。ただし、耐用年数の経過後でも、修理等で継続して使用可能な場合は、再支給の対象になりません。つまり、耐用年数の経過状況のみで再支給の可否を判断することがなく、使用中の補装具の状態を確認して判断することが必要です。

なお、災害など本人の責任によらない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費の支給が可能です。

2 前回の判定とまったく同じ補装具を再支給する場合

身体状況に変化がなく、前回の判定と全く同じ処方内容で済む補装具の場合、種目によっては、判定を省略して市町村判断で支給決定する場合があります。取扱いは各自治体の更生相談所によって異なります。

3 障害状況や社会生活上の状況等に変化のある場合

補装具の名称や型式等を障害状況、社会生活の状況に合わせて変更する可能性があります。更生相談所の再判定（初回支給と同様の判定）を受けることが必要になることがありますので、申請受付時に援護の実施機関で、障害状況や生活環境、社会生活上の条件等について詳しく確認し、更生相談所への情報提供とともに再判定の必要性を相談してください。

4 亡失・毀損した場合

災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができます。

5 本人の責任の場合

本人の責任による事情により紛失（盗難を含む）または破損した場合には、原則として自己責任による対応ですが、実情を勘案した結果、再支給がやむを得ないと各市町村が判断できるものについては、必要と認められる補装具を新たに支給することができます。

※盗難については、管轄の警察署へ届け出が行われているか、確認すると良いでしょう。

1-6 耐用年数

告示に規定されている耐用年数は、想定し得る通常の装用状態で使用した場合に、その補装具が修理不能となるまでの予想年数を目安として定めているものです。

個々の障害者の身体状況や補装具の使用頻度や使用環境、作業状況等により、実際の耐用年数には相当の長短があるものと予想されます。

したがって、補装具の再支給（更新）については、耐用年数を経過したことのみの理由で認められるものではなく、部品の交換を行うよりも新たに支給したほうが真に合理的・効果的である場合に認められます（1-5 参照）。

1 実状に沿った対応

個々の障害者の身体状況や使用頻度等により、実際の耐用年数は相当の長短が予想されますので、再支給にあたっては、実情に沿った対応をするよう十分な配慮が必要となります。そのため、耐用年数を経過した後も補装具の性能が十分に保たれ引き続き使用できる場合は、再支給は認められません。また耐用年数の経過前に修理不能となり再支給を行うこともあります。

耐用年数のポイント

- ① 耐用年数が経過していないからというだけの理由で再支給の申請を却下することは適当ではありません。
- ② 耐用年数が経過したからといって、必ずしも再支給が認められるということではありません。
- ③ あくまでも、補装具の使用状況、使用頻度等を勘案し、当該補装具が修理不能なのかどうかを判断すべきです。

2 児童の成長への対応

身体障害児に係る義肢及び装具については、成長等の年齢による特殊性を考慮し、耐用年数に代えて使用年数を定めています。使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取り替えにより修理又は調整を行うこととされています。

3 骨格構造義肢の場合

骨格構造義肢については、必要に応じて部品の交換を行うことにより長期間の使用が可能であることから、義肢の耐用年数を特に規定せず、材料・部品名ごとの耐用年数が定められています。部品の交換修理のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合または部品の交換によることよりも義肢全体を再作製することの方が真に合理的・効果的であると認められる場合には再支給ができます。

4 借受けとの関係

児童では身体の成長、難病患者等では障害の進行に伴い、補装具を短期間で交換せざるを得ないこともあります。平成30年4月からは、借受けに要する費用の支給が認められることになりましたので、借受けの利用を検討することも必要です。

詳しくは、第3章を参照してください。

1-7 修理

1 障害者総合支援法によらない補装具の修理について

補装具の修理については、補装具費支給制度で支給された補装具であるか否かは問わないこととなっていますが、以下の事項についての留意が必要です。

- ① 労災保険法等他の制度において支給された補装具については、その後も継続して当該制度が適用される場合は、原則として、当該制度において修理を行うこととなります。
- ② 介護保険法で貸与された車椅子等については、介護保険法で対応することとなります。
また介護保険法に限らず、貸与物品は補装具費支給制度における修理の対象とはなりません。
- ③ 自費で購入または寄贈を受けたものについては、まずはその補装具がその身体障害者（児）にとって真に必要なものであるかどうかの判断をすることになります。その上で必要性が認められた場合には、修理の対象とすることができます。

更生相談所での判定が必要な理由

健康保険法等で給付された義足を障害者総合支援法で修理したいという場合、労災保険法等他法適用の余地がないと判断されれば、障害者総合支援法での修理が可能です。ただし、

その場合は、義足を障害者総合支援法で支給するのが適当かどうかの判定を更生相談所に依頼し、判定を受けることが必要となります。

また、自費で購入または寄贈を受けたものであっても同様で、それが補装具として障害者総合支援法で支給するものに相当することが必要です。しかし、補装具費による修理、直接必要のない機能やデザイン・素材等の嗜好に関わる部分と判断されたものの修理は、差額自己負担を求めることになる場合もあります（1-8参照）。

1-8 差額自己負担

支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たしても、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超える場合は、その基準額との差額を本人が負担することは差し支えありません。

1 差額自己負担の留意点

障害者本人が、希望するデザイン・素材等を選択することにより基準額を超える部分を差額自己負担することは、差し支えありませんが、以下の点に留意する必要があります。

- ① 種目、名称、型式、基本構造等が告示に定める要件を満たしていること
- ② 差額を自己負担すれば希望が取り入れられるのは、あくまでもデザイン・素材等の嗜好に関わる部分であること

差額自己負担で支給することが認められると考えられる事例

① 眼鏡の場合

チタンフレーム、鼈甲フレーム、超薄型ハードコートレンズ等

② 補聴器の場合

基準額より高額な補聴器や、基本構造が同一範囲内の補聴器（[2](#) 参照）

③ 車椅子の場合

スポーツタイプ車椅子（日常生活に使用可能な形状を有するものに限る）、チタンフレーム、特殊な塗装色等

差額自己負担で支給することが認められない事例

① 補装具の名称が異なるため認められない場合等

例えば「立ち上がり補助機能付き車椅子」を希望するケースについては、当該機能の必要性が認められなければ、「補装具の名称」に係る本人の希望と市町村の判断（例えば「普通型車椅子」）が異なるため、「却下」することとなります。

なお、「立ち上がり補助機能付き車椅子」の必要性が認められれば、特例補装具として取り扱うこととなります。

② 補装具の種目が異なるため認められない場合等

例えば、「電動（電動アシストを含む）車椅子」の必要性を希望するケースについては、当該種目の必要性が認められなければ、「補装具の種目」に係る本人の希望と市町村の判断（例えば「手動の普通型車椅子」）が異なるため、「却下」することとなります。

なお、「電動（電動アシストを含む。）車椅子」の必要性が認められれば、通常の方法により補装具費を支給することとなります。

② 補聴器の場合

障害者本人が希望する補聴器の名称と更生相談所の判定が異なる場合であっても、基本構造が同一範囲内の補聴器であれば（以下に示す同一枠内）、差額自己負担を条件として支給の対象とすることは各自治体の判断であり得ます。

- ① 高度難聴用ポケット型、耳かけ型及び耳あな型の選択
- ② 重度難聴用ポケット型と耳かけ型の選択
- ③ 骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型の選択

③ 重度障害者用意思伝達装置の場合

本体としてパソコン（PC）を用いている場合であっても、補装具は専用機器であるためには組み込み装置として専らその用途に供することが要件であり、他の用途で利用することは認められないと考えるのが妥当です。このとき、主たる構成要素である PC は、装置を作動するために必要なものであり、過剰な性能や、利用者の要求に合わせて選択・変更できるものではありません。

そのため、差額自己負担で PC の変更を求めている場合は、目的外利用と考えられ、補装具費支給制度の趣旨を超えていることから、それを認めることは不適切といえます。対応する場合には、本体（PC）を自己負担としてソフトウェア部分のみを特例補装具で認める方法や、補装具ではなく、日常生活用具の情報・通信支援用具においてソフトウェアの給付を申請するように勧める方法が考えられます。

④ 差額負担のポイント

使用者本人が基準額を超える部分を差額自己負担し、希望するデザイン・素材等を選択した結果、当該補装具の修理について基準額では対応できない事態が生じた場合は、その修理費の差額についても自己負担することとなります（1－7 参照）。

Close Up Q&A

Q

差額自己負担が認められるのはどのような場合でしょうか？

A

当該種目の補装具の必要性が認められていることが大前提です。例えば車椅子のデザイン性を重視して基準額を超えるものを希望する場合などがあげられます。必要性が認められないにもかかわらず、差額自己負担を理由に基準額までを支給することは不適當です。

1-9 高額な製品・部品への対応

1 高額な完成用部品

類似の機能がある完成用部品の中から高額な完成用部品を選択する場合は、その理由を明確にする必要があります。例えば、膝継手の選択などで同等の機能で使用効果に大きな差がなければ、同等安価の考えで基準額の安い方を選択するのが基本です。ただし、本人が使い慣れているものなどがある場合、別の製品ではボディイメージが変わることで使いにくいことがあり、慎重な判断が求められます。また、申請者側に高い製品だと今以上に歩けるようになるなどの思いが先行している場合もあり、注意が必要です。処方する製品の機能を使いこなすことができるかを確認することが重要です。

2 基準額以上の高額な製品・部品

高額な製品や完成用部品の、判定にあたってはその必要性につき明確な理由が求められ、確認するとよいと思われる事項を下記に示します。

① 今まで使用してきた補装具がある場合

- どうしてこれまでの製品・部品では対応できなくなったのか？
- 活動性の向上という理由は本当か？（義足の継手をより高機能、高額なものに変更希望の場合など）
- その製品・部品がなくては生活・就労ができないのか？

② 初めてその補装具を使用する場合

- その製品・部品がない今はどうやって生活・就労しているのか？
- その製品・部品を使用することで何が期待できるのか？
- 使用により日常生活で自立する部分があるのか？

③ 共通事項

- 高額・高機能なものに過度な期待ではないのか？
- ボディイメージを変えられるか？ 使いこなせるのか？

- その製品・部品を使用しないことによる医学的な問題はあるのか？

③ 重度障害者用意思伝達装置の場合

これまで、特例補装具費として支給されていた視線入力により意思伝達を行う装置は、平成30年4月より修理基準に「視線検出式入力装置（スイッチ）交換」が規定され、通常の補装具費としての支給対象となります。しかし、一体型の場合は、その基準額（本体価格＋入力装置価格の積算額）を大きく超えることになります。この際、申請者にとって一体型が真に必要であり、それが最も合理的と考えられるならば、特例補装具費としての支給対象になる可能性があります。個々の申請者の環境から適切な判断が求められます（1－3参照）。

また、視線検出式入力装置（スイッチ）には、複数の価格帯の製品があるため、基準額を上限として適切なものを選択し、適正価格を支給するように判断することに留意が必要です。

1－10 介護保険法による福祉用具貸与との適用関係

① 優先順位

車椅子及び電動車椅子（付属品を含む）、歩行器、歩行補助つえについては、障害者総合支援法の補装具費支給制度より介護保険法の福祉用具貸与の方が優先されます。

ただし、医師や更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目についても、障害者総合支援法に基づく補装具費として支給して差し支えありません。

根拠となる通知

「障害者総合支援法に基づく総合支援給付と介護保険法との適用関係等について」（平成19年3月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知）

② 留意点

- ① 介護保険法の認定を受けている場合（対象者であるが認定を受けていない者も含む）は、まず介護保険法による対応を検討します。

その結果、介護保険法での必要性は認められても、身体等の状況から介護保険法の福祉用具では対応出来ず、オーダーメイド等での対応が必要と考えられる場合に、障害者総合支援法での補装具費支給申請を受け、更生相談所の判定に基づき支給決定をします。

判定依頼をする場合は、介護保険法による貸与の検討を行った結果を調査書等に市町村の意見として記載してください。

- ② 40歳以上65才未満であって特定疾病により障害がある場合は、介護保険法の第2号被保険者でもサービス利用対象者となる可能性がありますので、注意してください。サービス

利用対象者に認定されれば、介護保険法優先の原則が適用になります。

ただし、生活保護の介護扶助を受けている40歳以上65才未満の医療保険未加入者で、特定疾病（1－15参照）により要介護又は要支援の状態にある者については、障害者総合支援法の補装具費支給制度が優先となります。（「介護扶助と障害者総合支援法に基づく総合支援給付との適用関係等について」（平成19年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照のこと）

- ③ 介護保険法による貸与の対象者となる前から補装具費の支給を受けている場合、利用中の補装具の修理や再支給が必要になった場合、他法優先適用を理由として、一律に支給を認めないとするのは不適切必要です。①にも記載のあるとおり、個々の状況で判断し、介護保険法の福祉用具で対応出来るか否か、オーダーメイド等での対応が必要と考えられるか否かが、判断のポイントとなります。現に、支給を受けている補装具が介護保険法の福祉用具で対応できる場合は介護保険法で、そうでない場合には補装具での対応が必要となります。

特定疾病とは…

- 1 がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 2 関節リウマチ
- 3 筋委縮性側索硬化症
- 4 後縦靱（じん）帯骨化症
- 5 骨折を伴う骨粗鬆（しょう）症
- 6 初老期における認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ）
- 7 進行性核上性麻痺（ひ）、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 8 脊髄小脳変性症
- 9 脊柱管狭窄（さく）症
- 10 早老症
- 11 多系統委縮症
- 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 13 脳血管疾患
- 14 閉塞性動脈硬化症
- 15 慢性閉塞性肺疾患
- 16 両側の膝（しつ）関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険法施行令第二条

Close Up Q&A

Q

介護保険法で貸与できないレディメイドの車椅子が必要な場合、補装具として支給が可能でしょうか？

A

利用する制度として介護保険法が優先される中、介護保険法で貸与できない高機能性、耐荷重性、サイズなどが申請者の必要性に合致する車椅子、電動車椅子の場合は、レディメイドであっても補装具として認めることは可能です。

1-11 施設や病院への入所、入院中の補装具の取り扱い

1 取り扱いのポイント

- ① 健康保険法等の治療材料の対象となる義肢・装具等は、健康保険法等で対応します。
- ② その他、以下の場合等では実態を十分調査したうえで必要性があれば、更生相談所の判定に基づき支給できます。
 - ・ 退院の見込みがあり、退院後も使用が予定され、入院中から補装具を使用することにより装着訓練、使用訓練等で有効な利用が図られる場合。
 - ・ 車椅子で、障害者の体型・体格、障害状況の理由でどうしてもオーダーメイドの車椅子を作製しなければならず、病院の備品の車椅子では著しく対応困難な場合。
 - ・ 療養型病床、精神科病棟等に長期入院している者で入院生活の中で補装具が必要な場合。車椅子の場合は、病院の備品では対応できない身体状況である場合。

十分な確認を

入院中の場合は、障害が固定していない場合もあります。障害（身体状況）の変化により支給後の不適合が生じることも懸念されるので、障害が固定しているかどうかの確認は十分に行う必要があります。

Close Up Q&A

Q

施設入所者に個別に車椅子を支給することは可能でしょうか？

A

標準的な機能の施設備品では対応できず、真に本人用の車椅子が必要なケースについては、個別支給することは可能です。身体機能が変化して恒常的に車椅子を使用する必要性が生じ、施設備品ではサイズが合わないために姿勢が崩れて車椅子の操作や駆動が困難な場合や、適切な車椅子の利用により明らかに作業能率やADLの向上が見込まれる場合などが考えられます。ただし、通過型の施設利用者で申請者が介護保険法の対象である場合は、本人用として支給すべきか否か、退所後の生活状況も勘案した慎重な判定が求められるところです。

1-12 業者の情報提供

1 適切な選定のために

市町村は、申請者が補装具業者の選定及び契約等をするにあたって適切な補装具業者を選定できるように、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検証したうえで情報提供することが必要です。

例えば、レディメイド製品や各種の部品を組合せて適合・調整を行う補装具等では、補装具業者が自ら適合・調整を行うことができるか、取次店としての役割に限られているのかも考慮する必要があります。

義肢及び装具に係る補装具業者の選定

義肢装具士を配置することが望まれます。詳細は（公財）テクノエイド協会が提供している情報（ホームページ等）を参考にしてください。

【参考】（公財）テクノエイド協会ホームページ <http://www.techno-aids.or.jp>

補聴器について

（公財）テクノエイド協会が認定している認定補聴器技能者の従事する販売店などを参考にしてください。

1-13 引き渡し後、9ヶ月以内に生じた破損又は不適合

現在の補装具費支給制度は利用者と補装具製作者の契約に基づくものであるため、契約の内容にもよりますが、補装具の引き渡し後9ヶ月以内に、通常の使用状態のもとで破損または不適合があった場合には、その補装具を製作した補装具製作者の責任において改善することになります。

また、一度修理した部位について、修理後3ヶ月以内に再度生じた破損または不適合についても、その補装具を製作した補装具製作者の責任において改善することになります。

補装具費支給の実施主体となる市町村においては、その点を契約に明記するように指導することが求められます。また、実情として市町村との間で代理受領の登録を行う場合が多いと思われますが、市町村は登録の条件として、この旨を盛り込んでおくことが有効です。

1 破損等の取り扱い

補装具の引き渡し後9ヶ月以内に、通常の使用状態（災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的または病理的变化により生じた不適合、目的外使用、取扱不良等のために生じた破損または不適合を除く）のもとで破損または不適合があった場合には、当該補装具を製作した補装具製作者の責任において改善しなければなりません。

また、一度修理した部位について、修理後3ヶ月以内に再度生じた破損または不適合（告示の修理基準に規定されている調整、小部品の交換または修理基準の種目欄、名称欄、型式欄及び修理部位欄に定められていない修繕のうち軽微なものであること。上記括弧書きの災害等により免責となる事由を除く）についても、補装具製作業者の責任において改善しなければなりません。その他の事由（上記括弧書きの災害等により免責となる事由等）については、修理の妥当性を判断のうえで行うこととなります。

1-14 児童補装具に関する助言

児童補装具の市町村における支給決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること、とされています。自治体によっては児童補装具の判定まで行っている更生相談所がありますが、多くは助言で対応しています。

指定自立支援医療機関の医師が作成した補装具費支給意見書の内容からだけでは希望する補装具の必要性が判断できないこともあります。義肢や装具など失なわれた身体機能を補完する補装具の支給決定に迷うことはないと思われそうですが、訓練的な要素のある高額な起立保持具、外国製の高額な車椅子、特例補装具になるものなどを求められた場合は、慎重な判断が必要です。

対象児の身体状況はもちろんのこと、生活状況、補装具の使用場所、頻度、付属品がある場合はその必要性などを十分に吟味した上で支給決定する必要があります。意見書を作成した主治医との情報交換を密にすることが望まれます。

なお、借受けの場合には、意見書に記載されている借受けの必要性から、市町村は更生相談所に助言を求め、その連携のもとに判断することが望まれます。

1-15 難病患者

難病患者においては、身体障害者手帳の交付を受けていなくても、一定の条件の下補装具費の支給をはじめとした障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用（申請）が可能です。

各法で対象となる難病については別々に規定されていますので、補装具費の支給をはじめとした障害福祉サービスの利用においては、障害者総合支援法に基づいた病名で記載することが求められます。また、難病法及び障害者総合支援法の対象となる難病は、引続き見直し・検討が行われているので、今後変更になることがあります。

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障害者総合支援法の対象となる難病は、「難病等（治療方法が確立していない疾病その

他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)」となっています。

なお、障害者総合支援法の対象疾病は、指定難病より対象範囲が広がっているため、難病法に基づく指定難病と障害者総合支援法の「特殊の疾病」で異なる疾病名を用いているものがあるので、意見書等への記載においては注意が必要です。

② 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）

難病法に基づく指定難病は、旧（難病法施行以前）の特定疾病医療費助成の56疾病を含む難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患及び関節リウマチの指定から始まり、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会の審議を経て順次追加されています。

なお、前述の障害者総合支援法における「特殊の疾病」についても、指定難病の追加・変更を受けて変更されることになります。

③ 介護保険法

介護保険法で、第2号被保険者（40歳から64歳）でもサービス利用対象者となりうる特定疾病を16種類定めています。特定疾病の中には難病以外も含まれますが、介護保険法が優先適用されるので留意が必要です（1 - 10 参照）。

（参考）障害者総合支援法の対象疾病（難病等）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/hani/



2 補装具費支給事務の円滑な運用

2-1 医師意見書作成の留意点

補装具は、①身体機能を補完・代替するもので身体に装着（装用）して用いる、②使用目的としては日常生活又は就学・就労に用いる、③支給に際しては専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要すると定義されています。

補装具に係る医師の意見書（補装具費支給意見書）は補装具処方の根幹を成す書類であり、支給（購入・借受け・修理）の根拠となるものです。そのため補装具費の支給に際しては、身体障害者手帳などを確認すれば誰にでも分かるような一部の補装具（例：盲人安全つえなど）を除き、すべての種目において更生相談所の直接判定や書類判定が求められています。

医師による意見書の作成にあたっては、第1に、身体の構造や機能を十分に理解したうえで製作する必要がある、そこに医師が医学的観点から処方する意義があります。したがって、医学的にみた補装具の必要性和期待される効果を明記することが必須条件です。

第2には、補装具使用者の日常生活、就学・就労の状態、その目的を達成するために何が必要かなど、種々の社会生活要件を考慮する必要があります。そのためには、身体構造や機能との適合に加え、実際の生活環境や生活スタイル、使用頻度などについても調査し、その結果を基に総合的に判断する必要があるでしょう。補装具の借受けは、成長や障害の進行に対応したり各種の製品や部品を比較検討するだけでなく、実生活における具体的な使用効果を確認するものです。必要に応じて借受けを行い、一定期間の使用によって生活環境との適合を確認したうえで、必要な製品や部品を選択・処方した根拠を明記してください。

第3は、判定書または意見書は医師だけで作成するものではありません。補装具の処方にあたっては、前述したように医学的判断だけでは済まない社会的情報の必要性も多々ありますが、それだけでなく、耐用年数に対する配慮や製作者が提出する見積書との突き合せなど、事務的な側面にも配慮しなければなりません。医師の意見書に基づいて更生相談所が判定する補装具あるいは市町村が判断する補装具では、医師の意見書による文書判定で支給決定されますが、意見書はそれらすべての要件を組み込んだ唯一の証拠書類です。そのため内容的には、処方チーム全体の情報と判断を反映したものとする必要があり、医師はそれらを代表して作成する立場にあります。

医師の意見書は市町村の窓口に出され、多くの場合、事務職の担当者がそれらを分類し、必要な書類を更生相談所に送って判定を依頼することになっています。したがって、最初に意見書を見るのは医師やリハビリテーション専門職ではなく、医学的知識が乏しい事務職であることに配慮すべきです。以下に、意見書に記載すべき具体的事項を示しますので参考にしてください。

①診断名、②障害名、③医学的所見、とくに補装具を必要とする根拠となる所見、④処方する補装具の正式名称、⑤使用目的と見込まれる使用効果、⑥使用環境や使用頻度など、

製作上の工夫に関係する社会生活要件、⑦具体的な処方内容など。

なお、借受けの必要性は更生相談所の判断によります。希望がある場合には、その点も考慮して要点をまとめ、分かり易く記載するように努めてください。

2-2 更生相談所の役割と機能、今後のあり方

更生相談所は、身体障害者福祉法第11条に基づき設置されている専門機関で、都道府県が身体障害者の更生援護の利便のため、また市町村の援護の適切な実施を支援するために設けなければならないとされているものです。なお、政令指定都市にも更生相談所を置くことができるとされており、大都市のある県では複数の更生相談所が設置（最多は神奈川県で4か所）されています。

補装具に係る更生相談所の役割は、いうまでもなく専門の立場からみた要否判定と適合判定です。具体的には、①来所された障害当事者（補装具使用者）を実際に診察して判定する場合、②主治医などの意見書に基づいて判定する場合、③地域の拠点会場に出向いて判定する場合、④自宅を訪問して判定する場合などがありますが、これらはいずれも障害当事者の社会生活上の便宜を図るために設けられているもので、いずれにおいても、補装具をより適切に、より早く支給するために行われるものです。そのため、医学的観点からみた補装具の必要性、使用目的に対する有効性、生活環境や生活スタイル、使用頻度などを勘案した補装具製作上の工夫が適切に処方に反映できるよう、医師をはじめ、リハビリテーション専門職、社会福祉職、事務職などがチームを組んで対応する体制が求められています。迅速に支給することは重要なことですが、適切なものでなければうまく使えませんので、その質的保障を図ることは何よりも重要です。

しかし、全国の更生相談所の現況はかなり厳しく、種々の条件から十分な人材を配置できない事情があります。その結果、各更生相談所の体制には地域格差が生じており、補装具の要否判定においても全国一様とはいえません。

更生相談所の今後のあり方として重要なことは、このような地域格差を改善し、補装具判定の内容を全国一様に近づけることです。そのためには、①補装具費の支給判定に係る疑義解釈（Q&A）や本ガイドブックによる情報共有、②全国更生相談所長会議の下に設置された「補装具判定専門委員会」における補装具判定のQ&Aをさらに発展させ、各更生相談所の判定機能を相互に支援する必要があります。一方、各更生相談所の立場としては、それぞれが地域の医療や福祉機関と連携し、「借受け」を活用した補装具判定の実績を積み重ねることです。個人の判定能力に依存するのではなく、臨床現場でチームによる実証的判定経験を積むことが求められています。それらの経験を相互に交流するとともに、補装具に係る国内外の技術情報を共有するネットワークの構築は、今後を展望する重要な基盤システムになるでしょう。

3 判定困難事例

1 介護環境から判断して高額部品を却下した事例

障 害 名・等 級	両上肢機能障害 1 級
性 別・年 齢	男性 40 代
原 因 疾 病 名	頸髄損傷
補装具の種目・型式等	電動車椅子
価 格	314,000 円（電動チンコントラローラーアーム部分の価格）

事例概要

高位頸髄損傷で両上下肢、体幹機能は全廃している。顎の随意動作でチンコントローラーを介して電動車椅子の操作が可能である。パソコン作業を仕事として就労している。

マウススティックによるパソコン操作時に、目前にあるチンコントローラーが操作範囲を制限してしまうため、これまでは、介助者が手動でコントロールボックスを移動して対応する必要があった。又、単独での外出時にチンコントローラーの位置がずれると一人で対応できないことも不便であった。これらの問題に対応するために、チンコントローラー自体を電動で目前まで移動できる機能を希望して修理対応の申請がなされた。

判定の経過・結果と根拠

耐用年数内の電動車椅子本体はもちろんのこと、チンコントローラー部分も破損しているわけではない。これまでと同様の使い方であれば使用可能である。電動でのチンコントローラーアームの移動は便利な機能であることは理解できるが、本事例の生活スタイルでは常時介護者がついていることもあり、判定結果は不相当とした。

特記事項・コメント

高位頸髄損傷でチンコントロール操作を使用する場合、コントロールボックスやアームがパソコン操作など正面での作業を妨げない環境が設定できるかという視点が、判定時にも要求される。一般的には介助者がいれば手動対応が選択される。確かに、姿勢保持の観点からずれが生じにくい電動ティルト機能による姿勢変換、チンコントローラーを電動で内外に振る機能は、より多くの自立活動の支援となりうる。ただし、より多くの電動化で、介護が不要となるわけではないため、公費負担の観点からも、どこまで対応するべきかは対象事例の生活スタイルを考慮して判定すべきである。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

2 医学的根拠から高額な電動車椅子を却下した事例

障 害 名・等 級	左上肢右下肢機能障害 1 級
性 別・年 齢	女性 30 代
原 因 疾 病 名	外傷性低髄液圧症候群 反射性交感神経性ジストロフィー
補装具の種目・型式等	電動車椅子（6 輪 4 輪駆動式）、車椅子 普通型
価 格	3,400,000 円

事例概要

外傷性低髄液圧症候群 反射性交感神経性ジストロフィーと診断され、右下肢機能全廃 3 級、左上肢機能全廃 2 級の 1 級身障手帳を取得している。平地は車椅子の自走が可能である。週 3 回の通院をしており、急で長い坂道があるため、電動車椅子の希望となった。電動車椅子の条件として、振動があると低髄液圧症のため気分が悪くなり使用できないとの理由から震動が少ない機種として、6 輪 4 輪駆動の電動車椅子、併せて普通型車椅子を希望しての申請である。

判定の経過・結果と根拠

医学的に自覚症状の永続性、通院治療の必要な期間が明確でないと考えられた。又、希望する機種でなければならない理由、他の機種では対応できないのかが不明確なことから、振動と機種による使用上の違いを、工学研究所で測定してもらい分析まで行った。

結論として、希望する機種であっても障害への影響や有効性などを明確に示す根拠は得られなかった。したがって、判定としては標準的な機種で処方し、どうしても当該機種を希望する場合は差額自己負担とした。申請から判定結果まで 1 年半を要した。

特記事項・コメント

本事例は平地での普通型車椅子の自走が可能であり、電動車椅子の支給対象である「重度の歩行困難者であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代償できない者」に該当しない。ただし、日常生活圏に悪路、坂道等が認められる場合は対象となることもある。本事例は標準的な電動車椅子の必要性は認められるものの通院手段に振動が少ない高額な電動車椅子を使用しなければならないという理由は、永続性と使用効果が不明確であり、生活の自立に必要な補装具として支給することは不適當と考えられる。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

3 過体重に対して同等安価で対応できた電動車椅子の事例

障 害 名・等 級	体幹機能障害1級
性 別・年 齢	女性 30代
原 因 疾 病 名	関節炎
補装具の種目・型式等	電動車椅子 電動リクライニング・ティルト式 普通型
価 格	見積約 2,500,000 円 最終 1,172,000 円

事例概要

関節炎治療のために、ステロイド剤を使用している。歩行は数mしかできず、上肢には痛みもあり、普通型車椅子自走は困難。体重が120kgを超えており、国産の標準的な電動車椅子は、耐荷重的に選択できないとの理由から高額な外国製電動車椅子の申請となった。

判定の経過・結果と根拠

もともとの生活支援が必要であるため、服薬・通院・栄養指導等でも介入した。デモ機での操作訓練も含めて、生活相談は15回以上関わった。同一姿勢による痛み、過体重による呼吸苦もあり、姿勢変換の必要性が認められ、単身生活者であることから電動リクライニング・ティルト機能の利用は適当と判断した。メーカーと調整し、国産電動車椅子のフレームを補強することで対応可能となり、適当と判定した。

判定後の状況

福祉車両併用で単独での通院が可能となり、有効に利用されていることを確認した。

特記事項・コメント

車椅子・電動車椅子の規格に示されている制限体重以上の方の相談が増えてきている。座幅などサイズの問題だけでなく、過体重に対する製品の耐久性、安全性への配慮が必要である。過体重の障害者に対しては耐荷重対応の車椅子・電動車椅子を支給するという環境因子への対応だけでなく、生活習慣の改善、服薬管理、栄養指導等の健康管理など総合的な関わりが重要となる。本事例のように、生活改善の相談にも更生相談所が対応し、操作訓練を経て判定結果を出すことは適切な対応である。国産品を補強することで対応できたことは同等安価の観点からも適当であったと言える。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

4 介護保険法の適用のため却下した車椅子の事例

障害名・等級	四肢体幹機能障害1級
性別・年齢	女性 60代
原因疾病名	後縦靭帯骨化症
補装具の種目・型式等	車椅子 普通型
価 格	144,000 円

事例概要

障害者自立支援法施行前に身体障害者福祉法で車椅子普通型（レディメイド）が給付されている。

その作り替えを希望。医師の意見書に「オーダーメイド（寸法は今までと同じもの）」と記載されていた。介護保険法にて要介護認定を受けており、介護給付の福祉用具貸与の利用が可能な対象者である。今回は、自分のものが欲しいとのことで障害者総合支援法補装具費支給制度での申請に至る。

判定の経過・結果と根拠

市の障害福祉担当者に確認したところ、介護保険法の毎月の利用料（自己負担分）を支払うことに抵抗があり、申請に至った経緯が判明。介護保険法で貸与していただくこととして不適とした。

判定後の状況

介護保険法での貸与には抵抗がある様子で、障害者自立支援法施行前に身体障害者福祉法で給付された車椅子普通型（レディメイド）を継続して利用しているとのこと。

特記事項・コメント

障害者総合支援法に基づく総合支援給付と介護保険法との適用関係等については厚生労働省からの通知（障企発第 0328002 障障発第 0328002 平成 19 年 3 月 28 日）を参照。

介護保険法サービスが優先されるが、介護保険法で貸与される福祉用具は標準的なレディメイドの中から選択するため、障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合は障害者総合支援法での対応となる。本事例のように標準的なサイズの車椅子であれば、介護保険法の利用を優先せざるを得ない。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

5 高額なレディメイド座位保持装置を不適と助言した児童事例

障 害 名 ・ 等 級	両上肢・移動機能障害1級
性 別 ・ 年 齢	男性 10代
原 因 疾 病 名	脳性麻痺
補装具の種目・型式等	座位保持装置（リクライニング・ティルト式手押し型車椅子機能付き）
価 格	1,239,000 円

事例概要

重度の脳性麻痺児童で、高度側彎と股関節脱臼を併発。筋緊張が強く、背筋へのボトックス治療を継続して受けている。主治医からレディメイドのリクライニング・ティルト式車椅子付き座位保持装置を勧められ申請に至った。特別支援学校中等部に在籍し、主に学校内での使用を前提としていた。主治医意見書では、筋緊張亢進が高度であり、従来の座位保持装置を移動具と組み合わせて使用した場合、良好な姿勢保持が困難であること。申請補装具ではティルト操作時に重心位置が変わらずスムーズな操作が可能であること。座部がモジュラー方式で選択可能であり、成長に合わせて調節できることが記載されていた。児童特例補装具となるため所管する福祉事務所から助言の依頼があった。

判定の経過・結果と根拠

書類により判断した。障害状況からリクライニング・ティルト機能がある座位保持装置は必要と認められた。ただし、基準額内のオーダーメイドによる補装具として作製することが可能であり、当該補装具でなければならない身体的条件及び環境要因は認められなかった。過剰な筋緊張亢進が出現しないような姿勢管理は、従来のティルト機構により可能と思われた。特例補装具としては不適である旨、福祉事務所に助言した。

特記事項・コメント

多くの高額・多機能なレディメイドのモジュラー方式座位保持装置が開発され、福祉用具の開発・改良という点では評価される。ただし、介助操作のスムーズさ、モジュラー方式や成長対応の調節式等の製品として優れた機能があることをもって特例補装具の支給根拠とはなり得ない。障害児や介助者にとって便利なものであることは理解できるが、この製品でなければならないという医学的根拠が乏しいことが多い。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

6 検討を重ねて却下した児童の歩行器の事例

障 害 名・等 級	脳原性両上肢・移動機能障害 1 級、言語機能障害 3 級、呼吸機能障害 4 級、最重度知的障害
性 別・年 齢	男性 10 代
原 因 疾 病 名	脳性麻痺、肺疾患
補装具の種目・型式等	歩行器（姿勢保持機能付き）
価 格	97,000 円

事例概要

脳性麻痺による重度の四肢体幹麻痺、不随意運動に伴う筋緊張亢進、姿勢コントロール不良により抱っこ及び座位保持装置使用以外は寝ている状態である。しかし遊びや声かけに対し反応があり、安楽な姿勢を介助することで、四肢及び頭部の随意的運動も見られる。医療機関で週 2 回の立位訓練を行い、姿勢保持機能付き歩行器を試したところ、足が出せたことから歩行訓練になるとの主治医の勧めで申請に至る。

判定の経過・結果と根拠

来所による医学的判定を実施したが、デモ機による試乗の結果、使用操作が不充分であった。訓練及び操作時の動画を要すると判断したため処方は見送りとした。後日、動画で判断したが希望する機種を使用しての歩行は実用性に乏しく、現時点では訓練用としての道具であり、補装具の処方には相当しないと判断した。

その後、当該機種の貸し出しを受けて使用してきたが、時間をかければ歩行は可能との理由で再度判定依頼があった。来所による医学的判定では再度歩行器操作が不充分の状態と判断。訓練時の動画を再び求め、昨年より歩行距離の延長などある程度の効果を認めた。家族に使用計画の提出、近隣各県・市への照会、メーカーへの支給実績を求め所内検討会議で協議した。厚生労働省から「当該ケースの使用目的は訓練用であり補装具とは認められない」との意見も得た。以上を踏まえ協議の結果、補装具としては不相当と判定した。

特記事項・コメント

最重度の知的障害が操作不充分の一因であったこともあり、判断に苦慮した事例である。高額な類似の姿勢保持機能付き歩行器が開発されているが、障害児の訓練器具としての有効性が実証されていても補装具として個別に処方することは慎重な対応が求められる。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

7 レディメイド歩行器を認めた児童事例

障 害 名・等 級	体幹機能障害1級
性 別・年 齢	女性 10代
原 因 疾 病 名	脳性麻痺
補装具の種目・型式等	歩行器（腰掛付き前方支持型）
価 格	100,000 円

事例概要

体幹機能障害のため移動に制限がある。歩行時には体幹を支える必要があり、これまで腰掛付き前方支持型の歩行器を学校で使用してきた。身体的な成長に伴いサイズが合わなくなったとの理由から身体に適合する同じ機種の歩行器を希望し判定に至った。

判定の経過・結果と根拠

医師意見書を参考に書類判定を行った。身体機能の状況から体幹を支えることで歩行が可能であるとの意見であった。また、既にサイズの小さい同機種の歩行器の使用経験があり、この歩行器を使用することで学校内の移動が実用的となると判断した。しかし、本歩行器はレディメイドであり、学校内だけの移動に使用するのであれば同様の障害状況の誰もが使用可能な器具と捉え、個別の事例に支給してよいものか判断に苦慮した。

対象児の生活様式を確認したところ、学校内に限らず、学校以外での移動にも使用する機会があるとのことであった。申請にあたり他の歩行器を試用してみたが体幹が安定せず実用的な移動が困難であることが確認され、本事例の判定結果は適当とした。

特記事項・コメント

補装具の種目の内、他の障害児も共用できるレディメイドであって学校のみで使用するものについては、教育上、学校に具備すべき備品の範囲で対応できるのかどうかを確認する必要がある。又、学齢前であっても通所している施設のみで訓練用として使用する場合も同様に考えられる。

ただし、学校・施設内の移動にとどまらず、対象者の日常の移動に必須となる場合は、補装具としての対応が適切と思われる。その場合、基準額内での対応を原則とするが、告示された歩行器の基本構造、基準額では対応できない場合のみ歩行器の特例補装具として扱われることが望ましい。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

8 高額な歩行器を差額自己負担とした児童事例

障 害 名・等 級	両上下肢機能全廃1級
性 別・年 齢	男性 10代
原 因 疾 病 名	頭部外傷後遺症
補装具の種目・型式等	歩行器
価 格	253,000 円

事例概要

交通事故により受傷。遷延性意識障害、四肢麻痺が存在したが、徐々に回復がみられた。リハビリテーション目的の入院中にレディメイド歩行器を使用し歩行訓練開始。歩行機能は徐々に改善し、現在は外来通院しつつ、家庭内及び学校内で今回申請の歩行器をレンタルで使用し、今回の申請に至った。

特例補装具として所管する福祉事務所から助言の依頼があった。

判定の経過・結果と根拠

申請書類からは歩行器の必要性が十分に認められなかった。意見書作成医師、家族に使用状況などを問い合わせたところ、以前使用していた歩行器では不整地、学校運動場などでの歩行がスムーズでないこと。日常活動として、運動場で活発に活動しており意欲が高いことの説明があった。しかし、以前から使用していたレディメイドの同等安価な特例補装具歩行器が現状で充分機能しており、今回申請された補装具でなければならぬ理由が認められなかった。自治体において特例補装具費支給限度額に関する内規を定めており、この内規に示した額の範囲内で同等安価な特例補装具歩行器は認めることとし、高機能高額な歩行器を希望し限度額を超えた場合は差額自己負担とした。

特記事項・コメント

本事例の日常の移動手段は、学校内に限らず家庭においても歩行器を必要としていたことから、補装具として歩行器を支給することは適当である。補装具の適応においては同等安価を原則としているが、特に特例補装具費の支給にあたっては申請された補装具でなければならない理由を明確にすることが重要である。場合によっては、同等の機能を持つ、より安価な他の補装具の適応を進める視点も忘れてはならない。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

9 高額膝継手を他の継手と比較して却下した事例

障 害 名・等 級	右大腿切断3級
性 別・年 齢	男性 40代
原 因 疾 病 名	糖尿病性壊疽
補装具の種目・型式等	大腿義足 膝継手 単軸膝遊動式（空圧・油圧式電子制御）
価 格	膝継手 836,500 円

事例概要

糖尿病性壊疽による大腿切断例。健側下肢に問題はない。事務所を経営し、職場の4階まで日常的に階段昇降が行われている。現在、多軸膝遊動空圧式電子制御の膝継手を使用しているが、交通機関内での揺れや他者との接触で膝折れ、転倒することがあった。

職業上の理由から公共交通機関での移動や階段昇降は不可欠であり、安定性を求めてより高機能な膝継手の希望に至った。

判定の経過・結果と根拠

希望する高機能な単軸膝遊動式（空圧・油圧式電子制御）膝継手に加えて、現有の多軸膝遊動空圧式電子制御の膝継手、多軸膝ロック式バウンシング機能付き膝継手の3種の膝継手の比較試用を行い処方検討を行った。希望する膝継手を使いこなす能力があることは認められたが、その膝継手でなければならない理由はなく、適応対象として該当しないと判断した。ソケットの不適合があったため、ソケット交換の修理対応のみ行った。

特記事項・コメント

職業・住環境の特性からも適応の可能性があり、希望する膝継手を含めて複数の膝継手を比較試用して検討された事例である。結果的には希望する膝継手でなくても対応できると判定された。本事例のように既に義足を使いこなしている利用者から、さらに高機能な膝継手の希望申請があがることがある。基本に立ち返り、生活上、就労上、真に必要なか、その部品でなければ対応できないのかを慎重に検討する必要がある。

【注意】本事例は実際の事例を加工したものであり、適・不適の判断の根拠として使用しないでください。

第3章

借受けの理解と普及

1 借受けにあたっての適切な理解	62
Close Up Q&A	65・68・70

1 借受けにあたっての適切な理解

1-1 借受けの背景と目的

1 背景

身体障害者福祉法に基づく補装具制度の歴史において、行政権限によって補装具の内容を決定する「補装具の現物給付」というスタイルが時代の流れに合わなくなりました。平成18年施行の障害者自立支援法では大きな転換を迎え、物の給付ではなく利用者が補装具製作者と契約して購入する「補装具費の支給」というスタイルに変わりました。その理念は平成25年施行の障害者総合支援法に引き継がれましたが、更生相談所の判定意見に基づく市町村の支給決定という流れは従前と同様です。

利用者のニーズを中心に捉え必要な補装具費を支給するというスタイルになった反面、ニーズの高まりに伴う高額・高機能な完成用部品の必要性の判断に困難を極める事例が増加しています。一方、公費を公平・公正に再配分するという視点では、高額・高機能なものが有効利用されていない事例が存在する、障害児では成長に伴い頻回に再製作が必要な場合がある、障害が進行し補装具の耐用年数に至る前に使用できなくなる、などの問題が浮き彫りになってきました。

こうした問題が現行の補装具費支給制度に存在するなか、平成27年12月14日の社会保障審議会障害者部会で取り纏められた報告書において、「補装具については、効果的・効率的な支給に向け、実態の把握を行うとともに、購入を基本とする原則を堅持しつつ、成長に伴って短期間で取り替えなければならない障害児の場合など、個々の状態に応じて、貸与の活用も可能とすることや、医療とも連携した相互支援の体制整備等を進めるべきである。」と明記されたことで、借受けの導入について検討が始まりました。その結果、平成28年5月25日に成立（6月3日公布）した改正障害者総合支援法（平成30年4月1日施行）において、補装具の購入、修理に加え「借受け」という利用者にとって新たな選択肢が加わりました。

2 目的

補装具費支給制度における借受けの導入は、これまでの制度の欠点、課題を補うことが目的です。新しい完成用部品が次々と指定されるなか、補装具費支給の適否、処方内容を市町村に意見し、適合判定を行う更生相談所にとっても、新製品の理解や適用の判断に苦慮する機会が多くなっています。この借受けを活用して製品や部品の使用効果を比較検討しながら判定の精度を向上させ、根拠のある判定意見を市町村に示すことが可能となります。また、市町村においても実際の生活、就労、学業の場面で借受けされた補装具の使用効果を実際に確認することで、根拠のある支給決定が可能となります。補装具費支給意見書を作成する医師、支援者、利用者や家族等の制度理解が促進され、円滑な補装具利用につなげることも一つの狙いです。

また、補装具の借受けは介護保険法の貸与とは異なる概念であることを理解する必要があります。申請すれば何でも借りられるものではないこと、長く借りるものではなく購入を原則とすることなどについて、申請者や家族のみならず指定医療機関の医師、担当セラピスト、地域の支援者など、中間ユーザの方々にも理解していただくことが重要です。

1-2 対象となる場合と種目・品目

補装具の「借受けによることが適当である場合」が平成18年厚生労働省令第19号（障害者総合支援法施行規則）で規定されました。また、平成30年度は、座位保持装置構造フレーム、歩行器、座位保持椅子、重度障害者用意思伝達装置（本体）の4種目と、完成用部品が借受けの対象になります。

1. 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
2. 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
3. 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

上記の規定による3つの場合と対応する種目・品目に対して想定される対象者の要件等を整理すると下表のようになります。

想定される対象者の要件

場合	種目・品目	想定される対象者の要件	備考
身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要である	• 座位保持装置構造フレーム • 歩行器 • 座位保持椅子	成長に伴い体格の変化が著しく、種目の耐用年数の期間にわたり継続して利用できないことが想定される児童	パッド、ベルト類など個別に作製が必要な部分は購入と組み合わせることを可能とする
障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される	• 重度障害者用意思伝達装置（本体）	障害の進行に伴い、名称・基本構造の変更、短期間の使用が想定される者 言語発達の成長に合わせて名称・基本構造の変更が想定される児童	重度障害者用意思伝達装置入力装置（スイッチ）など個別に必要な部分は購入と組み合わせることを可能とする
補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要である	義肢、装具、座位保持装置の完成用部品	複数の部品を比較検討し、使用可能なのか、使用効果があるのかなどの検討が必要な者	使用効果を比較検討した結果、最も適切な部品を購入すること

1-3 借受け期間の基本的な考え方

1 短期間の解釈

短期間の解釈として「身体の成長」と「障害の進行」の2つの場合があります。

前者の場合、今後の成長により体格の変化が著しいか否かについての判断は個別のケースごとにするものであり、慎重な対応が求められます。過去の成長記録や主治医の意見、疾患特性を考慮して希望している補装具のサイズが概ね1年程度で合わなくなると予測される場合は、借受けを勧めることが適当と思われます。

一方、障害が進行して必要と判断した補装具が数ヶ月から1年のうちに使用できなくなる、あるいは機能的な面から変更が必要になる場合があります。主治医の意見、疾患特性を考慮して障害の進行が著しいと判断できる場合は、借受けを勧めることが適当と思われます。

2 借受け期間の考え方

借受け期間をどの程度にするかは個別に判断することになります。購入前に製品や部品を比較検討する場合は数週～数カ月が想定されます。成長や障害の進行に対応する場合は、1年までを原則として最長3年が想定されます。

種目・品目に応じた借受け期間、借受けの延長、購入の考え方は以下のようになります。

種目・品目	借受け期間	借受け期間の延長・購入の考え方
座位保持装置構造フレーム 歩行器 座位保持椅子	原則1年まで、 最長3年	実際に生活や就学の場面で使用し、身体の成長に応じてサイズ変更が必要な場合には適宜借受けを終了し、適合するサイズのものに変更して借受けを延長する。成長の度合いが安定した場合は購入に至る。 歩行器、座位保持椅子の必要性を検討するため、実際に生活や就学の場面で使用して効果を確認してから購入に至る。
重度障害者用意思伝達装置（本体）	原則1年まで、 最長3年	コミュニケーション手段として使用が可能かを見極めるために借受けを利用する。実際に有用性が確認できればその製品を購入するか借受けの延長で使用する続ける。
義肢、装具、座位保持装置の完成用部品	数カ月～1年	実際に生活や就労の場面で使用し、その製品や部品が適当なのかを判断する場合と、複数の製品や部品を順次借受けして最も適切な製品を選択する場合がある。いずれも借受けの延長で繋ぐことはせず、購入に至ることを原則とする。

いずれも、実際の生活の場面、就学、就労の場面で適切に使用できるかを確かめることが重要です。

3 借受け対象・期間の留意事項

更生相談所の「借受けによることが適当である」という判定を受けて市町村が借受けに係る補装具費（借受け費）の支給決定を行い、借受けが開始されるのが原則です。これまでも現場で行われてきた数種類の膝継手やクッション類などの比較検討のために、補装具の判定場面に業者が用意してくる、いわゆる「デモンストレーション」は借受け費支給の対象には

該当しないので注意が必要です。実際に生活、就学、就労の場面で一定期間使用することが借受け費支給の要件となります。

また、借受けの単位は暦月ですが、その月の途中で借受けを行った場合又は終了した場合は、日割り計算により借受けに係る補装具費が支払われることになります。

Close Up Q&A

Q

同一月に複数の部品の借受け費を支給することは可能でしょうか？

A

同一月に数週ずつ膝継手を2種類以上借受けする場合などは想定されます。その場合は、借受けした部品毎に借受け費を支給することになります。

1-4 借受けの判断基準(ガイドライン)

ここでは判断基準の指標となるガイドラインを示します。ただし、このガイドラインは想定される標準的な考え方を示したものです。このガイドラインを参考に個別の事例ごとに各地域で判断することを優先してください。

1 借受けの必要性判断に関わる機関

補装具借受けの判断に関係する機関は、補装具購入と同様に更生相談所、市町村、指定自立支援医療機関（医師）、保健所（医師）、難病法指定医療機関（医師）となります。必要性の判断に地域差や機関ごとに大きな差があってはならないのは言うまでもなく、統一した見解で判断することが重要です。

障害児の場合は、指定自立支援医療機関や保健所の医師が作成した意見書等が重要な役割を果たします。意見書に記載されている借受けの必要性から、市町村は更生相談所に助言を求め、その連携のもとに判断することが望まれます。

障害の進行を予測して借受けの必要性を判断する場合は、医師との連携、情報収集が重要です。更生相談所の直接判定が望まれますが、障害の進行予測、借受けでの対応の適切性が明記されていれば文書判定による対応も可能です。

完成用部品などの比較検討の必要性を判断する場合は、更生相談所の直接判定が望まれます。

場合、種目・品目に応じて借受けの必要性判断に関わる機関等

場合	種目・品目	借受けの必要性判断に関わる機関	必要な書類等
身体 の 成長 に 伴 い、 短 期 間 で 補 装 具 等 の 交 換 が 必 要 で あ る	• 座位保持装置構造フレーム • 歩行器 • 座位保持椅子	• 指定自立支援医療機関 • 市町村 • 保健所 • 更生相談所	• 補装具費支給意見書（借受けの必要性を明記） • 更生相談所と連携（助言依頼）
障 害 の 進 行 に よ り、 補 装 具 の 短 期 間 の 利 用 が 想 定 さ れ る	• 重度障害者用意思伝達装置（本体）	• 難病法指定医療機関 • 更生相談所 • 保健所 • 指定自立支援医療機関 • 市町村	• 更生相談所が直接判定 • 文書判定の場合は補装具費支給意見書（借受けの必要性を明記）
補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要である	義肢、装具、座位保持装置の完成用部品	• 更生相談所 • 指定自立支援医療機関 • 市町村	• 更生相談所が直接判定 • 文書判定の場合は補装具費支給意見書（借受けの必要性を明記）

2 種目・品目ごとの事例イメージ

どのような事例に借受けを選択するか、想定される対象のイメージを示します。品目・種目ごとに想定される場合に応じて記載していますので参考にしてください。実際の現場では、ここに示されていないような事例が生じる可能性も考えられます。個別に判断し、今後に向けて事例を蓄積していくことが重要です。

座位保持装置完成用部品の「構造フレーム」

座位保持装置が必要な障害児において身体 の 成長 に 伴 い 支持部が合わなくなる場合には、支持部の再作製（修理対応）となることが多いと思います。構造フレームは成長対応で座奥行きやバックサポートパイプなどを伸ばすことができるものは多いと思いますが、幅の拡張は難しい場合があります。体格の変化が著しく、座位保持装置の耐用年数である3年以内に構造フレームも含めた座位保持装置全体の再作製が見込まれる場合は、構造フレーム部分は購入よりも借受けで対応する方が適当と判断できる事例が対象と考えられます。

借受けでの対応が適当かどうかを判断するには、今後の成長の見込みについて主治医から詳細に情報を得ることが必須となります。

借受けが適当と判断できる場合、原則1年までの期間で申請者と貸付け事業者が借受けの契約を行い、市町村は借受け費の支給決定を行います。その後は借受け期間の終了前に申請者の身体状況や生活環境の変化に応じて借受けの延長を勧めるか、購入に至るかを検討することになります。

歩行器

基準価格内で支給可能な障害児用の歩行器（PCW、SRC ウォーカーなど）が適用になる障害状況であって、成長に伴い歩行器の耐用年数である5年以内にサイズ変更の必要性が想定さ

れる事例が対象と考えられます。歩行器はフレームのスライド等で高さを変更できるタイプのものが多く、借受けよりも購入で対応することが適当と考えられる事例もあると思われます。

借受けが適切と判断できる場合、原則1年までの期間で申請者と貸付け事業者が借受けの契約を行い、市町村は借受け費の支給決定を行います。その後は借受け期間の終了前に申請者の身体状況や生活環境の変化に応じて借受けの延長を勧めるか、購入に至るかを検討することになります。

一方、成長対応への目的ではなく、歩行器が有用なのか、使えるのかを実際に見極めるために借受けで使用することも考えられます。実際に就学の場合などで使用していただき、使用効果を判断して支給の適否を判断します。支給が適当と認められる場合、そのまま借受けの延長を行うか、購入に至るかを検討します。

座位保持椅子

障害児用に作製された基準価格内で支給可能な座位保持椅子であって、成長に伴い座位保持椅子の耐用年数である3年以内にサイズ変更等の必要性が想定される事例が対象と考えられます。

また、車載用の座位保持椅子（いわゆるカーシート）を借受けする場合は、座位保持椅子基準価格＋車載用加算額＋頭部保持具基準価格の合計額を上限に対応できる製品の中から借受け製品を選択することになります。

重度障害者用意思伝達装置（本体）

重度障害者用意思伝達装置の本体については借受けの最も良い適用になると考えられます。筋萎縮性側索硬化症などの神経難病の場合、障害の進行に合わせて重度障害者用意思伝達装置（本体）の名称・基本構造の変更が必要になる場合があります。併せて使用できる入力装置（スイッチ）の変更も対応していくこととなりますが、入力装置（スイッチ）等本体以外の必要な物は購入を組み合わせしていくこととなります。本体は購入ではなく借受けを延長して繋いでいくイメージです。進行状況に合わせてタイムリーな機種変更が可能になるなど利用者の利便性につながる事が考えられます。

更生相談所の直接判定あるいは医師意見書による文書判定により意思伝達装置の必要性が認められることが前提になります。本体は借受けが適切と判断できる場合、原則1年までの期間で申請者と貸付け事業者が借受けの契約を行い、市町村は借受け費の支給決定を行います。その後は借受け期間の終了前に申請者の身体状況や生活環境の変化に応じて借受けの延長を行うか、購入に至るかを検討することになります。もちろん借受け契約期間内に本体の変更が必要になる場合は契約期間終了を待つ必要はありません。

また、病状の進行が速く、短期間のうちに使用が困難になる事例も想定されます。借受けの適否の判断にあたっては、主治医から今後の進行の早さなど詳細な情報を得ることが必要になります。

一方、障害児の場合は、成長に伴う言語発達の状況に合わせて重度障害者用意思伝達装置

の機能変更が必要になることがあります。借受けの適否の判断にあたっては、主治医や言語聴覚士等から詳細な情報を得るなどの連携が必須です。

その他、重度障害者用意思伝達装置の導入にあたって有用なのか、使えるのかを実際に見極めるために借受けで使用することも考えられます。購入が前提であれば入力装置(スイッチ)等の付属品を購入で、本体は借受けで進めることも可能ですが、導入段階では購入に至るかが判断できない場合も考えられます。貸付け業者、他の支援機関がスイッチ等の付属品をデモ機として用意できるかなど地域によって対応が異なることが予測され、今後の課題です。

Close Up Q&A

Q

難病指定医から医師意見書の提出があり、重度障害者用意思伝達装置の借受けを希望しています。更生相談所としてはどのように進めればよいのでしょうか？

A

医師意見書の内容から意思伝達装置の必要性、デモ機等の試用経験、病状の進行具合や今後の使用見込期間などを慎重に判断する必要があります。情報が不足している場合は問い合わせなどして情報収集をします。使用可能と判断できる場合は、重度障害者用意思伝達装置本体は借受けで、入力装置(スイッチ)や他の付属品は購入の方向で適切な機種、付属品を検討します。本体の借受け期間(最長1年)、付属品の購入費支給の判定意見を市町村にします。それを受けて、市町村は支給決定の手続きを行います。実際に借受けで使用してコミュニケーション手段として継続可能であることを市町村、業者、中間ユーザなどと連携してモニタリングします。借受け期間が終了する前に本体も購入とするか、借受けの延長で対応するかは、病状の進行程度を勘案して慎重に判断することになります。

義肢の完成用部品

■膝継手

完成用部品の膝継手のうちどのような機能のものが適切なのか、判定の精度向上を目的に借受けを利用する場合があります。以下のような事例が想定されます。

①活動性の向上に伴い膝継手の比較検討が必要な大腿切断例

健康保険法等で作製した大腿義足を所有している事例です。活動性の向上に伴い、今使用している膝継手とは別のものを試してみたいと希望しています。判定機関としてはいくつかの膝継手を実際に使用した結果から適切な処方をしたいので借受けを勧めます。

②高機能な膝継手を希望する大腿切断例

これまでに障害者総合支援法で義足を支給していますが、現在使用している膝継手より高機能なものを試してみたいと強く希望しています。判定機関としては現有のパーツで十分と考えていますが、納得していただけません。希望する膝継手を実際に使用した結果から処方したいので借受けを勧めます。

③他法で給付された高機能な膝継手と同じものを希望する大腿切断例

他法で高機能な膝継手が給付されていました。今回は障害者総合支援法で同じものの支給を希望しています。判定機関としてはいくつかの膝継手を実際に使用した結果から適切な処方したいので借受けを勧めます。

上記①～③の場合、借受けでいくつかの膝継手を比較検討し、最も適切な部品を決定します。例えば現在使用している A 継手に対して、B 膝継手と C 膝継手を比較検討します。まず、実際の生活の場や就労の場で B 膝継手を数週～1 カ月間借受けで使用してもらいます。次に C 膝継手を同様に使用してもらいます。更生相談所としては実際に使用している現場を訪れることが望まれますが、訪問が難しい場合は、最終的に再判定の場を設定し、A、B、C の継手を比べて決定する方法も考えられます。文書判定で行う場合は、本人、業者、中間ユーザなどから使用状況につき詳細な報告を受けて、最も適切な部品を決定します。

比較検討の判断根拠、判定の進め方は事例ごとに検討すべきですが、一般的に以下に示すようなことを検討することが必要です。

- (ア) A 継手では生活や就労上何が困っているのかを明らかにする。
- (イ) 他の継手でないと生活や就労が出来ないのかを明らかにする。
- (ウ) A 継手では痛みの発生や疲労など、身体に影響が出るのかを明らかにする。
- (エ) 他の継手では上記 (ウ) が改善するのかを明らかにする。
- (オ) A 継手では転倒の危険性など、安全面に支障があるのかを明らかにする。
- (カ) 他の継手では上記 (オ) が解決できるのかを明らかにする。
- (キ) 上記 (ウ) や (オ)、その他の課題等は環境因子の変更で改善できないかを検討する。

以上のような視点で検討した結果、同等安価、公費支給であるという点も踏まえて最も適切な部品を選択します。特に高機能・高額な部品の場合、歩容がよくなる（歩容改善が更生用義足の目的ではない）、歩きやすい、楽である（本人の印象）などは選択理由にはならないことを念頭に置く必要があります。もちろんその膝継手で危険が回避され、疲労しにくくなることが就労上必須である場合は、認める余地はあると考えられます。

Close Up Q&A

Q

骨格構造義足の判定時に、更生相談所の指示で業者がメーカーから借りて膝継手を3種類用意してきました。借受け費の支給対象になるでしょうか？

A

判定時にそれぞれの継手を試しただけでは借受け費の支給対象にはなりません。数週～1カ月程度、実際の生活や就労場面で使用したうえで処方する必要性があると判断された場合に借受け費の支給対象となります。

Close Up Q&A

Q

ライナー式骨格構造大腿義足のソケット交換修理時に別の膝継手を試してみたいという希望があり、借受けすることになりました。ソケットの製作、借受けのタイミングはどのように進めていくことになるのでしょうか？

A

ライナー式ですのでチェックソケットを作ることになると思います。膝継手の借受けはチェックソケットの段階で開始することも可能です。もちろん本ソケット作製後に膝継手を借受けすることも考えられます。

■足部

完成用部品の足部のうちどのような機能のものが適切なのか、判定の精度向上を目的に借受けを利用する場合があります。大腿切断例、下腿切断例が適用になります。判定の進め方は膝継手の場合と同様です。

装具の完成用部品

■上肢装具

BFO（Balanced Forearm Orthosis）

食事動作補助器として上肢装具の一つとして位置付けられ、その構成は完成用部品のみから成り立っています。頸髄損傷、腕神経叢麻痺、神経筋疾患など上肢機能障害のある方が適用になる装具です。

頸髄損傷、腕神経叢麻痺の事例では本装具が使用可能なのかを判断するために借受けを利用することが考えられます。数週～1カ月程度の借受けを行い、使用効果が得られれば購入に至ることになります。

進行性の神経筋疾患では病状の進行が速く短期間のうちに使用困難になることが想定され、借受けが適当と考えられる場合が対象と考えられます。借受けの適否の判断にあたっては、主治医から今後の進行の見込みについて詳細な情報を得るなどの連携が必要になります。

■下肢装具

一般的に装具は組み立てて使用することから完成用部品だけを借受けして使用することは難しいと考えられます。既に完成用部品が組み込んである下肢装具のレディメイド製品を比較検討のために使用する場合は借受けの対象になります。

座位保持装置の完成用部品

座位保持装置の完成用部品は数多くの名称に分類されています。その中で借受けに相応しいと思われるのは、支持部、構造フレーム、ベルト部品などが考えられます。

以下のような事例が想定されます。

- ① 車椅子のクッションとして座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））を試してみる必要がある事例
- ② 座位保持装置完成用部品（支持部 体幹部）のバックサポートなどを試す必要がある事例
- ③ 座位保持装置構造フレームの昇降機能の必要性を試す事例
- ④ ベルト部品を試す必要がある事例

1-5 支給決定までのプロセス及び留意点

1 補装具借受け費支給決定までの流れ

申請窓口

補装具の借受けを利用する場合、従来の購入と同様に市町村への申請が前提となります。

判定機関

申請から借受けの判定に至るまでの経緯も同様です。判定機関は更生相談所、借受け費の支給決定機関は市町村となります。

更生相談所の直接判定、文書判定の判定形式は自治体によって異なることがあります。購入の申請であっても、直接判定の場合には更生相談所からの指示で借受けを勧めることも考えられます。文書判定の場合は、医師意見書をもとに借受けの必要性を判断します（P72表②、③）

児童の借受け

児童の補装具購入に関して、これまで医師意見書をもとに市町村判断で補装具費支給決定をしてきた自治体においても、借受けの場合は更生相談所に積極的に助言を求めるなど、より一層連携を図ることが望まれます（下表の①）。一方、これまでの購入において児童の補装具を更生相談所が判定している場合は、直接判定、文書判定のどちらの対応もあり得ます。

プロセスのパターン	判定形式	想定される種目等
①医師等から勧められ医師意見書で借受けを申請 ↓ 市町村は更生相談所と連携（助言依頼）して支給決定	市町村判断 （更生相談所に助言を求める）	座位保持装置構造フレーム（児） 歩行器（児） 座位保持椅子 重度障害者用意思伝達装置（児）
②判定の内容に応じて更生相談所が購入か借受けを判断 ↓ 判定書で市町村が支給決定	更生相談所の直接判定	骨格構造義足完成用部品の比較 その他の完成用部品 重度障害者用意思伝達装置（者）
③医師意見書の内容に応じて更生相談所が借受けの必要性を判断 ↓ 判定書で市町村が支給決定	文書判定	骨格構造義足完成用部品の比較 その他の完成用部品 重度障害者用意思伝達装置（者）

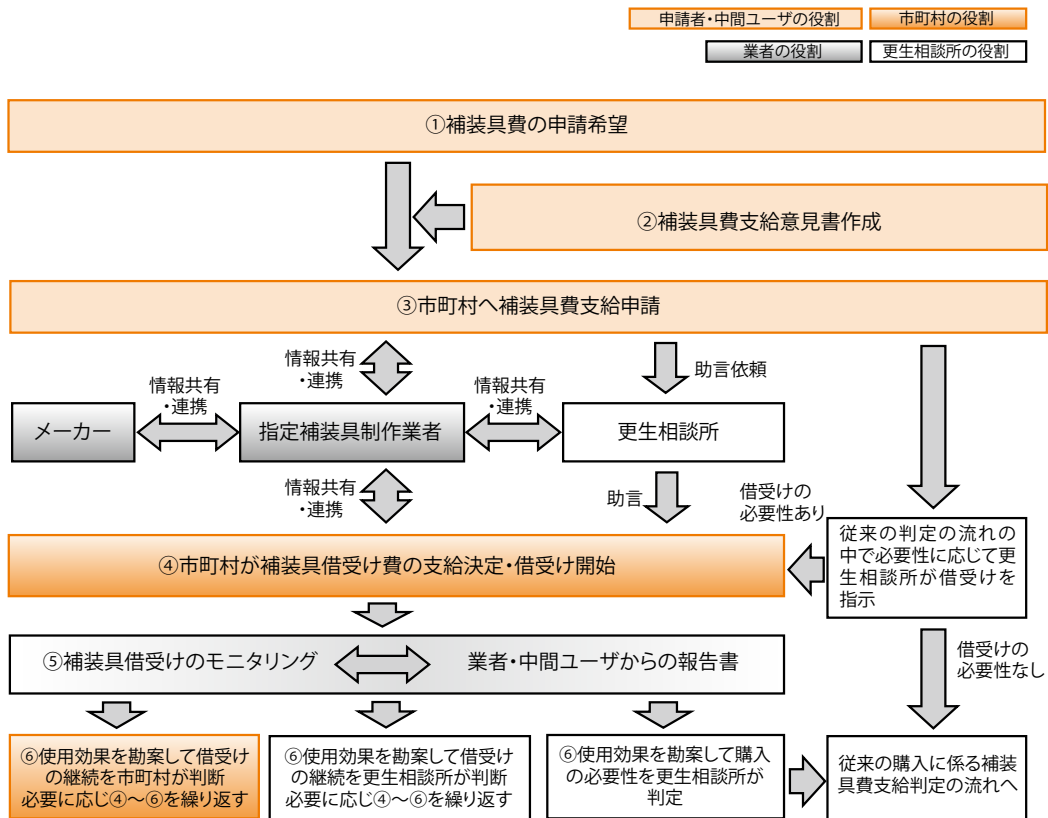
2 借受け効果のモニタリング

借受けが開始され、その使用効果によって購入の適否や製品・部品の選択等が判断されます。また、借受けの延長などを決定する際も使用状況をしっかり把握する必要があります。借受け効果や使用状況をモニタリングするには以下の方法が考えられます。

- （ア）利用者からの情報を市町村が収集する。
- （イ）担当医師やセラピスト、貸付け事業者などが協力してそれぞれの立場から情報を収集する。
- （ウ）更生相談所が借受けの直接判定を行った場合は、利用者及び貸付け事業者から更生相談所が直接情報を得る。

重度障害者用意思伝達装置の使用延長などの判断は、上記（ア）、（イ）の方法で得られた情報をもとに市町村がその後の借受けの必要性を判断します。骨格構造義肢の完成用部品の比較検討等では、③の方法で更生相談所が判断することになります。

補装具借受け費支給判定の流れ



1-6 適切な借受けに資する医師意見書のあり方

補装具の購入と同様に借受けにおいても医師の意見書が重要な役割を果たすことは言うまでもありません。身体状況だけでなく、環境因子、補装具の必要性、処方内容、使用効果等を詳細に記入することはもちろんのこと、借受けにあたっては以下の点に留意して医師意見書を作成する必要があります。また、専門用語や略語の使用は避け、市町村の担当者にも必要性が理解できるように記載することが大切です。

①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合

- ・これまでの成長状況、今後の1年間における身体の成長見込みの記入は必須です。
- ・座位保持装置構造フレーム、歩行器、座位保持椅子を購入ではなく、借受けすることが適当である理由を医学的見地から明記することが重要です。

②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

- ・障害の進行状況、1年後にどうなっているかの予測を医学的な立場から明記することが必須です。

- ・重度障害者用意思伝達装置においては、入力装置（スイッチ）、本体変更の予測を医学的見地から明記することが重要です。
- ・児童の重度障害者用意思伝達装置においては、言語発達面の予測から本体の変更が1年程度で必要になる見込みを医学的見地から明記することが重要です。

③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

- ・骨格構造義足使用者においては、使用状況、使用場所、就労状況などを具体的に明記した上で、現在使用中の義足で何が不足しているのか、新たな完成用部品を比較検討する必要性を明記することが重要です。
- ・他の完成用部品においても同様です。借受けすることでどういう効果が得られるのか、何を確認したいのかを明記することが重要です。

1-7 借受け期間中における破損

借受け期間中にその製品や部品が破損した時の補償の考え方については以下ようになります。

- ① 借受け製品や部品がメンテナンスして繰り返し使用されていた場合、通常使用における耐用年数、補償期間の制限に近い物であった場合には利用者責任はないと考えるのが適当です。その場合は、販売事業者（製造事業者）、貸付け事業者が責任を負うことになります。
- ② 借受け製品や部品がメンテナンスして繰り返し使用されていた場合でも、通常使用における耐用年数、補償期間に満たない場合であれば利用者及び販売事業者（製造事業者）、貸付け事業者には責任がないと考えるのが適当です。借受け期間中における通常の使用の範囲内での故障と判断される場合は、借受けに係る補装具費にその修理に要する費用を加えて算定することになります。
- ③ 通常使用でなく、故意の破損の場合は利用者の負担とすることが適当であり、借受け時の契約事項に盛り込む必要があります。

1-8 関係者の役割

更生相談所の役割

補装具費支給事務取扱指針において更生相談所は「補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関」とされています。補装具の借受けにおいても更生相談所が果たす

役割はこれまで以上に増して重要となります。特に以下のような点で役割が求められます。

①市町村に対する助言

借受けは新たな選択肢であり市町村においても必要性の判断に迷うことが多いと思われます。補装具の技術的中枢機関として更生相談所が助言を求められる機会が増えることが予想されます。意見書作成医、中間ユーザ、貸付け事業者と連携を図り、より多くの情報を得て、根拠のある助言をすることが重要です。

②完成用部品の比較検討

完成用部品を実際に生活や就労の場面で使用してもらい、それぞれの製品や部品の特長がどういう点で活かされているのかなど、使用効果をしっかりと検証したうえで、根拠のある完成用部品を適切に選択することが求められます。

③重度障害者用意思伝達装置の借受け及び延長の判断

重度障害者用意思伝達装置（本体）は借受けで最も利用される可能性が高い種目です。導入時に購入と借受けのどちらにするかの判断が求められます。神経難病等の進行性の疾患の場合は、今後の進行予測も踏まえての判断が重要となりますので主治医との連携が必須です。文書判定の場合は意見書作成医、中間ユーザ、貸付け事業者と連携を図り、より多くの情報を得て、根拠のある判定をすることが重要です。

借受けを選択した場合、借受け期間が終了する前に、今後の延長の必要性について判断が求められます。使用効果をモニタリングし、借受けの延長を繰り返しながら入力装置（スイッチ）の変更や本体自体の機種変更などもタイムリーに行う必要があります。

市町村の役割

借受け費の支給決定は、購入の前提として市町村の重要な役割となります。障害者においては、更生相談所が借受けの適否を判定し、その判定意見をもとに支給決定する仕組みはこれまでと同じです。児童の借受けについては、指定自立支援医療機関等の医師が作成した意見書をもとに借受けの適否を判断します。意見書の情報が不足すると判断に迷うので、医師との連携を十分に図り、借受けの必要性をしっかりとチェックすることが重要です。意見書作成医、中間ユーザ、貸付け事業者と連携を図り、より多くの情報を得て、根拠のある判断をすることが求められます。支給決定にあたっては、より一層更生相談所との連携を図ることが重要となります。

医師・担当セラピスト等の役割

補装具費の支給決定をする行政の窓口や判定機関である更生相談所は、利用者の生活実態を短時間でごく一部しか把握できない状況下で判断せざるを得ないことが多々あります。実

際に長く経過をみている主治医や担当セラピストは、利用者の生活や環境面などの現場の情報を積極的に市町村や更生相談所に提供することが重要です。

①医師の役割

医師意見書に医学的な立場から多くの情報を記載することが大きな役割です。医学的な見地から障害状況に応じた補装具の必要性、処方内容、使用効果などについて市町村の担当者にも必要性が理解できるように記載することが大切です。特に神経難病等の進行性の疾患の場合は、障害特性や今後の進行の予測も踏まえ、補装具の購入と借受けのどちらが適当かを医師の立場で判断することが重要です。また、医師であっても身体機能面だけでなく生活・環境面について評価し、情報提供するように心がけましょう。

②担当セラピストの役割

利用者の生活スタイルや環境因子等、医師では把握しにくい部分についてリハビリテーションの視点から捉えた情報を市町村や更生相談所に提供することが担当セラピストの重要な役割です。特に重度障害者用意思伝達装置においては残存機能から判断した適切な入力装置（スイッチ）の選択、どういう本体機能が必要かを判断しましょう。義足においては、これまで使用してきた完成用部品では生活や就労でどういう点が困っているのか、どういう点が借受けする部品で改善が期待できるかなどを具体的に捉える必要があります。医師と連携して医師意見書にその情報を盛り込んでもらうことも考えられます。また、借受け後の使用効果のモニタリングが重要となります。その際も担当セラピストが力を発揮することになります。さらには市町村や更生相談所の職員と顔の見える関係になることが大切です。

貸付け事業者等の役割

補装具に関わるメーカー、補装具製作者、貸付け事業者は補装具費支給制度のチームの一員であることを念頭に置く必要があります。聴き取りだけでなく実際の生活の場面を見ることも大切です。購入、借受けのいずれにおいても、専門的な視点で利用者のニーズに合わせて適切な製品や部品の選択し、そのアイデアを医師、担当セラピスト、市町村、更生相談所職員に情報提供することが役割です。

例えば、骨格構造義足の完成用部品においては、比較検討の意義を理解して義肢装具士の視点から適切なパーツの提供に努めなければなりません。もちろん高機能で使いこなせないような過度な完成用部品を提供することは慎まなければなりません。

重度障害者用意思伝達装置（本体）においてはタイムリーな提供が望まれます。医師、担当セラピスト、市町村、更生相談所等と連携して利用者が困らないように迅速に対応することが大切です。

第4章

補装具に関する基礎知識

1	義肢	78
2	装具	131
3	座位保持装置	190
4	車椅子・電動車椅子	192
5	視覚障害者のための補装具	211
6	聴覚障害者のための補装具	219
7	重度障害者用意思伝達装置	226
8	その他の肢体不自由者用補装具	233
9	障害児に係わる補装具	238
	Close Up Q&A	239

最新の基準額等については P242 の厚生労働省のホームページをご参照ください。

なお、本書では、義肢、装具及び座位保持装置に係る基準額等の掲載は省いております。

1 義肢

1-1 総論

(1) 義肢とは

先天的に、又は切断により四肢の一部を欠損した場合に、元の手足の形態又は機能を復元するために装着する人工の手足を義肢といい、上肢の切断に用いる義肢を義手、下肢の切断に用いる義肢を義足と呼びます。

義手

切断された上肢の形態及び機能を補完することを目的として用いる義肢で、その名称は切断部位によって付けられています。上肢の複雑・精緻な作業を行う義手は丈夫で操作性に優れている必要があり、装飾用義手は美観に優れている必要があります。

義足

切断された下肢の機能を補完することを目的として用いる義肢で、義足の名称も切断部位によって付けられています。下肢の役割は立つこと、歩くことであるため、体重を支え安定した歩行ができるように軽くて丈夫な義肢でなければなりません。

(2) 切断の原因

切断の適応となる原因には、次のようなものがあります。

■ 末梢循環障害

- ①閉塞性動脈硬化症 ②閉塞性血栓性血管炎（バージャー病） ③動脈瘤、動静脈瘻

■ 悪性腫瘍

- ①骨肉腫 ②軟骨肉腫 ③巨細胞肉腫、線維肉腫 ④ユーイング肉腫 ⑤癌の骨転移

■ 外傷及び後遺症

- ①複雑骨折による治療が期待できない場合 ②血管損傷（動脈栓塞、血栓症）による壊死
③火傷、凍傷による壊疽及びその後の瘢痕

■ 炎症

- ①骨髓炎、骨関節結核、化膿性関節炎により骨関節の著明な破壊を認め治療が期待できないとき
②ガス壊疽、菌感染による壊疽

■ 神経性疾患

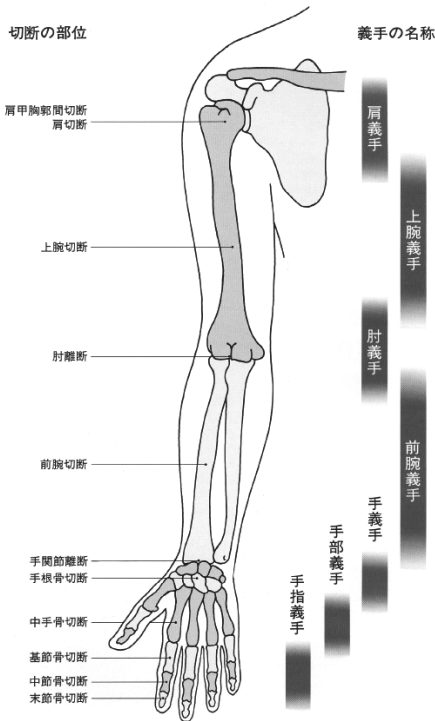
- ①脊椎破裂、脊髄損傷による四肢の変形、潰瘍形成 ②ハンセン病

■ 糖尿病

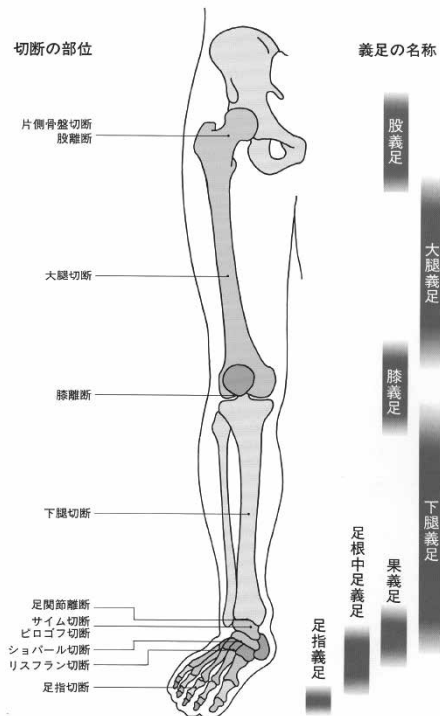
糖尿病起因による合併症。

(3) 切断の部位と義肢の名称

■上肢（義手）



■下肢（義足）



(4) 義肢の分類

義肢は、その構造により殻構造義肢と骨格構造義肢に分けられます。

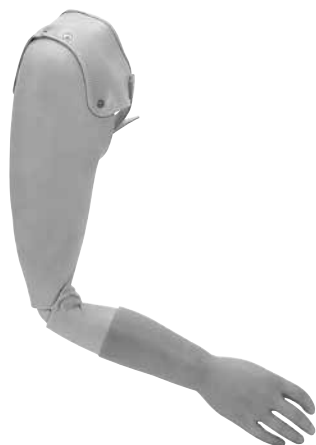
殻構造義肢

甲殻類の肢体の構造と同じように義肢に働く外力を殻で負担し支持すると同時に、この殻の形が元の手足の外観を復元する構造をもつ義肢です。プラスチック、木材、アルミニウム、セルロイドなどを用いて製作され、外骨格義肢ともいいます。

骨格構造義肢

人体の手足の構造と同様に、中心軸に沿ってパイプなどの骨格が通り、これで外力を支持し、外観の復元にはプラスチックフォームなどの軟材料の成形品をかぶせた構造をもつ義肢です。骨格構造義肢はパイプ、継手などの部品が規格化され互換性を持ち、組み合わせが自由であるため、モジュラー義肢と同義に使用され、内骨格義肢ともいいます。

■ 殻構造義手（上腕義手・装飾用）



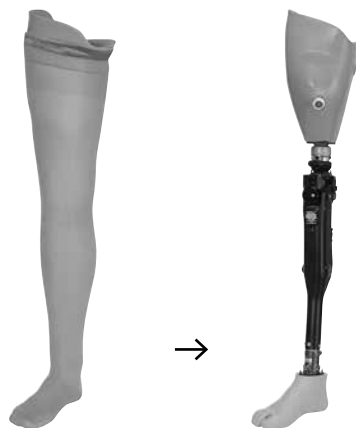
■ 骨格構造義手（上腕義手・装飾用）



■ 殻構造義足（股義足・カナダ式）



■ 骨格構造義足（大腿義足・吸着式）



（外装をはずした状態）

1-2 義手

（1）義手の主な解説

1 義手の分類

義手は、使用目的により装飾用義手、作業用義手、能動義手の3種に分類されます。

装飾用

外観の復元を第一義的に考えた義手で、各関節に相当する部には他動的に可動する継手が組み入れられています。

作業用

外観は考慮に入れずに、個々の作業（農耕、山林作業や工業関係の重作業）に適した手先具が交互に取り付けられる構造になっている義手です。堅牢、軽量、取り外しが簡単でしかも取り付けた手先具が任意の角度で確実に連結されることが大切です。

能動式

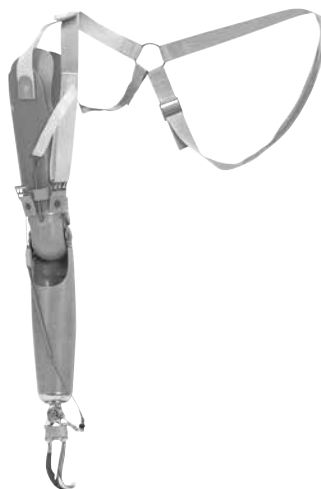
主として上肢帯（肩甲、上腕部のこと）及び体幹の運動を、義手の制御のための力源に利用し、ケーブルを介して専用の継手、手先具を操作するような構造の義手です。

自分の体の残存運動を利用して、コントロールケーブルを引っ張り、手先具（指に相当する機能を持つ先端部分）の開閉や、肘継手の固定、遊動のコントロールができます。手先部分が随意に開閉するもので、摘み動作が可能となります。この義手を有効に使うためにはコントロールケーブルシステムのチェック、装着後の訓練などが必要で、切断者が職業復帰をするためにはもっとも多く用いられます。

■ 作業用 ※殻構造上腕義手



■ 能動式（フック型） ※殻構造上腕義手



2 義手の構成要素

ソケット

切断端を差し込んで、義手を身体に固定する部分。切断端と義手との接触部分で重要な要素です。ソケットは、切断の部位や断端の状態に合わせて使用するソケットを選択する必要があります。

ソフトインサート

硬質のソケットが身体切断面にあたって痛み・傷などの支障を生じるのを防ぐ目的で、中間に挿入する軟性発泡樹脂、皮革、フェルト、シリコーンなどを用いて断端全体を覆う内側のソケットです。

支持部

義手のソケットと遠位部の継手又は継手部分間を結合し、外力を支持・伝達し、相互の距離を維持する部分。上腕部、前腕部に相当する重量を支える幹の部分です。

継手

身体の肩、肘、手、指関節部に相当する義手の関節部分。人体の関節運動を代償するために、屈曲・伸展・内転・外転・回旋などの運動が可能な構造を持ちます。

外装

義手の外側を包んで美観上の外観を整えるために使用します。

ハーネス

義手を懸垂し、上肢帯（肩周辺）の運動をケーブルの牽引力に変換する目的で肩・胸郭などに装着する装置です。

手先具

身体の手の形に似せたハンド型や、機能を重視して鉤状の形にしたフック型。

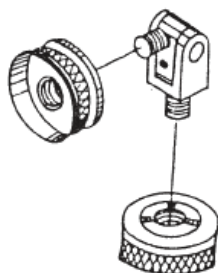
特定の作業に特化した様々な作業用手先具があります。

継手のいろいろ

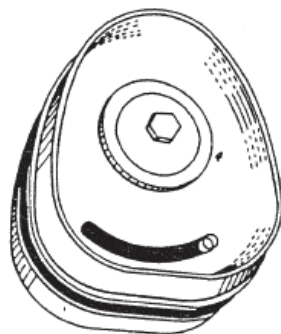
■肩継手



屈曲・外転式
肩関節の屈曲・伸展方向と外転、内転の2軸方向に動く継手



ユニバーサル式
可動域を自由な方向に動く継手



隔板式
2枚合わせての板を軸方向に締めつけて屈曲、伸展方向に摩擦で制動する継手

■肘継手



能動単軸ブロック式
(肩、上腕義手用)



単軸ヒンジ式（能動式）
(肘離断、上腕義手長断端用)



倍動ヒンジ式
(前腕義手短断端用)



多軸ヒンジ式
(前腕義手用)



単軸ヒンジ式※筋金式



単軸ヒンジ式(手動式)
(骨格用手動式肘継手 肩、上腕義手用)

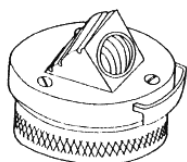
■手継手



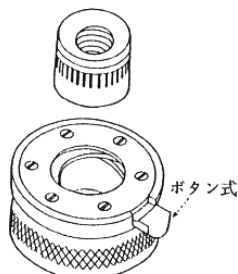
面摩擦式
手先具をねじ込みと摩擦により、
適当な角度で作業できる機構



軸摩擦式
コネクターを締めつけて手
先具の回転を制御する機構



屈曲式
手先具をねじ込み手先具を
屈曲したり、屈曲位の固定
ができる機構

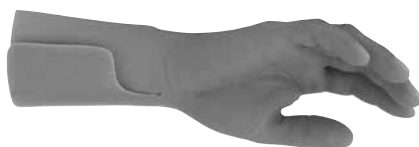


迅速交換式
手先具の交換を迅速に行える機構

手先具のいろいろ



装飾用手先具



装飾用手先具（シリコングローブ）



曲鉤（きょっこう）



双嘴鉤（そうしこう）



鉤持ち金具

作業用手先具



能動ハンド



能動フック

能動式手先具

(2) 支給要件と適応例

1 支給要件

上肢切断または先天性の欠損があり、義手の装着により日常生活能力や作業能力の改善が図られる者。

作業用は、職場及び家庭で重作業を行う者、能動式では職場及び家庭で作業を行う者で、医療機関等において装着訓練を受けているか、受ける予定の者。

2 適応例

適応例としては主に次の例が挙げられます。

- ①短断端若しくは長断端等により、標準断端の義手に対応できない場合、近位若しくは遠位の義手が処方される。
- ②職業または教育上等、特に必要と認められると、2個の併給が可能である。
- ③能動式について、ハンド型とフック型の併給はできない。(迅速交換式などを用い、手先具のみを併給することで対応可能。)
- ④作業用は、外装よりも特定の作業に重点をおいた者に使う。

(3) 適応例と製作項目

1 肩義手

基本要件

肩甲胸郭間切断者

肩関節離断者

上腕極短断端切断者

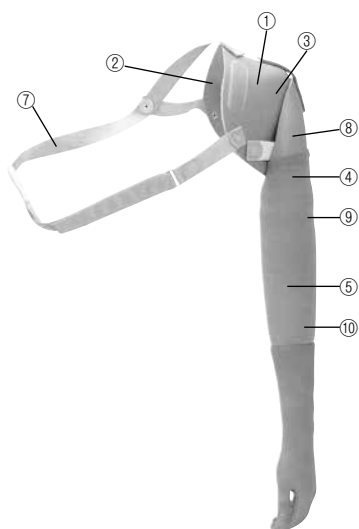
適応例

- ①肩甲胸郭間切断、肩関節離断、上腕の極短断端切断者が適応となる。
- ②目的に合わせ、装飾用、作業用、能動式がある。
- ③装飾用では重量や外観の観点から骨格構造義肢が適応となることが多い。

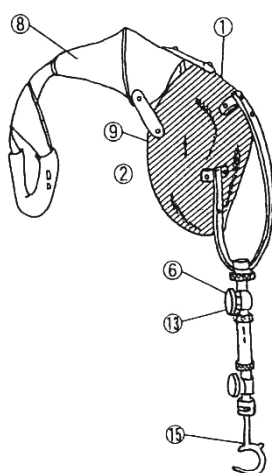
義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-1	・装飾用	4年
		・作業用	3年
		・能動式普通用<ハンド型手部付、フック型手部付>	3年
		・能動式肩甲鎖骨切除用<ハンド型手部付、フック型手部付>	3年
骨格構造	A-1	・装飾用	—

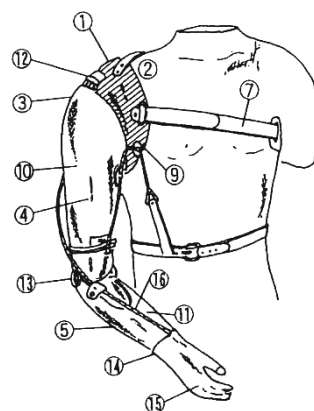
装飾用



作業用



能動式（ハンド型手部付）



殻構造

製作項目

構造		殻構造	骨格構造
区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分		A-1	A-1
型式等		装飾用 作業用 能動式	装飾用
製作要素	ソケット ①	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート ②	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	
	支持部	肩 部 ③	肩義手用
		上 腕 部 ④	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		前 腕 部 ⑤	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		作 業 用 ⑥	上腕部 → 幹部を使用する場合に限る
	義手用ハーネス	肩義手用 ⑦	胸郭バンド式肩ハーネス 肩たすき式
	外 装	肩 部 ⑧	皮革 プラスチック 塗装
		上 腕 部 ⑨	皮革 プラスチック 塗装
		前 腕 部 ⑩	皮革 プラスチック 塗装
完成用部品	肩継手⑫		隔板式 屈曲・外転式 ユニバーサル式
	義手調整用部品		チューブ
	肘継手⑬		手動単軸ブロック式 能動単軸ブロック式 作業用幹部式
	義手調整用部品		チューブ
	手継手⑭		面摩擦式
	外装用部品		コネクションプレート
	手先具⑮		装飾手袋（コスメチックグラブ） 能動ハンド 能動フック 装飾ハンド 作業用手先具
	外装用部品		フォームカバー
	その他⑯		ケーブルセット

2 上腕義手

基本要件

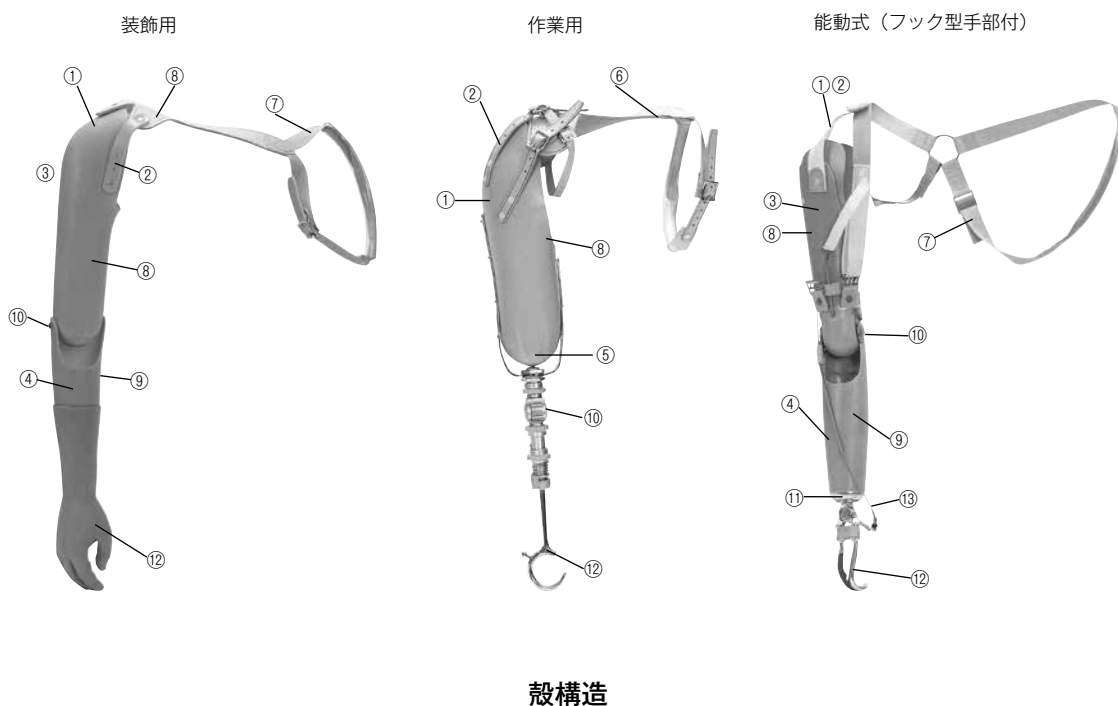
上腕切断者

適応例

- ①上腕切断者が適応となる。
- ②切断肢の残存機能が少ないことにより義手装着による機能の改善は希薄である。このため、多くは装飾用が必要とされる。
- ③重量や外観の観点から骨格構造義肢が適当である。
- ④能動式は、使用するために、訓練による習熟が必要。
- ⑤殻構造義手には、装飾用、作業用、能動式があり、骨格構造義手は装飾用のみである。

義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-2	・装飾用	4年
		・作業用	3年
		・能動式 <ハンド型手部付、フック型手部付>	3年
骨格構造	A-2	・装飾用	—



製作項目

構造		殻構造	骨格構造
区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分		A-2	A-2
型式等		装飾用 作業用 能動式	装飾用
製作要素	ソケット ①	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート ②	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	
	支持部	上腕部 ③	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 上腕義手用
		前腕部 ④	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		作業用 ⑤	上腕部 → 幹部を使用する場合に限る
	義手用ハーネス	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式 肩たすき一式 (⑥) 8字ハーネス一式 (⑦)
	外装	上腕部 ⑧	皮革 プラスチック 塗装 上腕義手用
		前腕部 ⑨	皮革 プラスチック 塗装
完成用部品	肘継手⑩	手動単軸ブロック式 能動単軸ブロック式 作業用幹部式	単軸式 (単軸固定式)
	手継手⑪	面摩擦式	面摩擦式 軸摩擦式 手部コネクタ
	外装部品		コネクションプレート
	手先具⑫	装飾手袋 (コスメチックグラブ) 能動ハンド 能動フック 装飾ハンド 作業用手先具	装飾ハンド 装飾手袋 (コスメチックグラブ)
	外装部品		フォームカバー
	その他⑬	ケーブルセット 断端袋 (上腕用)	

3 肘義手

基本要件

肘関節や肘関節の近位での切断者

適応例

- ①肘関節離断者や肘関節近位での切断者が適用となる。
- ②切断肢の残存機能がそれほど多くはないため、多くは装飾用が必要とされる。
- ③骨格構造義肢はない。
- ④稀に使用目的により能動式、作業用が必要とされる。

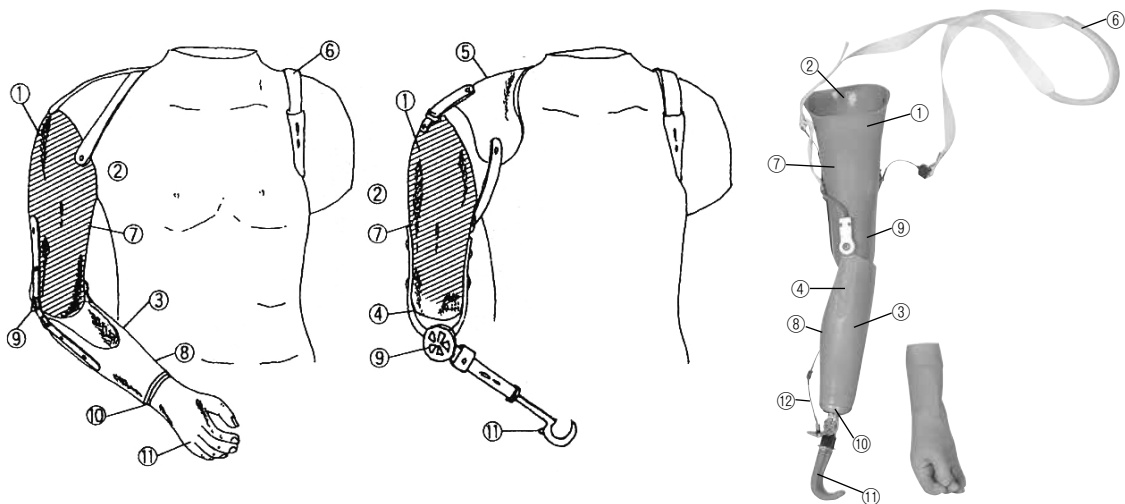
義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-3	・装飾用 ・作業用 ・能動式	3年

装飾用

作業用

能動式（フック型手部付）



殻構造

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等
採型区分		A-3
型式等		装飾用 作業用 能動式
製作要素	ソケット①	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
	ソフトインサート②	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂
	支持部	前腕部③ アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
	ハーネス	上腕義手用 胸郭バンド式上腕ハーネス一式(④) 肩たすき一式(⑤) 8字ハーネス一式(⑥)
	外装	上腕部⑦ 皮革 プラスチック 塗装 前腕部⑧ 皮革 プラスチック 塗装
完成用部品	肘継手⑨	多軸ヒンジ式 能動式 作業用幹部式
	手継手⑩	面摩擦式
	手先具⑪	装飾手袋（コスメチックグラブ） 能動ハンド 能動フック 作業用手先具
	その他⑫	ケーブルセット 断端袋（前腕用）

4 前腕義手

基本要件

前腕切断者

適応例

- ①前腕切断者が適応となる。
- ②切断部位的に切断肢の残存機能が多く、義手装着により作業が容易になりやすいので、装飾用に加えて作業用も多く必要とされる。
- ③使用目的により、稀に能動式が処方される。
- ④骨格構造義肢は外見上のメリットはあるが、重量的には殻構造との違いはあまりない。
- ⑤骨格構造義手は装飾用のみである。

義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-4	・装飾用 ・作業用 ・能動式＜長断端用ハンド型、長断端用フック型＞ ＜中断端用ハンド型、中断端用フック型＞ ＜短断端用ハンド型、短断端用フック型＞	3年
骨格構造	A-3	・装飾用	—

装飾用



作業用



能動式（フック型手部付）



殻構造

製作項目

構造			殻構造	骨格構造
区分			使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分			A－4	A－3
型式等			装飾用 作業用 能動式	装飾用
製作要素	ソケット①		アルミニウム、セルロイド 皮革熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート②		皮革 軟性発泡樹脂皮革・軟性発泡樹脂	
	支持部	前 腕 部 ③	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	前腕義手用
		作 業 用 ④	前腕部 → 幹部を使用する場合に限る	
	義手用ハーネス	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式 8字ハーネス一式 (⑤) 9字ハーネス一式 たわみ継手 (1組) 前方支持バンド 上腕カフ (三頭筋パッド) (⑥)	胸郭バンド式前腕ハーネス一式 8字ハーネス一式 9字ハーネス一式 上腕カフ (三頭筋パッド)
	外 装	前 腕 部 ⑦	皮革 プラスチック 塗装	前腕義手用
完成用部品	肘継手⑧		遊動式	
	手継手⑨		面摩擦式 作業用幹部式	
	義手調整用部品		ソケットアダプター チューブ	
	手先具⑩		装飾手袋 (コスメチックグラブ) 能動ハンド 能動フック 作業用手先具	
	外装用部品		コネクションプレート フォームカバー	
	その他⑪		ケーブルセット 断端袋 (前腕用)	

5 手義手

基本要件

手関節離断又は手根部を残した手部の切断者

適応例

- ①手関節離断または手根骨部を残した手部の切断者が適応となる。
- ②多くは装飾用で使用目的により、稀に作業用が処方される。
- ③手義手には骨格構造のものはない。

義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-5	・装飾用 ・作業用 ・能動式	3年



シリコングローブ



パッシブフィンガー

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	
採型区分		A-5	
型式等		装飾用 作業用 能動式	
製作要素	ソケット	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	
	支持部	前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
	ハーネス	前腕義用手	8字ハーネス一式 上腕カフ（三頭筋パッド）
	外 装	前 腕 部	皮革 プラスチック 塗装
完成用部品	手継手	面摩擦式 作業用幹部式	
	手先具	装飾手袋（コスメチックグラブ） 能動ハンド 能動フック 作業用手先具	
	その他	ケーブルセット 断端袋（前腕用）	

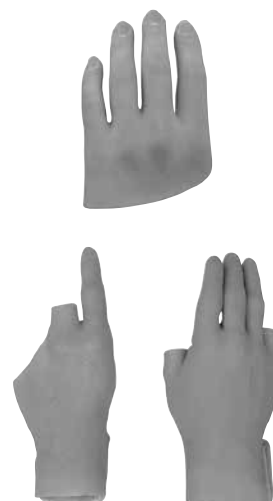
6 手部義手

基本要件

中手骨部（手掌部）切断者

適応例

- ①手根部又は一部の指が残存した手掌部の切断者が適応となる。
- ②ほとんどは装飾用であるが、把持動作を行うため、まれに作業用として処方されることもある。
- ③手部義手には、骨格構造のもの及び能動式のものは無い。



義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-6	・装飾用	1年
		・作業用	2年

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	
採型区分		A-6	
型式等		装飾用 作業用	
製作要素価格	ソケット	セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
完成用部品	手先具	装飾手袋（コスメチックグラブ）	

7 手指義手

基本要件

指切断者

適応例

- ①基節骨を残した指の切断者が適応となる。
- ②多くは装飾用で、使用目的により作業用が必要となる。
- ③手指義手には、骨格構造のもの及び能動式のものはない。

手指義手の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	A-7	・装飾用	1年
		・作業用	2年

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等		
採型区分		A-7		
型式等		装飾用	作業用	
製作要素	ソケット	皮革	熱硬化性樹脂	熱可塑性樹脂
完成用部品	手先具	装飾手袋（コスメチックグラブ） 装飾ハンド		



1-3 義足

(1) 義足の分類

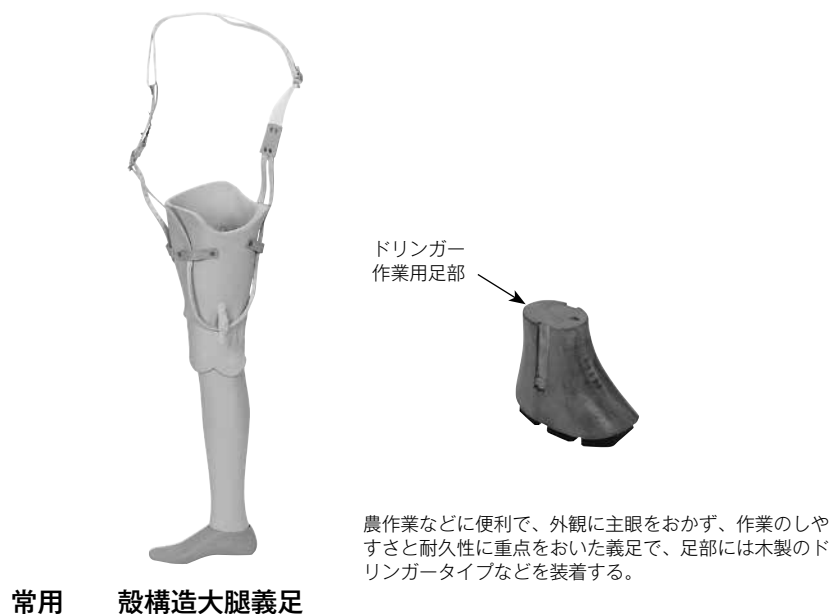
義足は、使用目的により常用、作業用の2種に分類されます。

① 常用

日常生活において使用しうる機能と外観を備えた義足。

② 作業用

農耕作業、その他の重作業に適する義足であり、具体的には鉄脚やドリリング足部を取り付けた義足で極めてまれにしか必要とされない。



(2) 義足の構成要素

① ソケット

切断端を差し込んで、義足を身体に固定する部分。切断端と義足との接触部分で重要な要素である。ソケットは、切断の部位や断端の状態に合わせて使用するソケットを選択する必要がある。

② ソフトインサート

硬質のソケットが身体切断面にあたって痛み・傷などの支障を生じるのを防ぐ目的で、中間に挿入する軟性発泡樹脂、皮革、フェルト、シリコンなどを用いて断端全体を覆う内側のソケット。

③ 支持部

義足のソケットと遠位部の継手又は継手部分間を結合し、外力を支持・伝達し、相互の距離を維持する部分。大腿部、下腿部に相当する重量を支える幹の部分である。

④ 継手

身体の股、膝、足関節部に相当する義足の関節部分。人体の関節運動を代償するために、屈曲・伸展・内転・外転・回旋などの運動が可能な構造を持つ。

⑤ 外装

義足の外側を包んで美観上の外観を整えるために使用する。

⑥ 義足用懸垂部品

義足が断端部から脱落することを防ぐために取り付けられる装置。肩吊バンド、シレジアバンド、腰バンドなどがある。

⑦ 足部

足関節から足先までの、外観、機能を代償補填するもので、単軸足部、多軸足部、固定足部、SACH足部などがある。

継手と足部

1 股継手



カナダ式（単軸伸展補助バネ内蔵）



カナダ式（油圧シリンダー内蔵）

2 膝継手

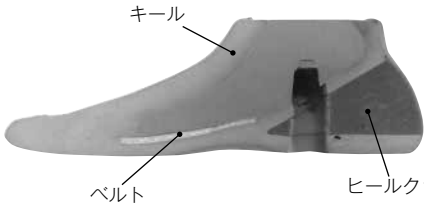
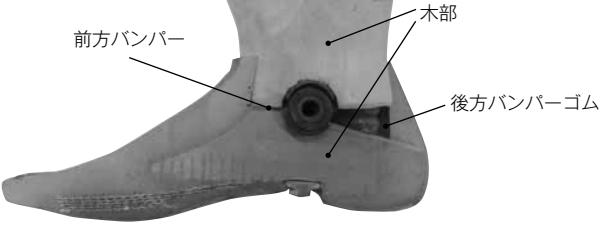
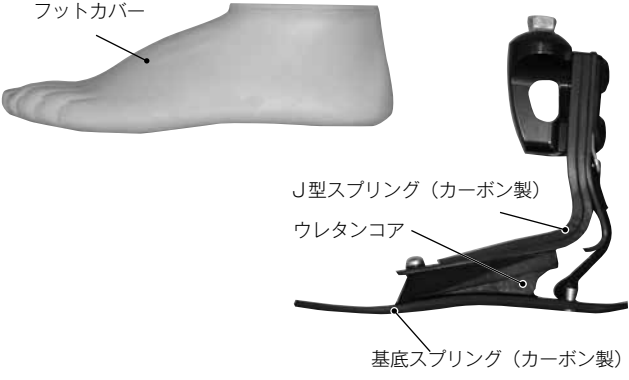
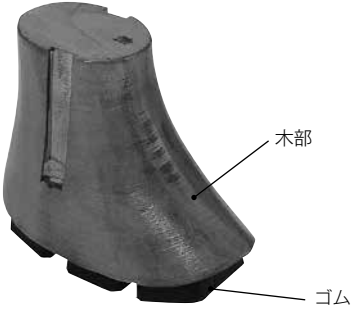


単軸膝（遊動式）



多軸膝（遊動式）

3 足継手及び足部

SACH足部 (Solid Ankle Cushion Heel)	 キール ベルト ヒールクッション
単軸足部 単軸足部は、機械的継手で前後で動きを制限するバンパーがあり、踵部には、クッション材としてゴムが使用されている。安定性が良い。	 前方バンパー 木部 後方バンパーゴム
多軸足部 底屈、背屈、内転、外転などの動きを再現した足部である。	 フットカバー J型スプリング（カーボン製） ウレタンコア 基底スプリング（カーボン製）
ドリリンガー足部 作業用足部として用いられ、主に農作業に適している。	 木部 ゴム
エネルギー蓄積型足部 カーボン繊維などを用いたキール部分とフットシェルで構成される足部。歩行追従性に適しており、ヒールコンタクト時とトゥオフ時に前方への推進力を切断者へ与える。（補装具費の支給基準では、SACH 足部に分類）	

(3) 支給要件と適応例

1 支給要件

下肢切断又は先天性の欠損があり、義足の装着により移動能力や作業能力の改善が図られる者。

作業用としては、職場及び家庭で特殊な作業をする者。

2 適応例

- ①短断端若しくは長断端等により、標準的な義足に対応できない場合、近位若しくは遠位の義足が処方される。
- ②必要に応じて常用と作業用の併給が可能である。
- ③作業の内容により鉄脚及びドリルガー足部の必要がない場合も作業用とみなす。
- ④作業用の外装は、塗装等必要最小限とする。

(4) 適応例と製作項目

1 股義足

基本要件

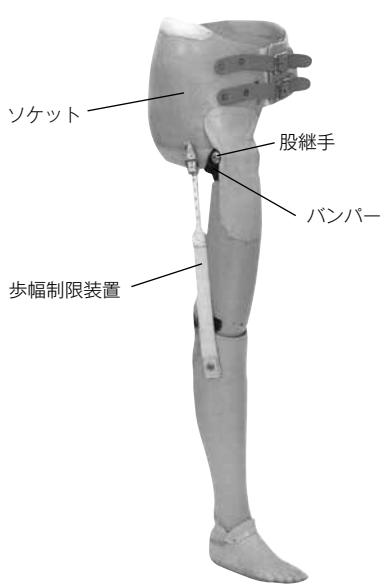
骨盤切断者
股関節離断者
大腿極短断端切断者

適応例

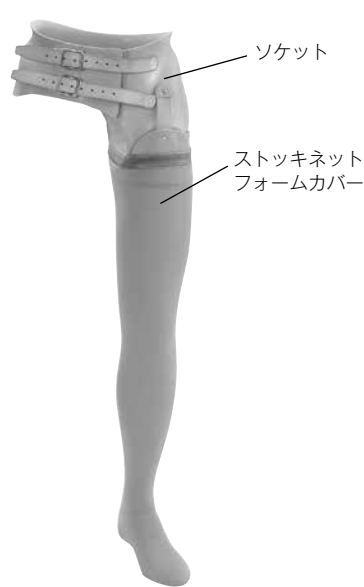
- ①片側骨盤切除、股関節離断、大腿極短断端切断者が適応となる。
- ②ソケットの違いから普通型（主として受皿式ソケット）とカナダ式がある。
- ③受皿式ソケットは、長年この型を使用して他の型式に変更できない者が適応となる。
- ④新規の切断者には義足を懸垂しやすく骨盤を包み込む形式のソケットであるカナダ式が適応となる。
- ⑤カナダ式には骨格構造と殻構造があるが、機能や外観や重量の面、選択できる部品の多さから骨格構造が多く使われている。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-1	・常用 <普通、カナダ式> ・作業用	4年
骨格構造	B-1	・カナダ式	—



殻構造（カナダ式）



骨格構造（カナダ式）



製作項目

構造		殻構造	骨格構造
区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分		B-1	B-1
型式等		受皿式 カナダ式	カナダ式
製作要素	ソケット		アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
	ソフトインサート		皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂
	支持部	股 部	股義足用
		大 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		下 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		作 業 用	大腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る
	義足懸垂用部品		股 義 足 用 懸垂帯一式
	外 装	股 部	皮革 プラスチック 塗装
		大 腿 部	皮革 プラスチック 塗装
		下 腿 部	皮革 プラスチック 塗装
		足 部	表革 裏革 塗装 リアルソックス
完成用部品	義足調整用部品		コネクタ
	股継手		ヒンジ継手＜伸展制限付外転式＞ カナダ式
	義足調整用部品		チューブ クランプアダプタ コネクタ ターンテーブル
	膝継手		ヒンジ継手＜前止め固定式＞ 鉄脚 ブロック継手＜遊動式＞

構造		殻構造	骨格構造
完成用部品	義足調整用部品		チューブ クランプアダプタ 伸展屈曲装置 トルクアブソーバー
	外装用部品		コネクションプレート
	足継手		固定式（SACH 足用） 遊動式単軸足用
	足部調整用部品		ボルト
	足部	単軸足部 SACH足部 ドリリング足部	SACH足部 単軸足部
	外装用部品		フォームカバー（股・大腿用） ストッキネット（股・大腿用）
	その他	SACH用アングルブロック	

2 大腿義足

基本要件

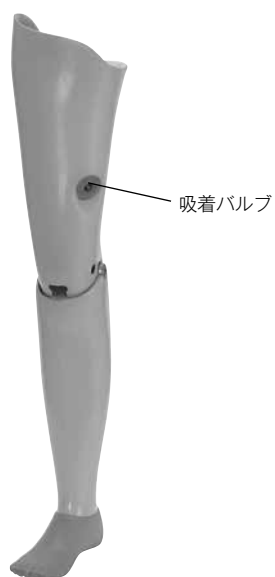
大腿切断者

適応例

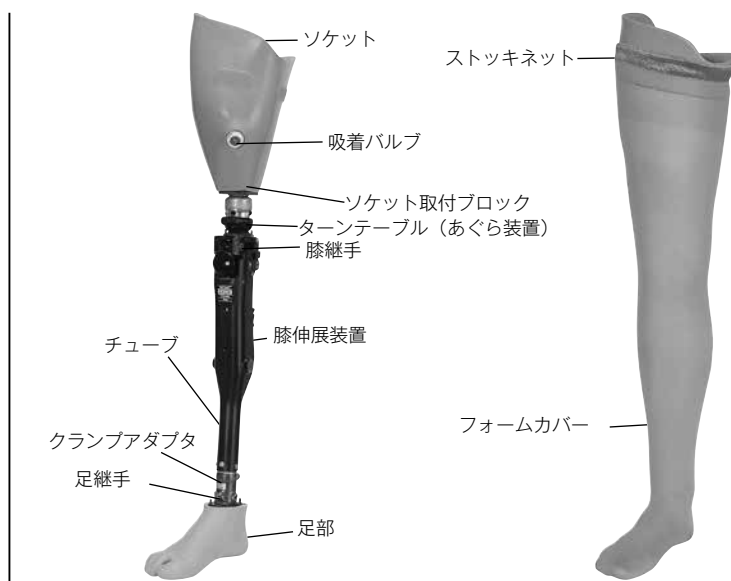
- ①大腿切断者が適応となる。
- ②差込式は、肩吊带等の懸垂装置が必要となる。長年差込式を使用して他の形式に変更が出来ない者が適応となる。
- ③吸着式は陰圧を利用して懸垂するため特別な場合を除き懸垂装置が不要となる。新規の切断者は、主に吸着式の適応となる。
- ④断端部に癒痕があったり、筋の萎縮が著しく、骨の突出があるなど、十分な陰圧を利用出来ない場合には、ソフトインサートのシリコンなどを用いて異形な断端を整えたライナー式もしくは差込式の適応となる。
- ⑤機能や外観、選択できる部品の多さから骨格構造が多く使われている。
- ⑥作業用があるが、常用が使用されることが多い。
- ⑦ライナー式は、断端にライナーを装着してから義足を着ける。近年仮義足時からライナー式を選択することも多くなっている。
- ⑧ソケットの形状については、四辺形ソケットもしくは坐骨収納型ソケットがある。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-2	・常用 ・吸着式常用（差込吸着式を含む） ・作業用	3年 5年 3年
骨格構造	B-2	・差込式 ・吸着式（差込吸着式を含む）	—



殻構造（吸着式常用）



骨格構造（吸着式）

製作項目

構造		殻構造		骨格構造	
区分		使用材料・種類・部品等		使用材料・種類・部品等	
採型区分		B-2		B-2	
型式等		差込式 ライナー式 吸着式		差込式 ライナー式 吸着式	
製作要素	ソケット		木製 アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂		
	ソフトインサート		皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコーン		
	支持部	大 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂		大腿義足用
		下 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂		
		作 業 用	大腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る		
	義足懸垂用部品	大腿義足用	シレジアバンドー式 肩吊り帯 腰バンド 横吊帯 義足用股吊帯		
	外 装	大 腿 部	皮革 プラスチック 塗装		大腿義足用
		下 腿 部	皮革 プラスチック 塗装		
		足 部	表革 裏革 塗装 リアルソックス		
完成用部品	義足調整用部品				ブロック コネクタ クランプアダプタ チューブ ターンテーブル
	膝継手		ヒンジ継手<前止め固定式>、 鉄脚、ブロック継手<遊動式>		単軸膝<遊動式、ロック式> 安全膝 多軸膝<遊動式、ロック式>
	義足調整用部品				伸展屈曲装置 チューブ クランプアダプタ

構造		殻構造	骨格構造
完成用部品	外装用部品		コネクションプレート
	足継手		固定式（SACH 足用） 遊動式＜単軸足用＞
	足部調整用部品		ボルト
	足部	単軸足部 SACH足部 ドリンガー足部	SACH足部 単軸足部
	外装用部品		フォームカバー（股・大腿用） ストッキネット（股・大腿用）
	その他	吸着バルブ SACH用アングルブロック	吸着バルブ 断端袋（大腿用） バッテリーキット ライナーロックアダプター シリコンライナー

3 膝義足

基本要件

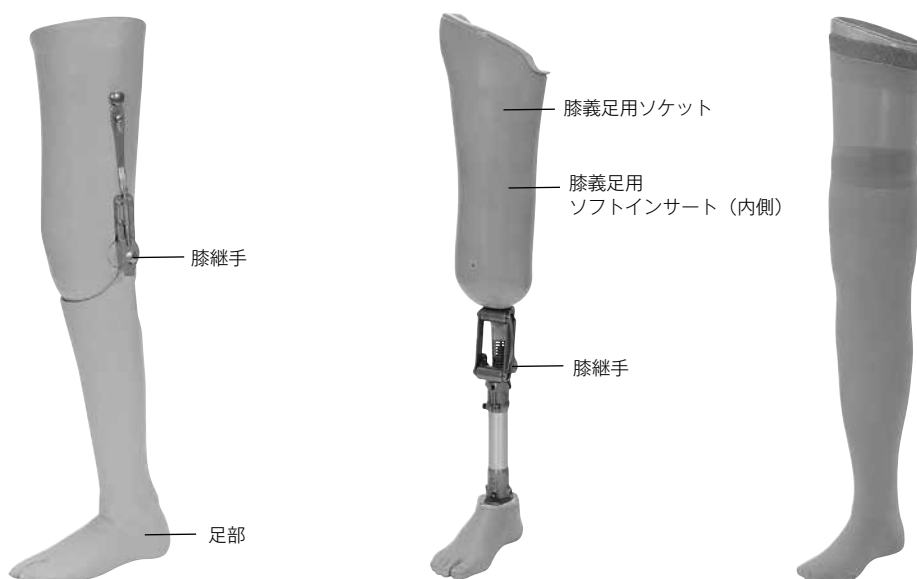
膝関節離断者

適応例

- ①膝関節離断、膝関節近位の切断者が適応となる。
- ②基本的にソケットは差込式であるが、ソケットに使用される材料の進歩、ソケットの製
作方法の発展により、吸着式やライナー式を用いることが可能となっている。
- ③骨格構造では、膝継手軸が下がってしまうが、選択可能な部品の多さから、使われるこ
とが多い。
- ④常用と作業用があるが、常用が処方されることが多い。
- ⑤基本的には断端末支持が可能であるが、断端状態により四辺形ソケットもしくは坐骨収
納型ソケットを用いる場合もある。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-3	・常用 ・作業用	3年 2年
骨格構造	B-3	・常用	—



殻構造（常用）

骨格構造

製作項目

構造		殻構造	骨格構造
区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分		B-3	B-3
型式等		差込式 ライナー式 吸着式	差込式 ライナー式 吸着式
製作要素	ソケット	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコン	
	支持部	下 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		作 業 用	大腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る
	義足懸垂用部品	大腿義足用	シレジアバンドー式 肩吊り帯 腰バンド 横吊带 義足用股吊带
	外 装	大 腿 部	皮革 プラスチック 塗装
		下 腿 部	皮革 プラスチック 塗装
		足 部	表革 裏革 塗装 リアルソックス
完成用部品	義足調整用部品		コネクタ
	膝継手	ヒンジ継手<横引き固定式> 鉄脚	単軸膝<遊動式、ロック式> 安全膝 多軸膝<遊動式、ロック式>
	義足調整用部品		チューブ クランプアダプタ 伸展屈曲装置
	足継手		固定式 (SACH 足用) 遊動式<単軸足用>
	外装用部品		コネクションプレート
	足部調整用部品		ボルト
	足部	SACH足部 ドリンガー足部	SACH足部 単軸足部
	外装用部品		フォームカバー (股・大腿用) ストッキネット (股・大腿用)
	その他	SACH用アングルブロック	断端袋 (大腿用)

4 下腿義足

基本要件

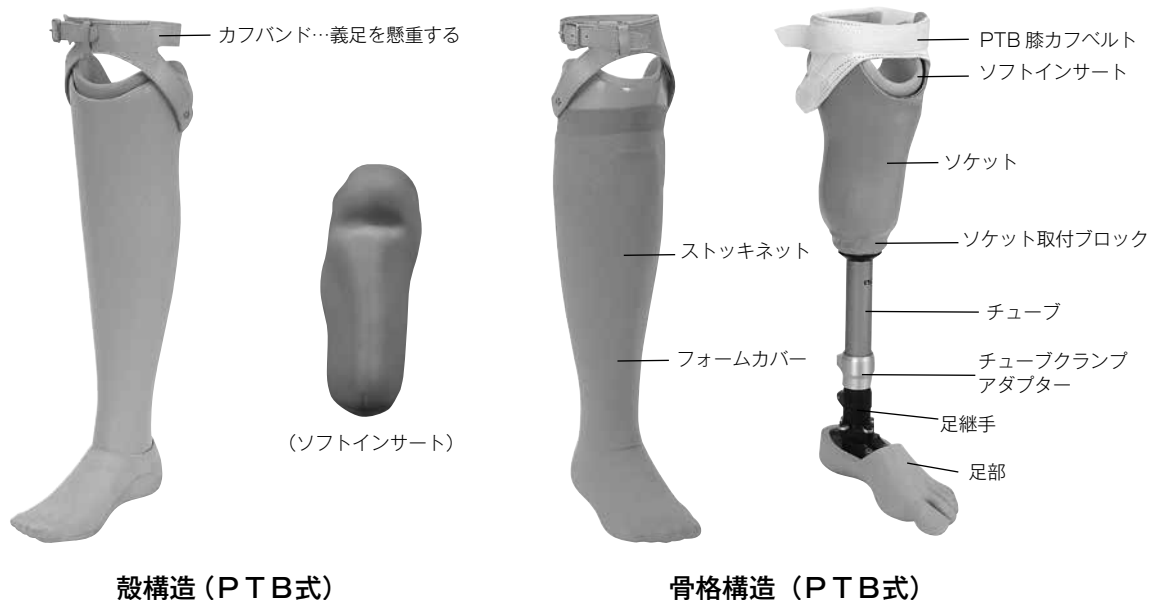
下腿切断者

適応例

- ①下腿切断者が適応となる。
- ②ソケットの形式としては、差込式、PTB式、PTS式、KBM式がある。
- ③差込式は長年差込式を使用して他の形式に変更ができない者が適応となり、新規の切断者には、ほとんど適応とならない。断端の体重支持部に癒痕のある者や重作業をする者、極短断端の者については、新規の切断者でも適応となる。
- ④PTB式は多くの下腿切断者が適応となるが、膝関節の安定性に問題がある者や、短断端には不適である。
- ⑤PTS式は、短断端や膝関節の安定性に問題がある者に適している。
- ⑥KBM式は、短断端には適さないが膝関節の安定性のない者に適している。
- ⑦骨格構造は外見上のメリットがあり、重量的にも軽量なものが多い。
- ⑧作業用があるが、常用が使用されることが多い。
- ⑨ライナーは、PTB、PTS、KBM式、どの型式でも用いることができる。
- ⑩短断端や膝関節の安定性に問題がある場合には、大腿支柱を用いることがある。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-4	・常用〈普通、PTB式、PTS式、KBM式〉 ・作業用	2年
骨格構造	B-4	・PTB式 ・PTS式 ・KBM式 ・長断端用	—



製作項目

構造			殻構造		骨格構造	
区分			使用材料・種類・部品等		使用材料・種類・部品等	
採型区分			B－4		B－4	
型式等			差込式　PTB式　PTS式　KBM式		差込式　PTB式　PTS式　KBM式	
製作要素	ソケット		アルミニウム、セルロイド　皮革　熱硬化性樹脂　熱可塑性樹脂			
	ソフトインサート		皮革　軟性発泡樹脂　皮革・軟性発泡樹脂　皮革・フェルト　シリコン			
	支持部	下　腿　部	木製　アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂		下腿義足用	
		作　業　用	下腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る			
	義足懸垂用部品	下腿義足用	腰バンド　横吊带　大腿もも締め一式 PTB カフベルト一式			
	外　装	下　腿　部	皮革　プラスチック　塗装		下腿義足用	
足　　　部		表革　裏革　塗装　リアルソックス				
完成用部品	義足調整用部品				ブロック　コネクタ　チューブ クランプアダプタ	
	膝継手		ヒンジ継手<下腿遊動式>　鉄脚			
	外装用部品				コネクションプレート	
	足継手				固定式（SACH 足用） 遊動式<単軸足用>	
	足部調整用部品				ボルト	
	足部		単軸足部　SACH足部 ドリンガー足部		SACH足部　単軸足部	
	外装用部品				フォームカバー（下腿用） ストッキネット（下腿用）	
その他		SACH用アングルブロック KBMウェッジ		KBMウエッジ　断端袋（下腿用）		

5 サイム義足

基本要件

サイム切断者

適応例

- ①サイム切断、足関節離断等の者が適応となる。
- ②下端部に骨の膨盛があるため、装着できるようにソケットの一部に窓を開けている有窓式、もしくは、ソフトインサートで断端形状を整えた差し込み式がある。
- ③補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準では、下腿義足に含まれる。
- ④骨格構造でも使える部品が開発されてきている。
- ⑤作業用があるが、常用が使用されることが多い。
- ⑥基本的には断端末支持が可能であるが、断端状態により、PTB式・KBM式・PTS式を必要とする場合がある。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-5	・常用 <差込式、有窓式> ・作業用	2年
骨格構造	B-5	・差込式 ・有窓式	—



製作項目

構造		殻構造	骨格構造
区分		使用材料・種類・部品等	使用材料・種類・部品等
採型区分		B-5	B-5
型式等		差込式 有窓式	差込式 有窓式
製作要素	ソケット	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	
	支持部	下 腿 部	木製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂
		作 業 用	下腿部 → 鉄脚を使用する場合に限る
	外 装	下 腿 部	皮革 プラスチック 塗装
		足 部	表革 裏革
完成用部品	義足調整用部品	コネクタ	
	足継手	固定式（SACH足用） 遊動式＜単軸足用＞	
	足部	SACH足部 ドリンガー足部	サイム用足部 SACH足 単軸足部
	外装用部品	ストッキネット（下腿用）	
	その他	断端袋（下腿用）	

6 果義足

基本要件

ピロゴフ切断

ボイド切断等

果の下から踵にかけての切断者

適応例

- ①ピロゴフ切断、ボイド切断等、果の下から踵にかけての切断者が適応となる。
- ②断端が長いので完成用部品の足部を使用できない場合は、軟性発泡樹脂で個別に成形された足部を使用する。
- ③骨格構造のもの及び作業用のものはない。
- ④基本的には断端末支持が可能であるが、断端状態により、PTB 式・KBM 式・PTS 式を必要とする場合がある。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-6		2年



差込み式



有窓式

製作項目

構造			殻構造		
区分			使用材料・種類・部品等		
採型区分			B－6		
型式等					
製作要素	ソケット		セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂		
	ソフトインサート		皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂		
	支持部	足 部	軟性発泡樹脂		
	外 装	下 腿 部	皮革 プラスチック 塗装		
		足 部	表革 裏革 塗装 リアルソックス		
完成用部品		そ の 他	ベルト付先ゴム		

7 足根中足義足

基本要件

- ショパール切断
- リスフラン切断
- 中足骨部切断等
- 踵から前足部にかけての切断者

適応例

- ①ショパール切断、リスフラン切断、中足骨部切断等、踵から前足部にかけての切断者が適応になる。
- ②型式としては鋼板入りと足袋型がある。
- ③骨格構造のもの及び作業用のものはない。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-6 B-7	・鋼板入り ・足袋型	2年 1年



鋼板入り



足袋型

製作項目

型式等		鋼板入り	足袋型
区分		使用材料・種類・部品等	
採型区分		B-6	B-7
製作要素	ソケット		セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
	ソフトインサート		皮革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂
	支持部	足 部	軟性発泡樹脂
	外 装	下 腿 部	皮革 プラスチック 塗装
完成用部品		足 部	表革 裏革 塗装 リアルソックス
		そ の 他	装飾足袋 ベルト付先ゴム

8 足指義足

基本要件

足指切断者

適応例

①足指切断者

②足指欠損者

※骨格構造のもの及び作業用のものはない。

義足の種類等

構造区分	採型区分	型式等	耐用年数
殻構造	B-7		1年



製作項目

区分		使用材料・種類・部品等
採型区分		B-7
型式等		
製作要素	ソケット	皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂
完成用部品	足部	装飾足部

1-4 見積例

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

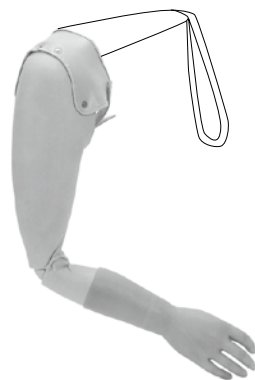
使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

1 義手

肩義手

殻構造肩義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-1
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-1
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1
	支持部	肩部	
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	肩たすき一式	
	外装	肩部 プラスチック	
		上腕部 プラスチック	
		前腕部 プラスチック	
完成用部品		肩継手 屈曲外転式 肘継手 能動単軸ブロック式 手先具 装飾ハンド 手先具 装飾手袋	F A J -100 E -50 F 佐藤 5-8 P 佐藤 5-44



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肩義手

殻構造肩義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-1
	加算	肩甲胸郭間切断用	A-1
		透明プラスチック チェックソケット	
製作要素価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-1
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1
	支持部	肩部	
		加算	
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	胸郭バンド式肩ハーネス一式	
	外装	肩部 プラスチック	
完成用部品		手先具 装飾ハンド 手先具 装飾手袋 手先具 装飾手袋 手先具 装飾手袋	佐藤 5-8 S 佐藤 1-0 X 佐藤 2-452 佐藤 5-44



肩義手

殻構造肩義手 能動式 フック型

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-1
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-1
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1
	支持部	肩部	
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	胸郭/バンド式肩ハーネス一式	
	外装	肩部 プラスチック	
		上腕部 プラスチック	
		前腕部 プラスチック	
完成用部品	肩継手	屈曲外転式	F A J -100
	肘継手	能動単軸ブロック式	E-200
	肘継手	能動単軸ブロック式	E-460
	手継手	迅速交換式	スマー F M -100
	手先具	能動フック	スマー 8 X
	その他	ケーブルセット	スマー 2250
	その他	ケーブルセット	近畿 KPI-6
	その他		フック用先ゴム

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

上腕義手

殻構造上腕義手 能動式 ハンド型

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-2
	加算	吸着式	A-2
		透明プラスチック チェックソケット	
製作要素価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス一式	
	外装	上腕部 プラスチック	
		前腕部 プラスチック	
完成用部品	肘継手	能動単軸ブロック式	E200
	肘継手	能動単軸ブロック式	E450
	手継手	屈曲式	スマー F W -300
	手先具	能動ハンド	オートボック 8 K 27
	手先具	装飾手袋	オートボック 8 S 11 N
	その他	ケーブルセット	近畿 KPI-6



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

上腕義手

殻構造上腕義手 能動式 フック型

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-2
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス式	
	外装	上腕部 プラスチック	
		前腕部 プラスチック	
完成用部品		肘継手	E-200 E-460
		手継手 屈曲式	※7- FW-300
		手先具 能動フック	※7- 8 X
		その他 ケーブルセット	※7- 2250
		その他 フック用先ゴム	
		その他 ハーネス部品	※7-



この適用例は、あくまで参考資料です。

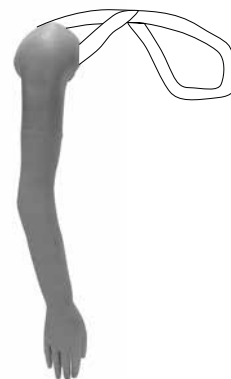
補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

上腕義手

殻構造上腕義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-2
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	支持部	上腕部 熱硬化性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス式	
	外装	上腕部 プラスチック	
完成用部品		手先具 装飾ハンド	佐藤 5-8 S
		手先具 装飾手袋	佐藤 2-452
		手先具 装飾手袋	佐藤 5-44
		ハーネス部品	※7-
		その他 断端袋 上腕用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

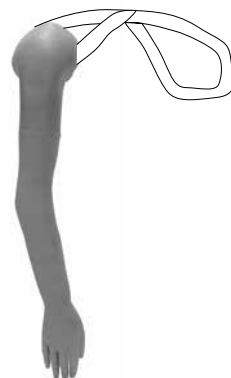
補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

上腕義手

殻構造上腕義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-2
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス一式	
完成用部品	手先具 装飾ハンド		佐藤 5-8 P
	手先具 装飾手袋		佐藤 1-52
	手先具 装飾手袋		佐藤 2-452
	手先具 装飾手袋		佐藤 5-44
	ハーネス部品		おヌー 50115
	その他 断端袋 上腕用		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

上腕義手

殻構造上腕義手 作業用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	作業用		A-2
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	皮革	A-2
	支持部	上腕部	
	義手用ハーネス	肩たすき一式	
	外装	上腕部 プラスチック	
完成用部品	肘継手 作業用幹部式		
	作業手先具 × 3		
	その他 ハーネス部品		おヌー 50115
	その他 断端袋 上腕用		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肘義手

殻構造肘義手 能動式 フック型

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-3
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-3
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス	
	外装	上腕部 プラスチック	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品	肘継手 単軸ヒンジ 能動式		叔マ- E-1500
	手継手 面摩擦式		叔マ- WE-500
	手先具 能動フック		叔マ- 5
	その他 ケーブルセット		叔マ- 2250
	その他 フック用先ゴム		
	その他 断端袋 上腕用		
	その他 ハーネス部品		叔マ- 50115
	手先具 能動ハンド		オトボック 8 K 23
	ケーブルセット		叔マ- 50444



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

前腕義手

殻構造前腕義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-4
	加算	顆上懸垂式	
		透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品	手先具 装飾ハンド		佐藤 5-8 S
	手先具 装飾手袋		佐藤 3-452
	手先具 装飾手袋		佐藤 5-44
	その他 断端袋 前腕用		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

前腕義手

殻構造前腕義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-4
	加算	顎上懸垂式	
		透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		手先具 装飾手袋 その他 前腕用 断端袋	佐藤 5-92X



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

前腕義手

殻構造前腕義手 能動式 ハンド型

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-4
	加算	顎上懸垂式	
		透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	前腕義手用 8字ハーネス一式	
	義手用ハーネス	前腕義手用 上腕カフ	
	義手用ハーネス	前腕義手用 たわみ継手	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		手継手 屈曲式 手先具 能動ハンド 手先具 装飾手袋 その他 断端袋 前腕用 その他 ケーブルセット その他 ハーネス部品	オートボック 10 V 39 オートボック 8 K 23 オートボック 8 S 11 N スズマ 2251 スズマ



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

前腕義手

殻構造前腕義手 能動式 フック型

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	能動式		A-4
	加算	類上懸垂式	
		透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	前腕義手用 8字ハーネス式	
	義手用ハーネス	前腕義手用 上腕カフ	
	義手用ハーネス	前腕義手用 たわみ継手	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		手継手 屈曲式	オトボック 10 V 39
		手先具 能動フック	ホヌー 5XA
		その他 フック用先ゴム	
		その他 断端袋 前腕用	
		その他 ケーブルセット	ホヌー 2251
		その他 ハーネス部品	ホヌー



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

前腕義手

殻構造前腕義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-4
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	支持部	前腕部 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	前腕義手用 上腕カフ	
	義手用ハーネス	前腕義手用 たわみ継手	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		手先具 装飾ハンド	佐藤 5-8 P
		手先具 装飾手袋	佐藤 3-452
		手先具 装飾手袋	佐藤 5-44
		その他 断端袋 前腕用	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

前腕義手

般構造前腕義手 作業用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	作業用		A-4
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-4
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	皮革	A-4
	支持部	作業用前腕部	
	義手用ハーネス	前腕義手用 上腕カフ	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		肘継手 単軸ヒンジ遊動式 手継手 作業用幹部 作業手先具 × 3	

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



手部義手

般構造手部義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-6
製作要素 価格			
完成用部品		手先具 装飾ハンド 手先具 装飾手袋 加算 マジック取付け	佐藤 4-8 P 5 佐藤 4-45

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



手部義手

殻構造手部義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-6
製作 要素 価格	ソケット	熱可塑性樹脂	A-6
完成用部品		手先具 装飾ハンド 手先具 装飾手袋 加算 マジック取付け	佐藤 4-8 P 5 佐藤 4-91 X



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

手部義手

手部義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-6
製作 要素 価格			
完成用部品		手先具 装飾手袋 加算 マジック取付け 加算 指芯	佐藤 4-92 指×3



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

手指義手

手指義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-7
製作 要素 価格			
完成用部品	手先具 装飾手袋 加算 指芯		佐藤 4-95X 指× 2



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

手指義手

手指義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-7
製作 要素 価格			
完成用部品	手先具 装飾手袋		佐藤 610



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肩義手

骨格構造肩義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-1
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-1
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-1
	支持部	肩義手用	
	支持部加算		
	義手用ハーネス	胸郭バンド式肩ハーネス式	
	外装	肩義手用	
完成用部品	肩継手 ユニバーサル式		オトボック 12 S 7
	肘継手 単軸式		オトボック 12 R 4
	手継手 軸摩擦式		オトボック 10 R 2
	手継手 手部コネクタ		啓愛 KI-H-064
	手先具 装飾ハンド		佐藤 5-8 P
	手先具 装飾手袋		佐藤 5-44
	外装部品 フォームカバー		オトボック 15 K 3
	外装部品 コネクションプレート		オトボック 13 R 9



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肩義手

骨格構造肩義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-1
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	
	支持部	肩義手用	
	義手用ハーネス	肩義手用 胸郭バンド式肩ハーネス式	
	外装	肩義手用	
完成用部品	肩継手 ユニバーサル式		オトボック 12S7
	軸摩擦式		オトボック 10R2
	肘継手 単軸式（軸固定式）		オトボック 12R4
	手継手 軸摩擦式		オトボック 10R2
	手継手 手部コネクタ		啓愛 KI-H-064
	手先具 手袋		佐藤 5-92X
	外装部品 フォームカバー		オトボック 15K3



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

上腕義手

骨格構造上腕義手 装飾用

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	装飾用		A-2
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	A-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	A-2
	支持部	上腕義手用	
	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス一式	
	外装	上腕義手用	
完成用部品	肘継手 単軸式		オットボック 12 R 2
	手継手 軸摩擦式		オットボック 10 R 2
	手継手 手部コネクタ		啓愛 KI-H-064
	手先具 装飾ハンド		佐藤 5-8 S
	手先具 装飾手袋		佐藤 3-452
	手先具 装飾手袋		佐藤 5-44
	外装部品 フォームカバー		オットボック 15 K 2
	外装部品 コネクションプレート		オットボック 13 R 9
	ハーネス部品		スマー 50115
	その他 断端袋 上腕用		上腕用

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

上腕義手

上腕筋電動義手

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	筋電電動式		A-2
基本加算	加算	吸着式	
	加算	透明チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	筋電電動式 熱硬化性樹脂	A-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	支持部	上腕部筋電電動式 熱硬化性樹脂	
	義手用ハーネス	上腕義手用 8字ハーネス一式	
	外装	上腕部 プラスチック	
完成用部品	電動ハンド		オットボック 8 E 38 = 9
	リストユニット		オットボック 10 S 1
	エルボーユニット		オットボック 12 K 44
	電極	× 2	オットボック 13E202=60
	接続ケーブル電極用	× 2	オットボック 13E129=G
	ローテーター		オットボック 10 S 17
	コントローラー		オットボック 13E205
	バッテリーボックス		オットボック 757 Z 190 = 1
	接続ケーブルバッテリー用		オットボック 13E188
	バッテリー	× 2	オットボック 757 B 21
	充電器		オットボック 757 L 20
	スイッチ		オットボック 9 X 24
	装飾手袋		オットボック 8 S 11
	吸着バルブ		ラボック M.0255
	ハーネス部品		スマー 50115
	ケーブルセット		スマー 2250

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



前腕義手

前腕筋電動義手（成人用）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	筋電動式		A-4
	加算	顎上懸垂式	
基本加算	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	筋電動式 熱硬化性樹脂	A-4
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	支持部	前腕部筋電動式 熱硬化性樹脂	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		電動ハンド	オトボック 8 E 44 = 6
		リストユニット	オトボック 10 V 38
		リストユニット用部品	オトボック 9E397
		リストユニット用部品	オトボック 9 S 266
		電極 × 2	オトボック 13E200=60
		接続ケーブル電極用 × 2	オトボック 13E129=G
		リストユニット	オトボック 10 S 1
		ローテーター	オトボック 10 S 17
		コントローラー	オトボック 13E205
		接続ケーブルバッテリー用	オトボック 13E188
		バッテリーボックス	オトボック 757 Z 190 = 1
		バッテリー × 2	オトボック 757 B 21
		充電器	オトボック 757 L 20
		スイッチ	オトボック 9 X 24
		装飾手袋	オトボック 8 S 11

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



前腕義手

前腕筋電動義手（小児用）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	筋電動式		B-4
基本加算	顎上支持式	顎上懸垂式	
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	筋電動式 熱可塑性樹脂	B-4
	ソケット	熱硬化性樹脂	
	支持部	前腕部筋電動式 熱硬化性樹脂	
	外装	前腕部 プラスチック	
完成用部品		電動ハンド	オトボック 8E51=5 1/2
		リストユニット	オトボック 10S16=34
		電極 × 2	オトボック 13E200=60
		接続ケーブル電極用 × 2	オトボック 13E129=G
		コントローラー	オトボック 9E370
		コントローラー用部品	オトボック 13E184
		接続ケーブルバッテリー用	オトボック 13E132
		バッテリーボックス	オトボック 757 Z 149
		バッテリー × 2	オトボック 757 B 13
		充電器	オトボック 757 L 13=2
		装飾手袋	オトボック 8 S 20
		電極取付部品 × 2	オトボック 13 E 201

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



2 義足

股義足

骨格構造股義足 カナダ式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	カナダ式		B-1
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-1
	支持部	股義足用	
	支持部	支持部加算	
	外装	股義足用	
完成用部品	股継手 カナダ式		オットボック 7E7
	膝継手 多軸遊動式		オットボック 3R60-Pro
	義足調整用部品 クランプアダプタ		オットボック 4R56
	義足調整用部品 ターンテーブル		オットボック 4R57
	義足調整用部品 クランプアダプタ		オットボック 4R52
	義足調整用部品 トルクアップソーバー		オットボック 4R39
	足部 SACH 足部		オットボック 1C40
	外装用部品 フォームカバー 股・大腿用		オットボック 3S107
	外装用部品 ストッキネット 股・大腿用		オットボック 4R32
	チューブ		フット M0820



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

大腿義足

骨格構造大腿義足 吸着式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	吸着式		B-2
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	B-2
	ソケット	カーボンストッキネット	B-2
	支持部	大腿義足用	
	外装	大腿義足用	
完成用部品	膝継手 単軸膝 ロック式		フット SL0708
	足継手 遊動式 単軸足用		フット M1055
	義足調整用部品 コネクタ		フット M0207
	義足調整用部品 チューブ		フット M0860
	義足調整用部品 ターンテーブル		フット SL0250
	足部 単軸足部		フット M1150
	外装用部品 コネクションプレート		フット M12-005
	外装用部品 フォームカバー 股・大腿用		フット M1203-L
	外装用部品 ストッキネット 股・大腿用		フット M1222
	その他 吸着バルブ		フット M0257



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

大腿義足

殻構造大腿義足 吸着式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	吸着式		B-2
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	ソケット	カーボンストッキングネット	B-2
	支持部	常用 大腿部 熱硬化性樹脂	
	支持部	常用 下腿部 熱硬化性樹脂	
	外装	外装 大腿部 プラスチック	
	外装	外装 下腿部 プラスチック	
完成用部品		膝継手 ブロック継手 安全膝 足部 単軸足部 その他 吸着バルブ	オットーック 3P23 オットーック 1H37 オットーック 21Y13

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



大腿義足

骨格構造大腿義足 ライナー式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	ライナー式		B-2
	加算	坐骨収納型ソケット	
	加算	ライナー使用によるチェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	B-2
	ソケット	カーボンストッキングネット	B-2
	支持部	大腿義足用	
	外装	大腿義足用	
完成用部品		膝継手 多軸膝 遊動式 義足調整用部品 コネクタ 義足調整用部品 コネクタ 義足調整用部品 コネクタ 義足調整用部品 チューブ 義足調整用部品 ターンテーブル 義足調整用部品 伸展屈曲装置 足部 SACH 足部 外装用部品 フォームカバー 股・大腿用 外装用部品 ストッキングネット 股・大腿用 外装用部品 ストッキングネット 股・大腿用 外装用部品 保護カバー 外装用部品 保護カバー その他 吸着バルブ その他 ライナー ビンアタッチメントなし	センチュリー TK-2000 オターム A-114030 オターム A-144300 オターム A-834300 オターム A-742020 オットーック 4R57 センチュリー TK-2070 オターム Vari-Flex Evo センチュリー TK-2075 オットーック 99B14 オットーック 99B15 センチュリー TK-2045 センチュリー TK-2052 オターム L-552000 オターム I-TF673-size

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



大腿義足

骨格構造大腿義足 ライナー式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	吸着式		B-2
	加算	坐骨収納型ソケット	
		透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
	ソケット	熱可塑性樹脂 ×2	B-2
	ソケット	カーボンストッキネット	B-2
	支持部	大腿義足用	
	外装	大腿義足用	
完成用部品	膝継手 単軸膝 遊動式		オットボック 3C98
	義足調整用部品 コネクタ		オットボック 4R41
	義足調整用部品 チューブ		オットボック 2R82
	義足調整用部品 ターンテーブル		オットボック 4R57
	足部 SACH 足部		オットボック 1C60
	外装用部品 フォームカバー 保護カバー		オットボック 4X160
	その他 バッテリーキット		オットボック 4E50
	その他 バッテリーキット		オットボック 757L16
	その他 吸着バルブ		オットボック 21Y14



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

大腿義足

骨格構造大腿義足 吸着式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	吸着式		B-2
	加算	坐骨収納型ソケット	
		透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-2
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	ソケット	カーボンストッキネット	B-2
	支持部	大腿義足用	
	外装	大腿義足用	
完成用部品	膝継手 単軸膝 遊動式		オットボック 3R80 +
	義足調整用部品 コネクタ		オットボック 4R41
	義足調整用部品 ターンテーブル		オットボック 4R57
	足部 SACH 足部		オットボック 1C63
	外装用部品 フォームカバー 股・大腿用		オットボック 3S107
	外装用部品 ストッキネット 股・大腿用		オットボック 99B14
	外装用部品 ストッキネット 股・大腿用		オットボック 99B15
	その他 吸着バルブ		オットボック 21Y13



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

膝義足

骨格構造膝義足 吸着式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	吸着式		B-3
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-3
	ソケット	カーボンストックネット	B-3
	ソフトインサート	皮革・軟性発泡樹脂	B-3
	支持部	大腿義足用	
	外装	膝義足用	
完成用部品		膝継手 多軸遊動式 義足調整用部品 クランプアダプタ 義足調整用部品 チューブ 足部 SACH 足部 外装用部品 フォームカバー 股・大腿用 外装用部品 スtockネット 股・大腿用 外装用部品 スtockネット 股・大腿用 その他 吸着バルブ	オットボック 3R60-EBS オットボック 4R52 オットボック 2R38 オットボック 1C60 オットボック 3R24 オットボック 99B14 オットボック 99B15



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

膝義足

殻構造膝義足

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	差込式		B-3
	加算	大腿支柱付	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-3
	ソケット	カーボンストックネット	B-3
	ソフトインサート	皮革・軟性発泡樹脂	B-3
	支持部	常用 下腿部 熱硬化性樹脂	
	外装	大腿部 プラスチック	
	外装	下腿部 プラスチック	
完成用部品		膝継手 ヒンジ継手 横引き固定式 足部 SACH 足部 その他 SACH 用アンクルブロック その他 断端袋 大腿用	小原 27B-021 オットボック X1170 オットボック X1370



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

下腿義足

骨格構造下腿義足 PTB 式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	PTB 式		B-4
	加算	透明プラスチック チェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-4
	ソケット	熱可塑性樹脂	B-4
	ソケット	カーボンストックネット	B-4
	ソフトインサート	皮革・軟性発泡樹脂	B-4
	支持部	下腿義足用	
	義足懸垂用部品	下腿義足用 PTB 膝カフ式	
	外装	下腿義足用	
完成用部品	義足調整用部品 コネクタ		オットー ツク 4R100
	義足調整用部品 チューブ		オットー ツク 2R37
	義足調整用部品 クランプアダプタ		オットー ツク 4R52
	足部 SACH 足部		オットー ツク 1C61
	外装用部品 フォームカバー 下腿用		オットー ツク 6R6
	外装用部品 ストックネット 下腿用		オットー ツク 99B16
	その他 断端袋 下腿用		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

下腿義足

骨格構造下腿義足 PTB 式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	PTB 式		B-4
	加算	ライナー使用によるチェックソケット	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-4
	ソケット	熱可塑性樹脂	
	ソケット	カーボンストックネット	B-4
	支持部	下腿義足用	
	外装	下腿義足用	
完成用部品	義足調整用部品 コネクタ		オスカー L-672000
	義足調整用部品 チューブ		オスカー A-742010
	義足調整用部品 クランプアダプタ		オスカー A-342100
	足部 SACH 足部		オスカー FAPO-size
	外装用部品 フォームカバー 下腿用		オスカー FCX0002
	外装用部品 ストックネット 下腿用		オットー ツク 99B16
	その他 ライナーロックアダプタ		オスカー L-621000
	その他 ライナー		オスカー L-4313-size
	その他 断端袋 下腿用		



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

下腿義足

殻構造下腿義足 PTB 式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	PTB 式		B-4
	加算	大腿支柱付き	
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-4
	ソケット	カーボンストッキネット	B-4
	ソフトインサート	皮革・軟性発泡樹脂	B-4
	支持部	常用 下腿部 熱硬化性樹脂	
	義足懸垂用部品	下腿義足用 大腿もも締め一式	
	外装	下腿部 プラスチック	
完成用部品		膝継手 ヒンジ継手 下腿遊動式 足部 単軸足部 その他 断端袋 下腿用	小原 23B-001 オットーック 1H37



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

下腿義足

殻構造下腿義足 PTB 式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	PTB 式		B-4
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-4
	ソケット	カーボンストッキネット	B-4
	ソフトインサート	皮革・軟性発泡樹脂	B-4
	支持部	常用 下腿用 熱硬化性樹脂	
	義足懸垂用部品	下腿義足用 PTB 膝力フベルト一式	
	外装	下腿部 プラスチック	
完成用部品		足部 単軸足部 その他 断端袋 下腿用	オットーック 1H37



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

果義足

果義足 有窓式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	有窓式		B-5
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-5
	ソケット	カーボンストックネット	B-5
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	B-5
	支持部	下腿義足用	
	外装	プラスチック	
完成用部品		足部 サイム用足部 その他 断端袋 下腿用	オットー・ツク 1C20



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

足根中足義足

足根中足義足

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格			B-6
製作要素 価格	ソケット	皮革	B-6
	支持部	下腿部 熱硬化性樹脂	
	支持部	軟性発泡樹脂	
	外装	下腿部 皮革	
	外装	足部 表革	
	外装	足部 裏革	
完成用部品		その他 ベルト付先ゴム その他 断端袋 下腿用	啓愛KI-SG-C9



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

足根中足義足

足根中足義足 足袋式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格			B-7
製作要素 価格	ソケット	皮革	B-7
	支持部	足部 軟性発泡樹脂	
	外装	足部 表革	
	外装	足部 裏革	
完成用部品		その他 ベルト付先ゴム その他 断端袋 下腿用	啓愛KI-SG-C9



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

足根中足義足

足根中足義足

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格			B-6
製作要素 価格	ソケット	熱硬化性樹脂	B-6
	ソケット	カーボンストッキネット	B-6
	ソフトインサート	軟性発泡樹脂	B-6
	支持部	下腿部 熱硬化性樹脂	
	外装	下腿部 プラスチック	
完成用部品		足部 SACH足部 その他 断端袋 下腿用	オトボック1E80



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

2 装具

2-1 下肢装具

(1) 下肢装具とは

立位保持（関節固定）、拘縮、変形の予防及び矯正、不随意運動の抑制、体重の支持及び免荷を目的として下肢に用いる装具です。

対象となる障害は下肢機能障害（体幹機能障害3級以上で歩行困難な者を含む）で、障害の状態として下肢に筋力低下や変形拘縮・疼痛等があり、歩行能力の低下した状態をいいます。

(2) 下肢装具の特徴

金属製下肢装具

利点

- ①強度が大で破損しにくい
- ②継手に種々のものがあり、背屈・底屈可動域を容易にコントロールできる
- ③ストラップやパッドによる内・外反変形の矯正がしやすい
- ④仮合わせや完成時の修正、破損時の修理、部分的交換が比較的容易
- ⑤通気性が良好

問題点

- ①重い
- ②外見が悪い
- ③金属が錆びたり、皮革が不潔になったりする
- ④使用中に足継手及びあぶみが摩耗して底・背屈角度が変化することがある
- ⑤使用時に雑音が生ずることもある

プラスチック製下肢装具

利点

- ①軽量
- ②外見がよい
- ③清潔で汚れにくい
- ④錆びない
- ⑤使用時の雑音がない
- ⑥正確な形が得られやすい
- ⑦可撓性があり強靱でもある
- ⑧加熱により形の調整がある程度可能
- ⑨装具の上から靴が履きやすい

問題点

- ①継手部の耐久性に問題あり
- ②破損した場合の修理が困難
- ③採型時の肢位が重要で製作後に角度の調整がしにくい
- ④製作技術高度、設備を要す
- ⑤汗を通さず通気性の悪いものが多い
- ⑥褥瘡や擦り傷を作ることもある
- ⑦股継手・膝継手に満足できるものがまだない

(3) 下肢装具に使われる主な部品・付属品

支柱

下肢装具を構造上支持するもので、両側支柱、片側支柱、らせん状支柱、後方板ばね支柱などがあり、材料としては高力アルミニウム合金、プラスチックなどがある。

半月

下肢装具の支柱に取り付け、下肢の後面または前面を半周する半円筒状の帯板部品。装具を肢体に固定するとともに、支柱の位置決め機能を持ち、装具の強度も高める。

カフバンド

上肢又は下肢の一部を一周するように被覆する部品で皮革、プラスチックなどで作られる固定用のバンド。

あぶみ

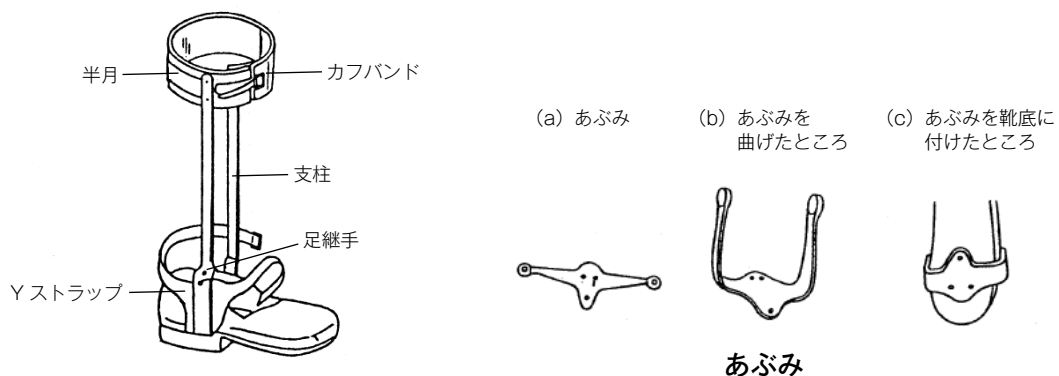
足部又は靴と装具とを連結するもので、支柱の足継手以下の部分がついている。

継手

各関節の動きを代償し、制御するものであるが、多くの種類があるので、目的に応じて最も適したものを選択する必要がある。

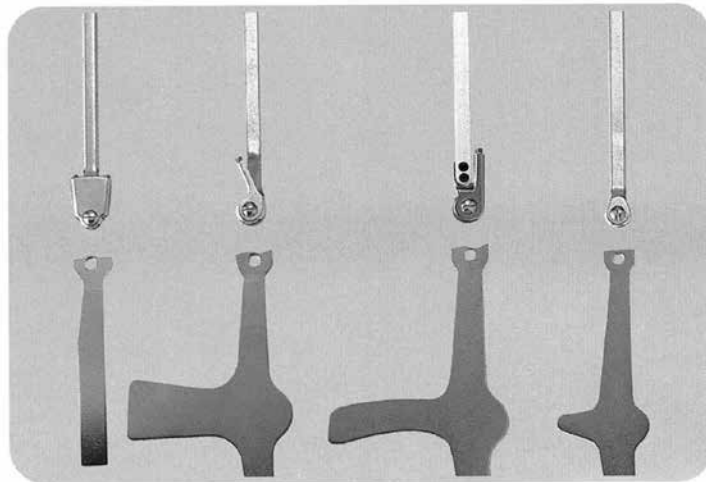
シェル

熱硬化性樹脂や熱可塑性樹脂、カーボンにより身体部位の全体または一部を覆って支持する。



足断手の機能と適応

種類		機能	適応
遊動式		背屈・底屈フリー 内がえし・外がえしはストップ	足の側方不安定 (内反足・外反足傾向などに)
制御式 (制限付)	底屈制御付	背屈フリー、底屈ストップ 内がえし・外がえしはストップ	背屈筋力低下（下垂足など）、 底屈筋痙縮、反張膝
	背屈制御付	底屈フリー、背屈ストップ 内がえし・外がえしはストップ	底屈筋力低下（脛骨神経麻痺など）、 背屈筋痙縮、膝折れ
	背・底屈制御付 (含固定)	背屈と底屈を制御またはストップ 内がえし・外がえしはストップ	足関節周囲筋の高度の筋力低下、関 節不安定、足関節の安静・固定が必要場合
	背・底屈制御付、調節式	背屈・底屈の運動制限の程度を簡単 に調節できる。内がえし・外がえし はストップ	背屈・底屈筋力や膝伸展筋力が変化 しつつある時期
制御式 (補助付)	背屈補助付 (クレンザック)	底屈をばねで制御し、背屈は補助 (ばねの強さは調節式が多い)	背屈筋力低下（下垂足など）
	底屈補助付 (逆クレンザック)	背屈をばねで制御し、底屈は補助 (ばねの強さは調節式が多い)	底屈筋力低下（脛骨神経麻痺など）
	背・底屈補助付 (ダブルクレンザック)	背屈・底屈運動をそれぞればねで補 助する（ばねの強さは調節式が多い）	足関節周囲筋の筋力低下
たわみ継手 (プラスチック短下肢装具の足継手)		背屈・底屈運動を弾力的に制御する 側方への運動はほぼストップ	足関節周囲筋の筋力低下、 関節不安定



ダブルクレンザック

クレンザック

遊動式

膝継手の機能と適応

種類	機能	適応
①伸展制限付	屈曲はフリー 過伸展はストップ	関節側方不安定(内反・外反膝傾向など) 反張膝
②伸展制限付・輪止め式	膝伸展位でストップ 輪止めを上げると屈曲フリー	歩行時の膝折れ、著明な関節不安定、 膝関節の安静・固定が必要な場合
③伸展制限付・スイスロック式	膝伸展位でストップ 膝部後方レバーを上げると屈曲フリー	歩行時の膝折れ(対麻痺などで両側装 具と杖を用いている場合など)
④伸展制限付・オフセット式	屈曲はフリー 過伸展はストップ	膝伸筋麻痺(膝折れが起こりにくい)
⑤ダイヤルロック(ファンロック)	関節運動の一方方向をストップし、他方 向はフリー。ストップ角度調節可能	関節の屈曲拘縮又は伸展拘縮の改善
⑥多軸式継手	屈曲・伸展運動が生理的運動に近似する	膝関節を深く屈曲する必要がある場合



輪止め式



オフセット式



スイスロック式



ダイヤルロック式

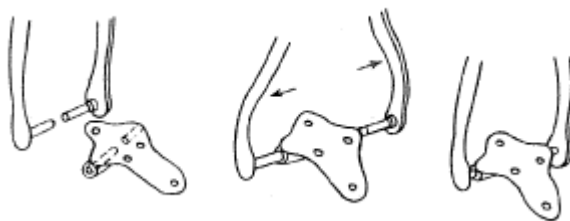
股継手の機能と適応

種類	機能	適応
①遊動式	屈曲・伸展ともフリー 内・外転、内・外旋はストップ	股関節内転筋や外転筋の筋力アンバランス、関 節側方不安定
②伸展制限付・輪止め式	股関節のすべての運動はストップ 輪止めを上げると屈曲はフリー	股関節周囲筋の高度の筋力低下、関節不安定、 股関節の安静・固定が必要な場合
③外転蝶番継手付	屈曲・伸展、外転はフリー 内転、内・外旋はストップ	股関節内転筋が外転筋より強い、内転筋痙縮、 はさみ肢位

(4) その他の加算要素



膝サポーター（支柱なし）



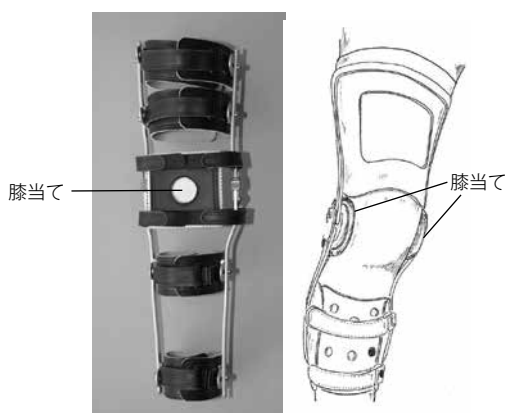
キャリバー

足部に使用している装具（例えば靴等）と支柱部の接続を行い、足の装具の交換を容易にするもの（例えば屋内用と屋外用）



ツイスター

骨盤帯と足部とを剛線等で連絡し、下肢の回旋変形を矯正するもの。



膝当て

膝当て

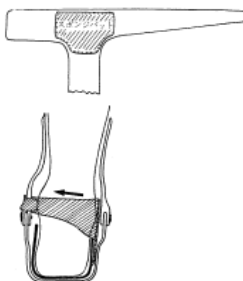
膝当て

膝の変形や拘縮等を改善したり、側方動揺の制限や装具のズレを防止するもの。

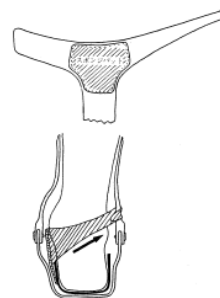


ストラップ

足関節の内反、外反変形を矯正する目的で支柱に向かって引きよせる帯状のもの



Tストラップ（右内反足用）



Yストラップ（右外反足用）



ターンバックル（膝関節伸展装置）
関節可動範囲を調節するもので、
関節拘縮の改善等に用いる。



ダイヤルロック（膝関節伸展装置）
円盤状をなし、固定ねじなどにより
可動範囲を制限するもの。



補高用足部
著しい下肢の短縮による脚長差を
補正するために用いる。

(5) 適用例と製作項目

1 股装具

基本要件

股関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者。

適応例

股関節の安定性が不良で、運動制限しなければならない者が適応となり、骨盤から大腿部に及ぶ構造をもち、股関節の運動を制御する装具をいいます。



基本構造

基本構造		耐用年数
A 金属枠	・骨盤部が金属枠で作られているもの。(S型支柱も含まれる)	3年
B 硬性	・骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。 ・補強用の支柱付きのものを基本とする。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック製	
C 軟性	・布を主材料としたもの ・弾力性の布を股関節に中心に骨盤部から大腿部まで巻いたもの	2年

製作項目

区分			使用材料・種類・部品等		適用例		
基本構造			A 金属枠 B 硬性 C 軟性		A 金属枠	B 硬性	C 軟性
採型区分			A-1		A-1	A-1	A-1
			採型・採寸		採型 採寸	採型	採型 採寸
製作要素	股継手		① 固定 ② 遊動		②	②	
	支持部	大腿支持部	A 半月 B 皮革 1 カフバンド 2 大腿コルセット C モールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂 D 坐骨支持式加算		A × 2 B 1 × 2	A C 2	B 1
	付属品	仙腸支持部	A モールド (熱可塑性樹脂) 1 支柱付き 2 支柱なし B フレーム C 軟性		B	A 1	C
	完成用部品		股 継 手		ロック式<ストッパー付輪止め式>	○	○

2 長下肢装具

基本要件

膝関節、足関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者。膝関節、足関節に加え、股関節にも異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者。

また、股関節、大腿骨、膝関節の何れかに異常があるため、下肢への体重負荷が難しい者。

適応例

脳血管障害、ポリオ、脊髄損傷等で下肢による支持性をほとんどなくした者が適応となります。

基本構造

- ①大腿上部より足底に及ぶ構造をもち、膝関節と足関節との運動を制御する装具
- ② Knee Ankle Foot Orthosis の頭文字をとって KAFO と省略することもある。
- ③大腿支持部が、金属支柱かプラスチック支柱かによって、2種類に大別される。

基本構造		耐用年数
A 両側支柱	・下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 ・金属製短下肢装具に膝継手と大腿部が加わったもの。	3年
B 片側支柱	・下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 ・小児や体重の軽い大人の場合に処方される。	
C 硬性	・陽性モデルを用いてモールドされたもので、内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とする。 1 不燃性セルロイド製 2 皮革 3 プラスチック	

【解説】

膝の屈曲拘縮や伸展拘縮ではダイヤルロックやファンロックが取り付けられ、膝関節の側方不安定や外反膝、内反膝の場合は、側方金属支柱に対し、膝ストラップや膝パッドを取り付けて矯正を行います。

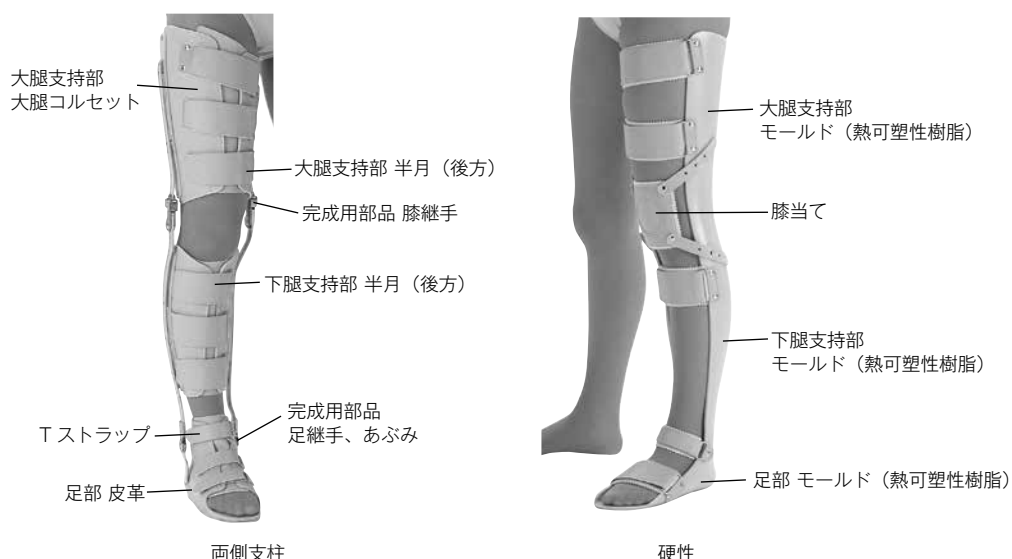
坐骨支持長下肢装具としては以下のものがあります。

- ①長下肢装具のうち坐骨結節で体重を支持するもの。現在はほとんど四辺形ソケット式に製作されている。
- ②本装具はソケット部をプラスチックとし、両側金属支柱、歩行あぶみ付きのものが多く製作されている。
- ③膝継手は遊動にすると歩行しにくく、免荷度も低下する恐れがあるので、輪止めとすることが多い。



製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A両側支柱 B片側支柱 C硬性	A両側支柱	C硬性	C硬性 骨盤付
採型区分		A-3 A-2 (骨盤付) A-10 (両側骨盤付)	A-3	A-3	A-2
		採型・採寸	採型	採型	採型
製作要素	股継手	①固定式 ②遊動式	—	—	②
	膝継手 (片側)	①固定式 ②遊動式 ③プラスチック継手	②×2	②×2	②×2
	足継手 (片側)	①固定式 ②遊動式 ③プラスチック継手	②×2	②×2	①×2
	支持部	仙腸支持部 Aモールド (熱可塑性樹脂) 1 支柱付き 2 支柱なし	—	—	A-1
		大腿支持部 A半月 B皮革 1 カフバンド 2 大腿コルセット Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂 D坐骨支持式加算	A ×2 C-2	A C-2	 C-2 D
		下腿支持部 A半月 B皮革 1 カフバンド 2 下腿コルセット Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	A C-2	A C-2	 C-2
		足部 Aあぶみ B足部 1 皮革 大 小 2 モールド (熱硬化性樹脂) 3 (熱可塑性樹脂) C 標準靴	A B-3	A B-3	A
	その他の加算		① ② ⑤	① ⑤	
	付属品等の加算				①
	膝継手	①ロック式 1 ストッパー付輪止め式 2 ダイヤルロック ②遊動式普通型	①-1	①-2	①-1×2
	足継手	①制御式 (制限付) ②制御式 (補助付) 1 一方向 2 二方向 ③遊動式	②-2	②-2	
完成用部品	あぶみ	①制御式 (制限付) 1 足板なし 2 足板付 ②制御式 (補助付) 1 一方向 2 足板付一方向 3 二方向 4 足板付二方向 ③歩行あぶみ	②-3	②-3	③
	その他	①標準靴 ②あぶみゴム			②



3 膝装具

基本要件

膝関節に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者。

適応例

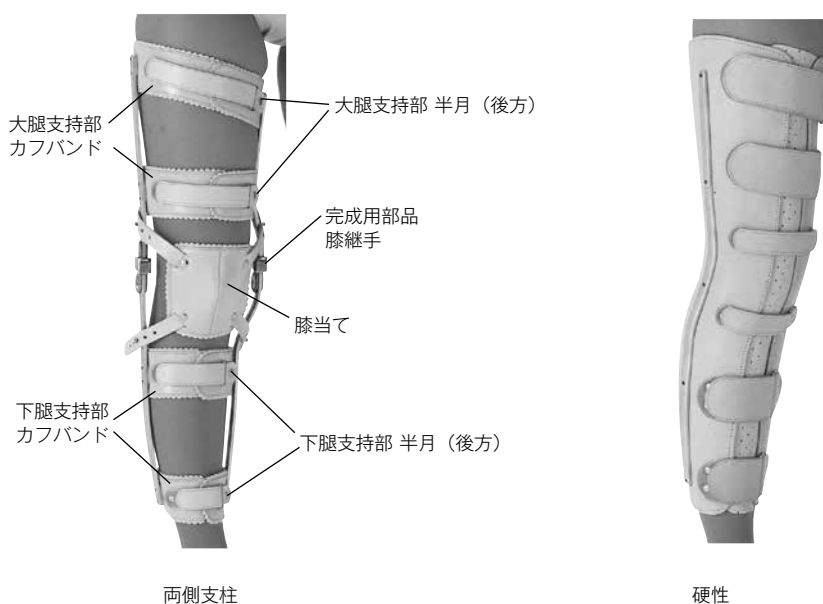
膝関節の動揺、膝反張のある者が適応となります。大腿部から下腿部に及ぶ構造をもち、膝関節の運動を制御する装具です。

基本構造

基本構造		耐用年数
A 両側支柱	内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの	3年
B 硬性	陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれる。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	
C スウェーデン式	・反張膝を矯正するための膝装具でスウェーデンで開発された ・膝継手がなく、大腿部と下腿部に前方半月、膝窩部に後方半月があり、膝関節が過伸展しないようにやや屈曲位でストップするように作られる	2年
D 軟性	弾性のある織布を主材料に用いた膝装具である。	

【解説】

- ①膝伸展筋力低下では継手に輪止めを付けて、ロック状態で歩行させる。
- ②内反膝や外反膝変形に対しては、矯正用ストラップやパッドを付加する
- ③膝関節の屈曲拘縮や伸展拘縮に対しては、膝継手にダイヤルロックやファンロックを取り付けたり、膝当てや膝窩部押さえを付加する。
- ④膝伸展補助装置を膝継手に組み込んで歩行時の膝折れを防ぐこともある。



製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A両側支柱 B硬性 Cスウェーデン式 D軟性	A両側支柱	B3 硬性	D 軟性
採型区分		A-4	A-4	A-4	A-4
		採型・採寸	採寸	採型	採寸
製作要素	膝継手（片側）	①固定式 ②遊動式 ③プラスチック継手	② × 2	② × 2	
	支持部	大腿支持部 A半月 B皮革 1 カフバンド 2 大腿コルセット Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	A C-2	B-2	
		下腿支持部 A半月 B皮革 1 カフバンド 2 下腿コルセット Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	A C-2	B-2	
	その他の加算	①膝サポーター 1 軟性支柱つき 2 軟性支柱なし ②膝当て ③ターンバックル ④ダイヤルロック ⑤内張り 1 大腿部 2 下腿部	② ④		①-1 ②
完成用部品	膝継手	①ロック式 1 ストッパー付輪止め式 2 ダイヤルロック	①-1	①-1	
	その他	①ターンバックル	①		

4 短下肢装具

基本要件

足関節、足部に異常運動や筋力低下、変形、痛みなどがある者、下腿骨に異常があり、下腿への体重負荷が難しい者。

適応例

脳血管障害、ポリオ、脊髄損傷等で足関節の支持性が低下している者等が適応となります。

- ① 下腿部から足底に及ぶ構造をもち、足関節の運動を制御する装具である。
- ② Ankle Foot Orthosis の頭文字をとって AFO と省略することもある。
- ③ 下腿支持部が、金属支柱かプラスチック支柱によって2種類に大別される。

基本構造

基本構造		耐用年数
A 両側支柱	- 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼	3年
B 片側支柱	- 下腿の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼	
C S型支柱	- 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの。 1 高力アルミニウム合金 2 鋼	
D 鋼線支柱	下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。	
E 板ばね	下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとする。	
F 硬性	- 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等）。 1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの 2 支柱なし 金属支柱のないもの	1.5年
G 軟性	ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの。	2年

【解説】

金属支柱付短下肢装具とは

- ① 金属支柱を使うために、変形矯正に有利で、瘻性が強くても足部の保持が可能である。
- ② 靴型装具を取り付けられるので、足部の著明な変形や拘縮の矯正を行ったり、足部を安定化することができる。

プラスチック短下肢装具とは

- ① 軽量で外見がよいことから、金属支柱付きに代わって処方されることが多くなっている。
- ② 足関節固定の程度によって、硬性 (rigid) タイプと可撓性 (flexible) タイプの2種類に大別される。
- ③ 支持部の位置によって、後方支柱、前方支柱、側方支柱、らせん柱などさまざまなものが実用化されている。



製作項目

区分			使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造			A両側支柱 B片側支柱 C S型支柱 D鋼線支柱 E板バネ F硬性 G軟性	A 両側 支柱	F 硬性 支柱つき	F 硬性 支柱なし
採型区分			A-6	A-6	A-6	A-6
			採型・採寸	採型	採型	採型
製作要素	足継手 (片側)		①固定式 ②遊動式 ③プラスチック継手	② × 2	② × 2	③
	支持部	下腿支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 下腿コルセット Cモールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂 ※ PTB 式	A B-1	A C-2	C-2
		足部	Aあぶみ B足部 1 皮革 大 小 2 モールド (熱硬化性樹脂) 3 (熱可塑性樹脂) C標準靴	A B-3	A B-3	B-3
	その他の加算		①膝当て ②Tストラップ ③Yストラップ ④補高	② ⑦-1	② ⑤	⑤ ⑦-1
			⑤足底裏革 (すべり止め用) ⑥高さ調整			
			⑦内張り 1 足部			
	付属品等の加算		①補高 1 敷き革式 2 靴の補高 ②ヒールの補正 ③足底の補正			
完成用部品	足継手		①制御式 (制限付) ②制御式 (補助付) 1 一方向 2 二方向 ③遊動式	②-1	②-2	
	あぶみ		①制御式 (制限付) 1 足板なし 2 足板付 ②制御式 (補助付) 1 一方向 2 足板付一方向 3 二方向 4 足板付二方向 ③歩行あぶみ	②-1	②-3	
	その他		①標準靴 ②あぶみゴム ③足板 ④歩行あぶみ			

5 ツイスター

基本要件

下肢に内旋又は外旋変形がある者、又は歩行時に内旋又は外旋が出現する者。

適応例

下肢に内旋又は外旋変形がある者、又は歩行時に内旋又は外旋が出現する者等が適応となります。



軟性

鋼性ケーブル式

基本構造

基本構造		耐用年数
骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの。		
A軟性	布ひも又はゴムひもを用いたもの。	2年
B鋼製ケーブル	鋼製ケーブルを用いたもの。	3年

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A軟性 B鋼製ケーブル	A 軟性①	A 軟性②	B 鋼製ケーブル
採型区分		A-7	A-7	A-7	A-7
		採型・採寸	採寸	採型	採寸
製作要素	股継手	①固定式 ②遊動式			②
	膝継手（片側）	①固定式 ②遊動式 ③プラスチック継手			②
	足継手（片側）	①固定式 ②遊動式 ③プラスチック継手			②
	支持部	大腿支持部 足部	B皮革 1 カフバンド Aあぶみ B足部 1 皮革 大 小 C標準靴		B A C
	その他の加算要素	①ツイスター 1 軟性 2 鋼性ケーブル ②仙腸支持部 D骨盤帯 芯のあるもの	①-1 ②	①-1 ②	①-2 ②
完成用部品	あぶみ	①制御式（制限付） 1 足板なし 2 足板付			①-1
	その他	①標準靴	①		①

6 足底装具

基本要件

足部に変形、痛みなどがある者や、足部に異常はないが、O脚・X脚などがあり下肢がアライメント不良の者、または下肢に短縮がある者。

適応例

脳性麻痺などで足部の変形がある者、脚長差のある者、O脚X脚等があり下肢のアライメントが不良の者等が適応となります。

基本構造

基本構造		耐用年数
足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの。		
A アーチサポート (ふまず支え)	足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とする。 1 陽性モデルを用いてモールドされたもの 2 採寸によって製作されたもの	1.5年
B メタタールサポート (中足支え)	足の中足アーチを支えるもの。	
C 補高	1 2cm未満 2 2cm以上	
D 内側及び外側楔		

【注意事項】

- ①靴型装具の中に入れて用いられる場合は、足底装具として加えることができない。
- ②踵骨棘用装具は、補高に含まれること。
- ③スピッツイ及びトムゼンライン（ふまず支え）は、A-2に含まれる。
- ④ランゲ（ふまず支え）は、A-2に含まれる。



製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		Aアーチサポート Bメタタールサポート C補高 D内側及び外側楔	A アーチ サポート	B メタタール サポート	D 外側楔
採型区分		A-7	A-7	A-7	A-7
		採型・採寸	採型 採寸	採型	採型 採寸
製作要素	足部	B足部 1 皮革 小大 2 モールド熱硬化性樹脂 3 モールド（熱可塑性樹脂）	B-1	B-2	B-1

2-2 靴型装具

(1) 主な解説と適応例

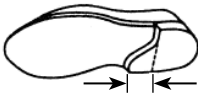
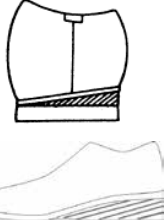
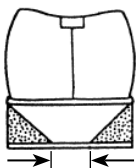
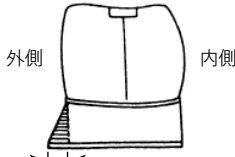
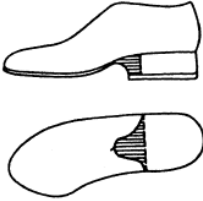
1 靴型装具とは

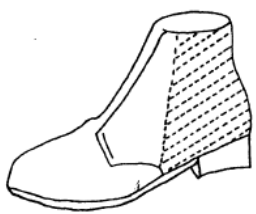
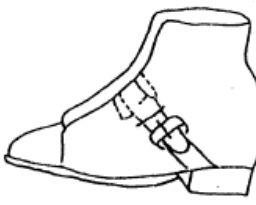
足部を覆う装具で、内反・外反扁平足などの変形の矯正や、高度の病的変形に対応し、疼痛や圧力集中の軽減を図ったり、障害が目立たぬように補正します。靴及び靴に類似したものをいいます。

対象となる障害

対象となる障害は下肢機能障害で、下肢に筋力低下や変形拘縮・疼痛等があり、歩行能力の低下した状態です。また糖尿病を起因とした足趾切断、変形がある場合も対象となります。

2 靴型装具の用語等

整形靴	標準木型に、皮革等で修正して作られたもので、整形外科疾患用として作られる。
特殊靴	陽性モデルから製作した特殊木型を用いて作られたもの。
アッパー	靴の底部より上の甲部を覆う部分の総称。
月型	アッパーの型くずれを防ぎ、ヒールを固定するために靴後部かかと部位の立ち上がりの表革と裏革の間へ挿入する補強材。
靴の補高	脚長差を補うためにヒール（かかと）又は靴底の厚さを増すこと。
ヒールの補正	ヒールとは靴のヒール・シート部の下に取り付けた支えで、所定の高さをもつ。ヒールの補正の主なものは以下のとおり。  1.0 - 1.5cm ① サッチヒール  1.0 - 1.5cm ④ トーマスヒール  ⑦ ウェッジヒール  ② カットオフヒール  ⑤ 逆トーマスヒール  1.2 - 1.3cm ③ キールヒール  外側 内側 0.5 - 1.0cm ⑥ フレアヒール（外側）  ⑧ ヒールの延長 （階段状ヒール）

足底の補正	 ①内側ソール・ウェッジ  ②外側ソール・ウェッジ  ③メタターサルバー  ④デンバーバー  ⑤メイトー半月バー	 ⑥トーマスバー  ⑦ハウザーバー  ⑧ロッカーバー  ⑨蝶型ふみ返し
月型の延長	矯正力や支持力を働かせる部位・方向に応じて内・外側の遠位への延長、もしくは上方への延長などを行う。	
スチールバネ入り	アッパーの内部に焼入りリボンを足底より近位に延長する。尖足の矯正に有効。	
足背バンド	足背及び内外を押さえるバンド。	
トウボックス補強	靴の先部の表革と裏革の間に挿入してアッパーの先端部を保護するもので、皮革及び樹脂等で補強したもの。	

③ 支給要件等

基本要件

足関節、足部に異常運動、筋力低下、変形、痛み等があり靴型装具によって改善される者。
足関節、足部に異常はないが、O脚・X脚などがあり下肢がアライメント不良の者。下肢に短縮がある者。

適応例

脳性麻痺による足部の変形がある者、脚長差のある者、O脚X脚等があり、下肢のアライメントが不良の者、リウマチによる疼痛がある者等が適応となります。

基本構造

基本構造		耐用年数
医師の処方のもとに治療に用いられる靴であって、ふまず鋼の入っているものを基本とする。		
A 長靴	下腿の上部に及ぶもの。	1.5年
B 半長靴（編上靴）	側革が果部より高いもの。	
C チャッカ靴	側革が果部に及ぶもの。	
D 短靴	側革が果部より低いもの。	

①靴型装具の要素

特殊靴は陽性モデルから作成した特別製の本型を用いるもの。

矯正靴は内・外反足の矯正用。

②靴型装具の中に入れて用いられる足底装具は、靴型装具に加えることは出来ない。

【備考】

①装具の上から装用する靴型装具は患足の靴型装具として処方される。

②患足の尖足補正等の結果、健足に大幅な仮性短縮が生じて2cmを超える補高が必要になった場合は、健足側も患足の靴型装具として処方される。

③長靴の靴型装具は、障害の状況や職業上必要とされる場合などに処方され、単に装飾の目的などの場合は除かれる。

長靴



半長靴



チャッカ靴



短靴



(2) 製作項目の適用例

区分		使用材料・種類・部品等		適用例		
基本構造		A 長靴 B 半長靴 C チャッカ靴 D 短靴		B 半長靴	C チャッカ靴	D 短靴
採型区分		B-1	B-2	B-2	B-2	B-2
		長靴	短靴 チャッカ靴 半長靴	半長靴	チャッカ靴	短靴
		採型・採寸		採型	採型	採型
製作要素	患足	① 短靴	1 整形靴 2 特殊靴	③-2×2	②-2×2	①-1
		② チャッカ靴	1 整形靴 2 特殊靴			
		③ 半長靴	1 整形靴 2 特殊靴			
		④ 長靴	1 整形靴 2 特殊靴			
	健足	採型・採寸		—	—	採寸
		①短靴 ②チャッカ靴 ③半長靴 ④長靴		—	—	①
	付属品等の加算	①月型の延長 ②スチールバネ入り ③トウボックス補強 ④鉛板の挿入 ⑤足背バンド ⑥マジックバンド(裏付き) ⑦補高 1 敷き革式 2 靴の補高 ⑧ヒールの補正 ⑨足底の補正		① ⑦-1 ⑧	⑦-1 ⑨	⑦-2 ⑨

2-3 体幹装具

(1) 主な解説と適用例

1 体幹装具とは

障害部位の固定または保持・体幹の変形の防止・矯正、不随意運動の抑制を目的として体幹に用いる装具をいいます。

2 対象となる障害

体幹機能障害の者で、体幹に筋力低下や変形拘縮があり、座位または歩行が困難な状況の者です。

(2) 適用例と製作項目

1 頸椎装具

基本要件

頸椎に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者。

適用例

カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下、変形があり、脊柱の固定、支持を必要とする者が適応となります。

基本構造

肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とする、頸椎の動きを制限する装具です。

基本構造		耐用年数
A 金属枠		3 年
B 硬性（スポンジラバーを含む）	・ 陽性モデルを用いてモールドされたもの 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	2 年
C カラー	1 あご受けのあるもの 2 あご受けのないもの	
・ 高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。		

【解説】

①硬性・金属枠

数本の金属支柱を頭の前後に立てた装具。支柱の高さ調節により頸椎の屈曲伸展の角度を調節する。

頸椎の屈曲伸展の角度とともに、頸椎の回旋運動、側屈の制限、頭の重量の頸椎への負担の軽減及び頸椎の牽引が可能である。

支柱の長さを調節することができるので望ましいアライメントや牽引の程度を選択できる特徴を持つ。

②頸椎カラー

頸椎部を取り囲み頸椎部の運動を制限（前屈を制限）するとともに、頭の重量の頸椎への負担を軽減する。

③頸椎装具硬性モールド式

頸部の完全な固定や免荷を必要とするときに、陽性モデル上でモールドして製作される。



金属枠



カラー（あご受けがないもの）



硬性（腰椎装具付き）

製作項目

区分			使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造			A 金属枠 B 硬性 C カラー	A 金属枠	B 硬性 腰椎装具付	C カラー あご受けあり
採型区分			C－１（胸椎装具付） C－２	C－２	C－１	C－２
			採型・採寸	採型	採型	採寸
製作要素	支持部	頸椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） １ 支柱付き ２ 支柱なし	B C－１	A－１	C－１
			B フレーム			
			C カラー １ あご受けあり ２ あご受けなし			
	支持部	腰椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） １ 支柱付き ２ 支柱なし	－	A－１	－
			B フレーム C 軟性			
	その他の加算		① 高さ調節	①		

2 胸椎装具

基本要件

上部腰椎又は胸椎に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者。

適応例

カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下・変形があり、脊柱の固定・支持を必要とする者が適応となります。

基本構造

骨盤から胸背部に及び、胸椎、腰椎、仙腸関節の動きを制限する装具です。

基本構造		耐用年数
A 金属枠		3年
B 硬性	・陽性モデルを用いてモールドされたもの。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	2年
C 軟性	・主に布製の材料で、体幹の輪郭に合わせて作製され、腹腔及び胸腔内圧を上昇させることによって椎体と椎間板の負荷を減少させる役割をもっている。	1.5年

【解説】

① テーラー型

上部腰椎から胸椎部を支持する装具で、後方に金属支柱があり、肩を固定する紐を付け、前面を軟性とした装具である。前屈と後屈を制限する。

② ジュエット型

胸骨部と恥骨上部に対して前方から、胸腰椎部に対して後方から力を加えて前屈を制限し、後屈を可能にしたもの。

後方パッドにより後彎矯正を図る装具であり、後方パッドと胸骨パッド、恥骨パッドの3点固定からなる装具である。

③ナイト・テラー型

ナイト型装具の後方支柱を上方に伸ばし、肩を固定する紐をつけ、前面を軟性とした装具である。

前屈、後屈及び側屈を制限する。

④スタインドラー型

体幹の輪郭に合わせて金属枠で作った硬性の装具で、胸椎装具の中で最も固定力がある。

前屈、後屈、側屈及び回旋を制限する。



金属枠



硬性



軟性

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A金属枠 B硬性 C軟性	A金属枠	B硬性	C軟性
採型区分		C-3	C-3	C-3	C-3
		採型・採寸	採型	採型	採寸
製作要素	胸椎支持部	Aモールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし	B	A-1	C
		Bフレーム C軟性			

3 腰椎装具

基本要件

下部腰椎、仙腸関節に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者。

適応例

カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下・変形があり、脊柱の固定・支持を必要とする者が適応となります。

基本構造

骨盤から腰部に及び、腰椎と仙腸関節の動きを制限する装具です。

基本構造		耐用年数
A 金属枠	・ナイトブレイスは、金属枠腰椎装具に含まれること。 ・ウイリアムブレイス、前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。	3年
B 硬性	・陽性モデルを用いてモールドされたもの。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	2年
C 軟性	・主に布製の材料を体幹の輪郭に合わせて作ったもの。一般にコルセットと呼ばれる。 ・腹腔内圧を上昇させることにより、椎体と椎間板の負荷を減少させるものである。	1.5年

【解説】

①ナイト型（ナイトブレイス）

2本の強固な後方支柱と側方支柱、骨盤帯、胸椎バンドからなる腰部疾患に対する脊椎装具の代表的なもの。典型的な逆T字型の構造をもっている。

背部が金属枠製で前部が軟性なので半硬性装具ともいわれる。

腰椎の伸展、屈曲、側屈及び回旋の制限、腹圧による体重の支持、腰椎前彎の軽減をはかる。

腰部椎間板ヘルニア、変形性脊椎症等の腰仙椎疾患に用いられる。

②ウイリアムス型 金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。

骨盤帯、胸椎バンドと側方支柱、後側方支柱からなる、後屈と側屈を制限し、前屈を可能にするもの。

腰部脊柱管狭窄症などに用いられる。



金属杵



硬性



軟性



ウイリアムス型

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A 金属杵 B 硬性 C 軟性	A 金属杵	B 硬性	C 軟性
採型区分		C-5	C-5	C-5	C-5
		採型・採寸	採型	採型	採寸
製作要素	腰椎支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし	B	A-2	C
		B フレーム C 軟性			
	その他の加算	① 高さ調節 ② 腰部継手 ③ 腹圧強化バンド	②×2 ③	②×2	
完成用部品	足継手	① 制御式（補助付）一方向	①	①	

4 仙腸装具

基本要件

仙腸関節に異常運動、筋力低下、変形、痛みなどがある者。

適応例

カリエス、脊髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下・変形があり、脊柱の固定・支持を必要とする者が適応となります。

基本構造

骨盤を包み、仙腸関節の動きを制限する装具です。

基本構造		耐用年数
A 金属枠		3年
B 硬性	・陽性モデルを用いてモールドされたもの。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	2年
C 軟性	布を主材料にし、板ばねで補強したもの。	1.5年
D 骨盤帯	骨盤を帯状に一周するもの。 1 芯のあるもの 2 芯のないもの	2年
・オスグッドプレイス、コールドウェイトプレスは、金属枠仙腸装具に含まれること。		



金属枠



硬性



軟性

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A 金属枠 B 硬性 C 軟性 D 骨盤帯	A 金属枠	B 硬性	D 骨盤帯
採型区分		C－5	C－5	C－5	C－5
		採型・採寸	採型	採型	採寸
製作要素	仙腸支持部	A モールド（熱可塑性樹脂） 1 支柱付き 2 支柱なし	B	A－2	D－1
		B フレーム C 軟性			
		D 骨盤帯 1 芯のあるもの 2 芯のないもの			
	その他の加算	①会陰ひも ②バタフライ	①		②

5 側弯症装具

基本要件

脊柱に側弯変形がある者。

適応例

脊柱に側弯変形がある者が適応となります。

基本構造

脊柱側弯症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであることです。

基本構造		耐用年数
A ミルウォーキー型	骨盤から頭部に及ぶもの。	2年
B アンダーアームブレイス (頭部に及ばないもの)	1 金属棒	2年
	2 硬性（仙腸装具に準ずる） ・陽性モデルを用いてモールドされたもの 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	1年
	3 軟性（帯状のものを含む）	1年

【解説】

① ミルウォーキー型

側弯を、垂直方向の牽引力と側方からの圧迫力により矯正しようとする装具である。



ミルウォーキー型



頭部に及ばないもの（アンダーアームブレイス）

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A ミルウォーキー型 B アンダーアームプレイス	A ミルウォーキー型①	A ミルウォーキー型②	B アンダーアームプレイス
採型区分		C-5	C-5	C-5	C-4
		採型・採寸	採型	採型	採型
製作要素	骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。） B モールド（熱可塑性樹脂） ペルビックガードル	B	A	B
	その他の加算	①胸椎パッド ②腰椎パッド ③ショルダーリング ④腋窩パッド ⑤アウトリガー ⑥前方支柱 ⑦後方支柱 ⑧側方支柱 ⑨ネックリング ⑩胸郭バンド（プラスチック製）	① ② ④ ⑤×2 ⑥ ⑦×2 ⑨	① ② ④ ⑤×2 ⑥ ⑦×2 ⑨	① ② ⑤ ⑥ ⑦×2 ⑩
完成用部品		①ミルウォーキーネックリング ②前方支柱 ③後方支柱 ・アウトリガー ④蝶番 二重式 ⑤前方支柱固定金具	① ② ③ ④×2 ⑥	① ② ③ ④×2 ⑤	② ③ ④

2-4 上肢装具

(1) 主な解説と適応例

1 上肢装具とは

機能を失った筋または低下した筋力・関節の補助、固定・保持及び矯正、牽引を目的として上肢に用いる装具をいいます。

2 対象となる障害

上肢機能障害、上肢に筋力低下や変形拘縮がある状態です。

(2) 適応例と製作項目

1 肩装具

基本要件

肩関節に筋力低下、変形などがある者が対象です。

適応例

ポリオ、靱帯損傷等で肩関節に筋力低下、変形などが生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等が適応となります。

基本構造

基本構造		耐用年数
肩関節を外転位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。		
A 金属枠	体幹の部分が金属枠のもの。	3年
B 硬性	陽性モデルによってモールドされたもの。 金属支柱により補強されたものも含まれる。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	
通常、肩関節外転 70 ～ 90°、肘関節約 90°屈曲位で上肢を保持し、下部は骨盤で支持する。		



金属枠

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A 金属枠 B 硬性	A 金属枠①	A 金属枠②	B 硬性
採型区分		D－1	D－1	D－1	D－1
		採型・採寸	採型	採型	採型
製作要素	肩継手	A 固定式（片側） B 遊動式（片側） C 肩回旋装置	B C	A	A
	肘継手（片側）	A 固定式 B 遊動式 C プラスチック継手	B	A	A
	手継手（片側）	A 固定式 B 遊動式 C プラスチック継手 D 鋼線支柱	A	A	－
	胸郭支持部（半身）	A モールド（熱可塑性樹脂） B フレーム	B	B	A
	骨盤支持部（半身）	A モールド（熱可塑性樹脂） B フレーム	B	B	A
	上腕支持部	A 半月 B 皮革 1 カフバンド 2 上腕コルセット	C	C	C
		C モールド（熱可塑性樹脂）			
	前腕支持部	A 半月 B 皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット	C	C	C
		C モールド（熱可塑性樹脂）			
	手裳パッド	A モールド B フレーム	A	B	－
完成用部品		① 殻構造義肢肘継手単軸ヒンジ式遊動式	①		

2 肘装具

基本要件

肘関節に筋力低下、変形などがある者。

適応例

ポリオ、靱帯損傷等で肘関節に筋力低下・変形などが生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等が適応となります。

基本構造

基本構造		耐用年数
上腕から前腕に及ぶもの。		
A両側支柱	両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの。	3年
B硬性	陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれる。 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	
C軟性		2年

【解説】

- ①関節拘縮・筋力低下・関節不安定及び機能的肢位の保持などの目的で用いる。通常両側支柱をとる。
- ②肘継手は、単軸継手をもっともよく用いられる。
- ③変形矯正（屈曲拘縮・伸展拘縮）には、拘縮改善方向にのみ可動性があり、悪化の方向への動きを制限させる作用をもったダイヤルロック式継手を用いる。



両側支柱

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		A両側支柱 B硬性 C軟性	A両側支柱	B硬性	C軟性
採型区分		D-3	D-3	D-3	D-3
		採型・採寸	採型	採型	採寸
製作要素	肘継手（片側）		A固定式 B遊動式 Cプラスチック継手	B×2	A×2
	支持部	上腕支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 上腕コルセット Cモールド（熱可塑性樹脂）	A×2 B-1×2	B-2 B-2
		前腕支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット Cモールド（熱可塑性樹脂）	A×2 B-1×2	B-2 B-2
	その他の加算		①ターンバックル ②ダイヤルロック		
	完成用部品		③ターンバックル ④ダイヤルロック ⑤殻構造義肢肘継手単軸ヒンジ式遊動式	③	

③ 手関節背屈保持装具

基本要件

手関節手指に筋力低下、変形などがある者。

適応例

脳血管障害、神経損傷等で手関節に掌屈拘縮がある者等が適応となります。

基本構造

前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの。

手関節伸筋群に麻痺又は筋力低下などのある場合に、手関節を軽度背屈して良肢位に保持するための装具である。

基本構造		耐用年数
Aパネル型	・前腕部と手部を板ばねによって結ぶもの。	3年
Bトーマス型	・ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの。	
Cオープンハイマー型	・鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外転位をとらせるもの。	
D硬性	1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック	

【解説】

①パネル型

前腕を受ける前腕指示板と楕円形の手掌部パッド、手関節を背屈位に保持する金属製ばね板、前腕に装具を固定するベルトなどから構成される。

②トーマス型懸垂装具

手関節、MP関節、母指の伸展補助機能を持つ装具である。前腕背側板から手の背側に出るピアノ線及びゴム紐を用いる。

③オープンハイマー型

手関節、MP関節の伸展補助機能を持つ装具である。前腕背側・手関節背側・母指及び指を支持点とし、ピアノ線及びゴム紐を用いる。



パネル型

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		Aパネル型 Bトーマス型 Cオープンハイマー型 D硬性	A パネル型	B トーマス型	C オープン ハイマー型
採型区分		D-4	D-4	D-4	D-4
		採型・採寸	採寸	採寸	採寸
製作要素	手継手（片側）	A固定式 B遊動式 Cプラスチック継手 D鋼線支柱	B	D	D×2
	支持部				
	前腕支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット Cモールド（熱可塑性樹脂）	C	C	A×2
	手掌パッド	Aモールド Bフレーム	B	A	B
その他の加算		①伸展・屈曲補助バネ		①×2	①

4 長対立装具

基本要件

手関節母指に筋力低下、変形などがある者。

適応例

脳血管障害、関節リウマチ等で母指での対立動作が困難な者が適応となり、手関節の安定性が低い場合に使用されます。

基本構造

母指を他の4指、とりわけ示指・中指と対立位を保持するために用いる装具です。

基本構造等	耐用年数
・前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。 ・高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。 ・手関節を一定の肢位に固定するものである。	3年

【解説】

①ランチョ型

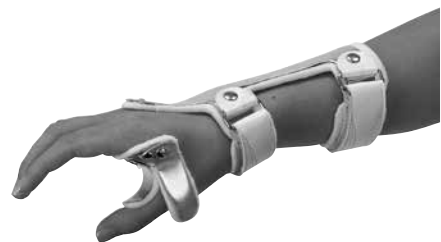
前腕及び手の背側面を走り手の尺側をまわり第2中手骨頭まで伸びるバーと対立バーで構成。

②エンゲン型

プラスチック製手掌部と前腕腹側面に沿って手関節を背屈位に保持する金属製の前腕部から構成。

③ベネット型

前腕部から中手骨まで伸びる背側バーと、手背を横切り尺側で第5中手骨頭を支持するバー、対立バーなどで構成。ランチョ型と異なり掌側の支持バーがない。



ランチョ型

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例	
基本構造		長対立装具	長対立装具 ランチョ型	長対立装具
採型区分		D-4	D-4	D-4
		採型・採寸	採寸	採寸
製作要素	手継手（片側）	A固定式 B遊動式 Cプラスチック継手 D鋼線支柱	A	A
	支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット	A×2	A×2
		Cモールド（熱可塑性樹脂）		
	手部背側パッド	Aモールド Bフレーム	B	B
	手掌パッド	Aモールド Bフレーム	B	B
	その他の加算	①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ②中・末節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ③対立バー ④Cバー ⑤アウトリガー ⑥伸展・屈曲補助バネ	③ ④	①-2 ③ ④ ⑤ ⑥×4

5 短対立装具

基本要件

母指に筋力低下、変形などがある者。

適応例

脳血管障害、関節リウマチ等により母指での対立動作が困難な者で、手関節の安定性が高い場合に使用されます。

基本構造

母指を他の4指、とりわけ示指・中指と対立位を保持するために用いる装具です。

基本構造等	耐用年数
・母指を対立位に保つもの。 ・高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。 ・手関節の運動を制限しないものである。 ・C型バー、ランチョ型、エンゲン型などさまざまなデザインのものがある。	3年

【解説】

①ランチョ型

手背から小指側を経て手掌を下から支えるアーチと、対立バーで構成。

②エンゲン型

プラスチック製手掌部が小指球外側まで延長したもの。母指対立位の保持・手掌の安定がより確実。

③ベネット型（ウォームスプリング型）

手掌部はCバー及び手背部より小指球へ突出したバーのみで支えられたもの。ランチョ型と異なり掌側支持バーがない。



ランチョ型

製作項目

区分			使用材料・種類・部品等	適用例
基本構造			短対立装具	短対立装具
採型区分			D-5	D-5
			採型・採寸	採寸
製作要素	支持部	手部背側パッド	Aモールド Bフレーム	B
		手掌パッド	Aモールド Bフレーム	B
	その他の加算		①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ②中・末節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ③対立バー ④Cバー	③ ④

6 把持装具

基本要件

全手指に高度な筋力低下がある者で、把持装具を使うことができる者。

適応例

頸随損傷等で手指の筋力に高度の低下がある者で、把持装具の使用によって把持（つまみ）動作が可能となる者が適応となります。

基本構造

母指及び他の手指に筋力低下がある場合に、母指を対立位に保持し、第2～3指を金属棒で固定して、この3指で3点つまみを行う装具です。

①手関節駆動式

屈筋腱固定術の原理を利用して、手関節背屈によって示指・中指のMP関節を他動的に屈曲させ、対立位にある母指との間で把持を行わせるもの

②ハーネス駆動式

肩甲骨の運動を用いてハーネスとコントロールケーブルによって駆動させるもの

基本構造		耐用年数
- 前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。 - 通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれる。		3年
A 手関節駆動式	手関節の運動によってつまみを可能にするもの。	
B ハーネス駆動式	ハーネスを力源とするもの。	



手関節駆動式

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例	
基本構造		A手関節駆動式 Bハーネス駆動式	A手関節駆動	Bハーネス駆動
採型区分		D-4	D-4	D-4
		採型・採寸	採寸	採寸
製作要素	手継手（片側）	A固定式 B遊動式 Cプラスチック継手 D鋼線支柱	B	
	MP継手	A固定式 B遊動式	B	
	IP継手	A固定式 1 金属（アルミニウム） 2 モールド（熱可塑性樹脂） B遊動式 C鋼線支柱	A-1	
	前腕支持部	A半月 B皮革 1 カフバンド 2 前腕コルセット Cモールド（熱可塑性樹脂）	A	C
	手部背側パッド	Aモールド Bフレーム		A
	手掌パッド	Aモールド Bフレーム	A	A
	その他の加算	①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ②中・末節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ③対立バー ④Cバー ⑤アウトリガー ⑥伸展・屈曲補助バネ ⑦前腕用8字ハーネス	①-2 ②-2 ③ ④	①-2 ②-1 ③ ④ ⑦
完成用部品		①把持装具用部品 ②殻構造義肢 その他 ケーブルセット	①	① ②

7 MP屈曲補助装具（ナックルベンダー）及びMP伸展補助装具（逆ナックルベンダー）

基本要件

示～小指のMP関節に過伸展、伸展拘縮などあるいは屈曲拘縮がある者。

適応例

①MP屈曲補助装具

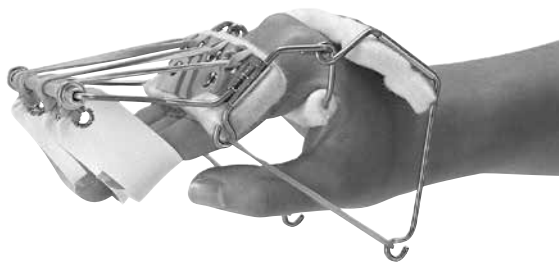
示～小指のMP関節に過伸展、伸展拘縮などがある者に適応される。

②MP伸展補助装具

示～小指のMP関節に屈曲拘縮がある者に適応される。

基本構造

基本構造		耐用年数
○手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲又は伸展させるもの。 ○MP屈曲補助装具（ナックルベンダー） 中手骨と基節骨・中節骨との背側面に当てる金属プレートと第2～5中手骨頭掌側面を横切る手掌バーを鋼線でつなぎ、このプレート間をゴムバンドなどで牽引してMP関節を屈曲させる。 ○MP伸展補助装具（逆ナックルベンダー） 中手骨と基節骨・中節骨を掌側面より、第2～5中手骨頭を背側面より圧迫し、背側面にゴムバンドなどで牽引してMP関節を伸展させる。		3年
Aパネル型	ゴムを用いるもの。	
Bプラスチック		
C軟性		



MP屈曲補助装具（ナックルベンダー） 指伸展補助付

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例		
基本構造		Aパネル型 Bプラスチック C軟性	A パネル型	B プラスチック	C 軟性
採型区分		D-5	D-5	D-5	D-5
		採型・採寸	採寸	採型	採寸
製作要素	MP継手	A固定式 B遊動式	B		
	支持部	手部背側パッド	Aモールド Bフレーム	B	A
		手掌パッド	Aモールド Bフレーム	B	A
	その他の加算		①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム	①-2	①-1

8 指装具（指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー）

基本要件

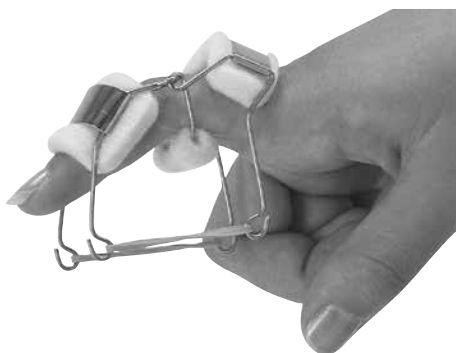
指のD I P、P I P関節に過伸展、伸展拘縮あるいは屈曲拘縮がある者。

適応例

靱帯損傷、関節リウマチ等により、指節間関節の筋力低下や変形が生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等が適応となります。

基本構造

基本構造		耐用年数
• P I P及びD I P関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの。		3年
指用ナックルベンダー （I P屈曲補助装具）	• 指のI P関節に伸展拘縮のある場合などに用い、ゴムバンドによりI P関節を屈曲させる装具。	
指用逆ナックルベンダー （I P伸展補助装具）	• 指のI P関節に屈曲拘縮のある場合などに用い、ゴムバンドによりI P関節を伸展させる装具。	



指用ナックルベンダー



指用逆ナックルベンダー

製作項目

区分		使用材料・種類・部品等	適用例
基本構造		指装具	指装具
採型区分		D-6	D-6
		採型・採寸	採寸
製作要素	I P継手	A固定 1 金属（アルミニウム） 2 モールド（熱可塑性樹脂） B遊動 C鋼線支柱	B
	その他の加算	①基節骨パッド 1 モールド 2 フレーム ②中・末節骨パッド 1 モールド 2 フレーム	①-2 ②-2

9 BFO（食事動作補助器）

基本要件

上肢に高度な筋力低下がある者で、BFO を使うことができる者。

適応例

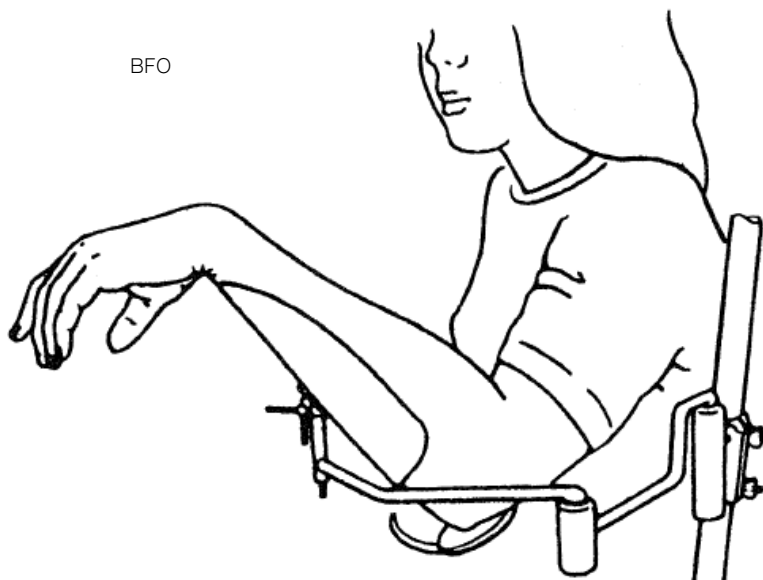
頸随損傷、筋萎縮性側索硬化症等により上肢筋力に高度の低下がみられ、B.F.O.の使用によって食事等の目的動作が可能になる者が適応となります。

基本構造

2つの玉軸受と軸を利用して、食事その他の日常生活動作の独立を目的とするもので、車椅子に取り付けて使用します。

基本構造	耐用年数
- 前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの。 - 付属品として車椅子を加えることができること。	3年

BFO



製作項目

区分	使用材料・種類・部品等	適用例
基本構造	B F O	B F O
採型区分	D-2	D-2
	採型・採寸	採寸
製作要素	付属品	A車椅子 普通型
完成用部品	①把持装具用部品 B F O	①

2-5 見積例

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

1 下肢装具

股装具 B 硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-1	下肢装具 採型（採寸）	
製作要素 価格	継手	股継手 遊動式	
	大腿支持部	A 半月	
		C2 モールド熱可塑性樹脂	
	その他の加算要素	仙腸支持部 モールド 支柱付	
		内張り 仙腸支持部	
		内張り 大腿支持部	
完成用部品		股継手 ロック式 ダイアルロック式	サカモト A 2-2



股装具 C 軟性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-1	下肢装具 採型（採寸）	
製作要素 価格	継手	股継手 遊動式	
	大腿支持部	B 2 大腿コルセット	
	その他の加算要素	仙腸支持部 C 軟性	
完成用部品		股継手 ロック式 ダイアルロック式	TO-755



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長下肢装具 A 両側支柱①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型	
製作要素価格	継手	膝継手 遊動式 × 2	
		足継手 遊動式 × 2	
	大腿支持部	A半月 × 2	
		B 1 カフバンド × 2	
	下腿支持部	A半月	
		B 1 カフバンド	
	足部	Aあぶみ	
		B1 皮革等 大	
	その他の加算要素	膝当て	
		足底裏革（すべり止め）	
完成用部品		膝継手 ストッパー付輪止め式 足継手 制御式 制限付 あぶみ 制御式 制限付 足板付 二方向	K-111 K-215 K-217



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長下肢装具 A両側支柱②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型	
	B-2	靴型装具 採型（採寸）	
製作要素価格	継手	膝継手 遊動式 × 2	
		足継手 遊動式 × 2	
	大腿支持部	A半月 × 2	
		B1 皮革等カフバンド × 2	
	下腿支持部	A半月	
		B1 皮革等カフバンド	
	足部	Aあぶみ	
	その他の加算要素	膝当て	
	製作要素価格	患足 半長靴 整形靴 グッドイヤー式	
	製作要素価格	健足 半長靴 グッドイヤー式	
完成用部品		膝継手 ストッパー付輪止め式 足継手 制御式 補助付（ゲイトソリューション足継手） 足継手 制御式 補助付	K-111 川村義肢 09-SIZE K-215



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

骨盤帯付両長下肢装具 A 両側支柱③

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -10	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	股継手 遊動式 × 2	
		膝継手 遊動式 × 4	
		足継手 遊動式 × 4	
	腰椎支持部	B フレーム	
	大腿支持部	A 半月 × 4	
		B1 皮革等カフバンド × 4	
	下腿支持部	A 半月 × 2	
		B 1 皮革等カフバンド × 2	
	足部	A あぶみ × 2	
		B1 皮革等 大 × 2	
	その他の加算要素	膝当て × 2	
		足底裏革 (すべり止め) × 2	
完成用部品		股継手 ストッパー付輪止め式 × 2	K1-105
		股継手 ストッパー付輪止め式 × 2	K-111
		足継手 制御式 制限付 × 2	K-201
		あぶみ 制御式 制限付 足板付 × 2	K-205



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長下肢装具 B片側支柱

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	膝継手 遊動式	
		足継手 遊動式	
	大腿支持部	A 半月 × 2	
		B 1 皮革等カフバンド × 2	
	下腿支持部	A 半月	
		B 1 皮革等カフバンド	
	足部	A あぶみ	
		B1 皮革等 大	
	その他の加算要素	膝当て	
完成用部品		足底裏革 (すべり止め)	
		膝継手 ストッパー付輪止め式	K -111
		足継手 制御式 制限付	K -201
		あぶみ 制御式 制限付 足板付	K -205



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

骨盤帯付長下肢装具 C硬性（免荷付）①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -2	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	股継手 遊動式	
		膝継手 遊動式 × 2	
		足継手 固定式 × 2	
	腰椎支持部	A 1 モールド 熱可塑性樹脂 支柱付	
	大腿支持部	C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
		坐骨支持式	
	下腿支持部	A 半月	
		B1 皮革等カフバンド	
	足部	A あぶみ	
	その他の加算要素	健足補高 5cm 高さ調節	
		内張り 仙腸支持部	
		内張り 大腿支持部	
		高さ調整 × 2	
完成用部品		股継手 ストッパー付輪止め式 膝継手 ストッパー付輪止め式 歩行あぶみ あぶみゴム	K I -105 K -111 K I - D -301-2 K I - D -301-3



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長下肢装具 C硬性（免荷付）②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	膝継手 遊動式 × 2	
		足継手 遊動式 × 2	
	大腿支持部	C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
		坐骨支持式	
	下腿支持部	A 半月	
		B1 皮革等カフバンド	
	足部	A あぶみ	
		B1 皮革等 大	
	その他の加算要素	足底裏革（すべり止め）	
		内張り 大腿部 高さ調整 × 2	
完成用部品		膝継手 ストッパー付輪止め式 足継手 制御式 制限付 あぶみ 制御式 制限付 足板付	K -111 K -201 K -205



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長下肢装具 C 硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -3	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	膝継手 固定式 × 2	
		足継手 固定式 × 2	
	大腿支持部	C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
	下腿支持部	C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
	足部	B3 足部モールド (熱可塑性樹脂)	
	その他の加算要素	膝当て	
		足底裏革 (すべり止め用)	
		内張り 大腿部	
		内張り 下腿部	
		内張り 足部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

膝装具 A 両側支柱①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -4	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	膝継手 遊動式 × 2	
	大腿支持部	A 半月 × 2	
		B 1 皮革等カフバンド × 2	
	下腿支持部	A 半月 × 2	
		B 1 皮革等カフバンド × 2	
	その他の加算要素	膝当て	
完成用部品		膝継手 ストッパー付輪止め式	K -111



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

膝装具 A 両側支柱②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -4	下肢装具 採型	
製作要素価格	継手	膝継手 遊動式 × 2	
	大腿支持部	A半月	
		C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
	下腿支持部	A半月	
		C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
	その他の加算要素	内張り 大腿部	
		内張り 下腿部	
完成用部品		膝継手 ダイヤルロック	小原 12B-001



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

短下肢装具 A 両側支柱①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型	
	B-2	靴型装具 採型（採寸）	
製作要素価格	継手	足継手 遊動式 × 2	
	下腿支持部	A半月	
		B1 皮革等カフバンド	
	足部	あぶみ	
	その他の加算要素	T・Y ストラップ	
	製作要素価格	患足 短靴 整形靴 グッドイヤー式	
	製作要素価格	健足 短靴 グッドイヤー式	
完成用部品		足継手 制御式 制限付 あぶみ 制御式 足板付一方向	K -209 k -211



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

短下肢装具 A 両側支柱②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	足継手 遊動式 × 2	
	下腿支持部	A 半月	
		B1 皮革等カフバンド	
	足部	A あぶみ	
		B1 皮革等 大	
	その他の加算要素	足底裏革（すべり止め）	
完成用部品		足継手 制御式 制限付 あぶみ 制御式 制限付 足板付	K -201 K -205

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



短下肢装具 F 硬性（支柱つき PTB免荷付）①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -5	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	足継手 固定式 × 2	
	下腿支持部	C2 モールド熱可塑性樹脂	
		PTB 式	
	足部	A あぶみ	
		B 3 モールド（熱可塑性樹脂）	
	その他の加算要素	健足補高 5cm	
		高さ調整 × 2	
		内張り 下腿部	
		内張り 足部	
完成用部品		歩行あぶみ あぶみゴム	K I - D -301-2 K I - D -301-3

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



短下肢装具 F 硬性（支柱付 PTB免荷付）②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -5	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	足継手 遊動式 × 2	
	下腿支持部	C 2 モールド 熱可塑性樹脂	
		PTB 式	
	足部	A あぶみ	
		B3 モールド (熱可塑性樹脂)	
	その他の加算要素	足底裏革 (すべり止め用)	
		高さ調整 × 2	
		内張り 下腿部	
完成用部品		内張り 足部	
		足継手 制御式 制限付 あぶみ 制御式 制限付 足板付	K -201 K -205



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

短下肢装具 F 硬性（支柱なし）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型	
製作要素 価格	継手	足継手 プラスチック継手	
	下腿支持部	C2 モールド熱可塑性樹脂	
	足部	B3 足部モールド (熱可塑性樹脂)	
	その他の加算要素	内張り 下腿部	
		内張り 足部	
		足底裏革	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

短下肢装具 F 硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型（採寸）	
製作 要素 価格	下腿支持部	B2 皮革等下腿コルセット	
	足部	B1 皮革等 小	
	その他の加算要素	伸展・屈曲補助装置	
完成用部品			

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



短下肢装具 G 軟性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A -6	下肢装具 採型（採寸）	
製作 要素 価格	下腿支持部	B1 皮革等カフバンド	
	足部	B1 皮革等 小	
	その他の加算要素	伸展・屈曲補助装置	
完成用部品			

この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。



足底装具・Aアーチサポート①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-7	採型（採寸）	
製作 要素 価格	足部	B1 皮革等 小	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

足底装具・Bメタターサルサポート

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-7	採型	
製作 要素 価格	足部	B3 足部モールド（熱可塑性樹脂）	
	その他の加算要素	足底裏革（すべり止め用）	
		内張り 足部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

足底装具・D外側楔

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-7	採型（採寸）	
製作 要素 価格	足部	B1 皮革等 小	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

2 靴型装具

靴型装具・A長靴（注：両患足例）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	B -1	採寸（採型） × 2	
製作要素	長靴	整形靴又は特殊靴 × 2	
価格			
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

靴型装具・A半長靴（注：両患足例）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	B -2	採寸（採型） × 2	
製作要素	半長靴	整形靴又は特殊靴 × 2	
価格			
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

靴型装具・Cチャッカ靴（注：両患足例）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	B -2	採寸（採型） × 2	
製作要素	チャッカ靴	整形靴又は特殊靴 × 2	
価格			
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

靴型装具・D短靴（注：片側患足例）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	B -2	採寸（採型）	
	健足 B-2	採寸 × 1	
製作要素	短靴 患足	整形靴又は特殊靴	
価格	短靴 健側		
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

3 その他

先天股脱装具 A パブリック帯（リーメンビューゲル型）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-8	採寸	
製作 要素 価格	その他の加算要素	リーメンビューゲル	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

内反足装具・B 靴型装具型（半長靴）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-6	採型 × 2	
製作 要素 価格	半長靴	特殊靴 × 2	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

内反足装具・C デニスブラウン副子（靴型装具型）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	A-7	採型 × 2	
製作 要素 価格	短靴	特殊靴 × 2	
	その他の加算要素	デニスブラウン	
完成用部品		デニスブラウン	KI-M-B KI-M-F



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

4 体幹装具

頸胸椎装具・B硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C-2	採型	
製作 要素 価格	頸椎支持部	A2 モールド（熱可塑性樹脂）支柱なし	
	その他の加算要素	内張り 頸椎支持部	
		サンドイッチ構造	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

頸椎装具・Cカラー（あご受けのあるもの）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C-2	採型（採寸）	
製作 要素 価格	頸椎支持部	C1 カラーあご受けあり	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

頸椎装具・Cカラー（あご受けのないもの）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C-2	採型（採寸）	
製作 要素 価格	頸椎支持部	C1 カラーあご受けなし	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

胸腰仙椎装具・A金属枠

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -3	採型	
製作 要素 価格	胸椎支持部	B フレーム	
	その他の加算要素	内張り 胸椎支持部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

胸腰仙椎装具・B硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -3	採型	
製作 要素 価格	胸椎支持部	A1 モールド (熱可塑性樹脂)	
	その他の加算要素	内張り 胸椎支持部	
	胸椎支持部	サンドイッチ構造	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

胸腰仙椎装具・C軟性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -3	採型 (採寸)	
製作 要素 価格	胸椎支持部	C 軟性	
	体幹装具付属品	肩バンド × 2	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

仙腸装具・B硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型	
製作 要素 価格	仙腸支持部	A2 モールド (熱可塑性樹脂) 支柱なし	
	その他の加算要素	体幹装具付属品 会陰ひも × 2	
		内張り 仙腸支持部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

仙腸装具・C軟性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型 (採寸)	
製作 要素 価格	仙腸支持部	C 軟性	
完成用部品			



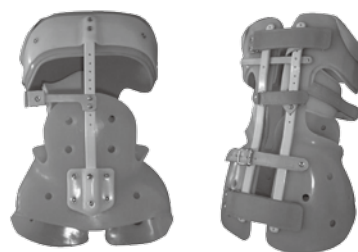
この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

側弯症装具・Bアンダーアームブレース

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -4	採型	
製作 要素 価格	骨盤支持部	B モールド (熱可塑性樹脂)	
	その他の加算要素	付属品 胸椎パッド	
		付属品 腰椎パッド	
		アウトリガー	
		前方支柱	
		後方支柱 × 2	
		胸郭バンド (プラスチック製)	
		内張り 胸椎支持部	
完成用部品		アウトリガー 前方支柱 後方支柱	K 1-N-005 A -3 K 1-N-005 A -1 K 1-N-005 A -2



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

腰仙椎装具・A金属枠①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型	
製作要素 価格	腰椎支持部	B フレーム	
	その他の加算要素	付属品 腰部継手 × 2	
		付属品 腹圧強化バンド	
		内張り 腰椎支持部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

腰仙椎装具・A金属枠②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型	
製作要素 価格	腰椎支持部	B フレーム	
	その他の加算要素	内張り 腰椎支持部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

腰仙椎装具・B硬性①

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型	
製作要素 価格	腰椎支持部	A2 モールド (熱可塑性樹脂) 支柱なし	
	その他の加算要素	付属品 腰部継手 × 2	
		付属品 腹圧強化バンド	
		内張り 腰椎支持部	
完成用部品		足継手 制限付 (補助付) 1 方向 あぶみ 制限付 (補助付) 1 方向	K -209-1 K -212



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

腰仙椎装具・B硬性②

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型	
製作 要素 価格	腰椎支持部	A2 モールド(熱可塑性樹脂) 支柱なし	
	その他の加算要素	内張り 腰椎支持部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

腰仙椎装具・C軟性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	C -5	採型 (採寸)	
製作 要素 価格	腰椎支持部	C 軟性	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

5 上肢装具

肩装具・A金属枠

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-1	採寸	
製作要素価格	肩継手		
		C 肩回旋装置	
	肘継手	B 遊動式 (片側)	
	手継手	A 固定式 (片側)	
	胸郭支持部	B フレーム	
	骨盤支持部	B フレーム	
	上腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	
	前腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	
	手掌パッド	A モールド	
	その他の加算要素	内張り 上腕部	
		内張り 前腕部	
完成用部品		内張り 手部	
		体幹装具付属品 肩バンド	
	肩継手 肘継手		A-3201 A-3401



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肩装具・B硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-1	採寸	
製作要素価格	肩継手		
	肘継手		
	上腕支持部	B2 皮革等上腕コルセット	
	前腕支持部	B2 皮革等前腕コルセット	
完成用部品	その他の加算要素	体幹装具付属品 肩バンド	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肘装具・A 両側支柱

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-3	採型	
製作要素 価格	肘継手	遊動式 × 2	
	上腕支持部	A 半月 × 2	
		B1 皮革等カフバンド × 2	
	前腕支持部	A 半月 × 2	
		B1 皮革等カフバンド × 2	
完成用部品		殻構造義肢肘継手単軸ヒンジ式遊動式	K I - H -027-2



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

肘装具・B 硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-3	採型	
製作要素 価格	上腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	
	前腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	
	その他の加算要素	内張り 上腕部	
		内張り 前腕部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

手関節背屈保持装具・硬性

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-4	採型	
製作要素 価格	手継手		
	前腕支持部	C モールド (熱可塑性樹脂)	
	手掌パッド	A モールド	
	その他の加算要素	内張り 前腕部	
		内張り 手部	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長対立装具（ランチョ型）

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-4	採型（採寸）	
製作要素 価格	手継手	A 固定式	
	前腕支持部	A 半月 × 2	
	手部背側パッド	B フレーム	
	手掌パッド	B フレーム	
	その他の加算要素	対立バー	
	その他の加算要素	C バー	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

長対立装具

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-4	採型（採寸）	
製作 要素 価格	手継手	A 固定式	
	前腕支持部	A 半月 × 2	
	手部背側パッド	B フレーム	
	手掌パッド	B フレーム	
	その他の加算要素	対立バー	
		C バー	
		基節骨パッド フレーム	
		アウトリガー	
		伸展・屈曲補助バネ × 5	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

短対立装具

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-5	採型（採寸）	
製作 要素 価格	手部背側パッド	B フレーム	
	手掌パッド	B フレーム	
	その他の加算要素	対立バー	
		C バー	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

把持装具・A 手関節駆動式

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-4	採寸	
製作要素 価格	手継手	遊動式	
	MP 継手	遊動式	
	I P 継手	固定（金属）	
	前腕支持部	A 半月	
	手掌パッド	A モールド	
	その他の加算要素	基節骨パッド フレーム	
		中・末節骨パッド フレーム	
		C バー	
		対立バー	
完成用部品		把持装具用部品 フレクサーヒンジ	



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

指装具

	名称・形式・部位	使用・材料部品	整理番号
基本価格	D-6	採寸	
製作要素 価格	I P 継手	B 遊動式	
	その他の加算要素	基節骨パッド フレーム	
		中、末節骨パッド フレーム	
		伸展・屈曲補助バネ	
完成用部品			



この適用例は、あくまで参考資料です。

補装具等の適用は、個々の申請者の障害状況や生活実態を的確に把握して検討されるものです。

使用・材料部品等は、機能によってその価格が異なることを留意してください。

3 座位保持装置

3-1 主な解説と適応例

対象となる障害

体幹機能障害者

下肢機能障害者

障害の状態

自力での座位又は長時間の座位が困難な状態をいいます。

適応例

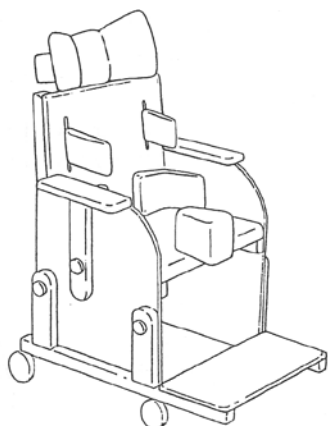
体幹や下肢に障害があるため、自力で座位姿勢を保持できない者または長時間の座位による姿勢保持が困難で姿勢の補正が自力で不可能な者で、座位保持装置を使用することにより、自力での座位保持が可能になり、座位の耐久性・安定性の向上が図られることが条件です。

脳性麻痺、筋ジストロフィー等により体幹筋力の低下や体幹変形が著しい者が適応となります。

基本構造

- ①長時間座位をとることができない者又は自力で座位を保持できない者に対し、安定した座位の保持を可能とするために用いられる用具。
- ②座位に類似した姿勢（立位、臥位等）を保持する機能を有する装置も含む。
- ③耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

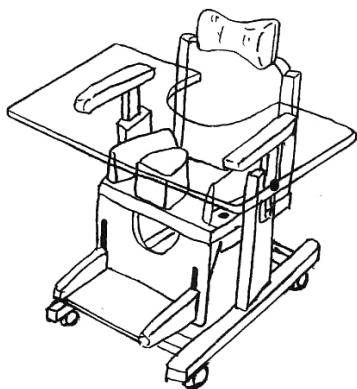
基本構造			耐用年数
身体支持部、構造フレーム、付属品及び完成用部品を組み合わせて製作する。			3年
支持部の主な形状	平面形状型	採寸により製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持つ。	
	モールド型	採型により製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持つ。	
	シート張り調節型	・支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応するもの。 ・支持部と組み合わせる構造フレームとして、「ティルト機構」及び「車椅子としての機能」を付加することができる。	
・成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。 ・過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。			



平面形状型



モールド型



平面形状型（木製構造フレーム（ティルト機構））



モールド型（車椅子の構造フレーム）

4 車椅子・電動車椅子

(1) 車椅子

対象となる障害

下肢機能障害者
体幹機能障害者
平衡機能障害者
心臓機能障害者
呼吸器機能障害者

障害の状態

歩行不能な状態、歩行可能だが、耐久性に欠ける状態をいいます。

基本要件

義肢・装具・杖等他の補装具を使用しても歩行が困難な者（原則として、下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害3級以上で歩行障害がある者）です。

車椅子の名称

車椅子は、基本的な構造の違い等により、下記の名称に分けられます。

- ①リクライニング式は体幹の支持性の低下等によりバックサポートの角度を変えなければ座位保持が困難な者、ティルト式は座位保持が困難な者であって自立姿勢変換が困難な者が適応となる。
- ②基本的な製作工程の違いにより、レディメイドとオーダーメイド（モジュラー方式）に分けられる。
- ③レディメイドとは、メーカーにより標準化された既成のサイズの部品を組み立てて製作するものであり、オーダーメイドとは、障害の状態や体型、生活環境等により既成のサイズの部品では適合しない場合に、特定の個人に適合するように部品のサイズを変えて個別に製作するものである。

対象者・要件別基本構造等

名称	基本構造	付属品	価格（円）	耐用年数（年）	備考
普通型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201-2006 又は JIS T 9201-2016 による。	身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	100,000	6年	価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュール方式による製品（モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの）に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。 褥瘡のある者、褥瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額を加算すること。 体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	120,000		
ティルト式普通型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	148,000		
リクライニング・ティルト式普通型	バックサポートの角度を変えられ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	173,000		
手動リフト式普通型	座席の高さを変えられることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	232,000		
前方大車輪型	原則として折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	上と同じ。	100,000		
リクライニング式前方大車輪型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ。	120,000		
片手駆動型	原則として折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	117,000		
リクライニング式片手駆動型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600		
レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ。	160,500		
手押し型	原則として介助者が押して駆動するもの。（折りたたみ式又は非折りたたみ式） A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの	上と同じ。	A 82,700 B 81,000		

名称	基本構造	付属品	価格（円）	耐用年数（年）	備考
リクライニング式 手押し型	バックサポートの角度を変えられることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	114,000	6 年	
ティルト式 手押し型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	128,000		
リクライニング・ ティルト式 手押し型	バックサポートの角度を変えられることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えられることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	153,000		

※最新の情報は厚生労働省のホームページをご確認ください。

様式と要件

①リクライニング式

頸髄損傷者で低血圧発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとる必要のある者
四肢・体幹機能障害により運動制限が著明で、座位を長時間保持できない者
股関節拘縮や強直がある者

②ティルト式

脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者等

③オーダーメイド（モジュラー方式）

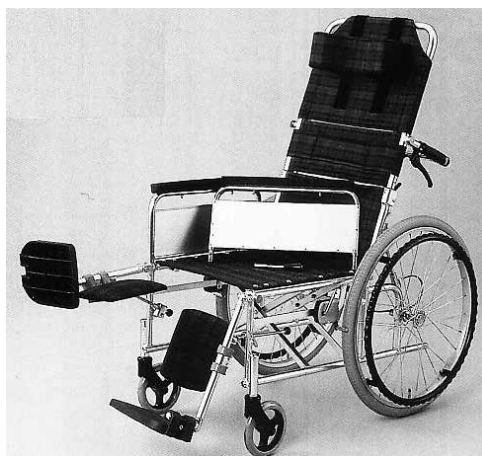
体格・体型がJ I S規格のレディメイドでは適合しない者
障害者の身体状況や生活環境に個別に対応することが必要な者

【備考】

- ①価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品（モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。）に適用する。
- ②レディメイドによる製品 → オーダーメイドの額の75%の範囲内の額
- ③体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。
- ④身体の障がい状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
- ⑤クッションを必要とする者とは、褥瘡のある者、褥瘡の発生の危険性のある者等。



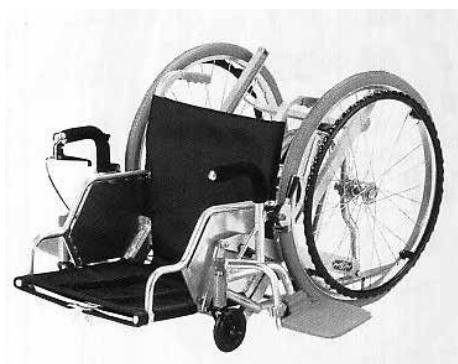
普通型



リクライニング式普通型



手動リフト式普通型



片手駆動型



リクライニング・ティルト式手押し型



レバー駆動型



手押し型・A（大車輪のあるもの）



リクライニング式手押し型

付属品

身体障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とします。(対象者及び要件等については、P 285「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領の一部改正について」(国通知)の第4「車椅子及び電動車椅子に関する取扱い」を参照)

- ①クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調節するもの及び特殊な空気室構造のものに限る。）及びフローテーションパッドを車椅子（電動を含む）の補装具費支給後に生じた理由により追加する必要がある場合は、更生相談所の判定が必要である。
- ②車椅子の補装具費支給の際に付属品を同時に支給する場合は、更生相談所の判定が必要である。



バックサポート：背折れ機構



介助型エレベータリング アームサポート着脱



レッグサポート：挙上式



自走型エレベータリング アームサポート着脱



レッグサポート：脱着式



クッション（特殊な空気室構造のもの）



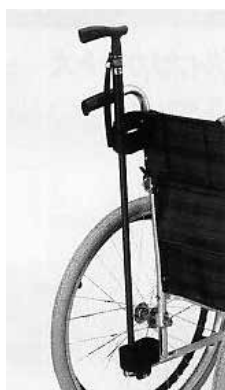
栄養バック取り付け用ガートル架



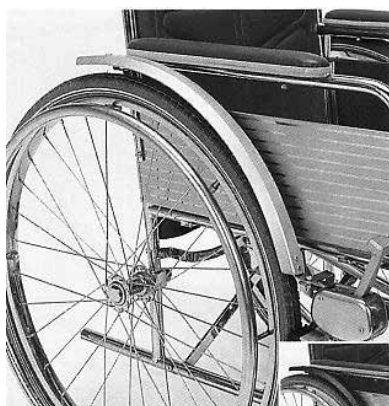
シートベルト



スポークカバー



ステッキホルダー



泥よけ



転倒防止装置



フットブレーキ



転倒防止装置（双輪キャスト付）



フットブレーキ（駐車ブレーキ連動式）



酸素ボンベ固定装置

修理基準

修理部位	価格（円）	備考
クッション交換	4,090	
クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの）交換	10,000	
クッション（ゲルとウレタンフォームの組合せのもの）交換	19,080	
クッション（バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの）交換	30,000	
クッション（特殊な空気室構造のもの）交換	45,000	
フローテーションパッド交換	30,000	三重構造とする場合は、1,300円増しとすること。
背クッション交換	10,000	
特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）交換	25,750	
クッションカバー（防水加工を施したもの）交換	7,460	
クッション滑り止め部品交換	1,920	
バックサポート交換	8,860	
延長バックサポート交換	10,190	枕は含めないこと。
枕（オーダー）交換	10,330	
枕（レディメイド）交換	5,830	
バックサポートパイプ交換	3,830	
バックサポートパイプ取付部品交換	3,700	
張り調整式バックサポート交換	15,080	
高さ調整式バックサポート交換	12,080	
背折れ機構部品交換	7,180	
背座間角度調整部品交換	8,100	
アームサポート（肘当て部分）交換	4,620	
アームサポート（フレーム）交換	4,600	
高さ角度調整式アームサポート交換	9,010	
高さ調整式アームサポート（段階調整式）交換	3,310	
角度調整式アームサポート交換	7,050	
跳ね上げ式アームサポート交換	6,060	
脱着式アームサポート交換	6,200	
アームサポート拡幅部品交換	3,610	
アームサポート延長部品交換	3,610	
レッグサポート交換	2,700	
脱着式レッグサポート交換	5,780	
挙上式レッグサポート（パッド形状）交換	7,450	
開閉挙上式レッグサポート（パッド形状）交換	10,290	
開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	
フットサポート交換	3,780	前後調整の構造を有する場合は4,160円増し、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。
ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	27,080	枕は含めること。
座布交換	8,750	
座張り調整部品交換	10,000	

修理部位	価格（円）	備考
座奥行き調整（スライド式）部品交換	16,970	
座板交換	6,800	
座席昇降ハンドルユニット交換	15,800	
座席昇降チェーン交換	8,400	
座席昇降メカユニット交換	22,100	
フレーム（サイドベース）交換	10,700	
フレーム（サイド拡張）交換	8,500	
フレーム（サイド拡張）取付部品交換	3,200	
フレーム（折りたたみ）交換	22,180	
ブレーキ交換	9,100	
キャリバーブレーキ交換	8,000	
フットブレーキ（介助者用）交換	7,970	
延長用ブレーキアーム交換	1,630	
リフレクタ（反射器－夜光材）交換	430	1回当たりとすること。
リフレクタ（反射器－夜光反射板）交換	670	
ハンドリム交換	5,240	
滑り止めハンドリム交換	8,740	
ノブ付きハンドリム交換	4,470	購入後に後付けする場合は、4,350円増しとすること。
キャスター（大）交換	8,000	
キャスター（小）交換	5,800	
屋外用キャスター（エア式等）交換	7,500	
リーム交換	5,500	
車軸位置調整部品交換	16,120	
大車輪脱着ハブ交換	5,000	
サイドガード交換	6,820	
タイヤ交換	4,270	
ノーパンクタイヤ交換	4,190	購入後に後付けする場合は、1,740円増しとすること。
チューブ交換	2,450	
シートベルト交換	4,300	
テーブル交換	10,900	
スポークカバー交換	4,100	
塗装	17,900	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
ハブ取付部品交換	6,100	
キャスター取付部品交換	7,000	
ハブ用スプリング交換	16,000	
ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
泥よけ交換	6,050	
転倒防止装置交換	3,750	
転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	8,670	
携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
人工呼吸器搭載台交換	25,000	

修理部位	価格（円）	備考
栄養バック取り付け用ガートル架交換	10,190	
点滴ボール交換	10,430	
シリンダー用レバー交換	2,500	
メカロック交換	10,000	
ティルト用ガスダンパー交換	15,000	
ワイヤー交換	1,800	
ガスダンパー交換	15,000	
幅止め交換	4,290	購入後に後付けする場合は、750円増しとすること。
高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	
車載時固定用フック交換	3,000	
日よけ（雨よけ）部品交換	12,000	
6輪構造部品交換	34,720	
成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、車軸位置調整及び脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有すること。
痰吸引器搭載台交換	25,000	

(2) 電動車椅子

対象となる障害

上肢機能障害者
下肢機能障害者
体幹機能障害者
心臓機能障害者
呼吸器機能障害者

障害の状態

歩行が不能又は困難で、かつ手動式車椅子の駆動が不能又は著しく困難な状態（地理的環境を含む）をいいます。

基本要件

下記要件のすべて（①については、①のア・イ又は②の何れかに該当すればよい）を満たす重度の歩行困難者で、電動車椅子の使用により自立と社会参加の促進が図れる者

- ①重度の下肢機能障害者（原則として下肢機能障害2級以上又は体幹機能障害3級以上）で
 - ア 上肢機能障がいがあるため手動車椅子の使用が不可能な者又は操作が著しく困難な者
 - イ 上肢機能障害はないが、使用目的及び日常生活圏の環境等の状況から、電動車椅子を使用することにより日常生活の自立と社会参加の促進が図れる者
- ②呼吸器機能障害及び心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であって、医学的所見から適応が可能な者
- ③視野、視力、聴力等に障害を有しない者又は障害を有するが電動車椅子の安全走行に支障がないと判断される者
- ④歩行者として、必要最小限の交通規則を理解している者
- ⑤電動車椅子の操作を円滑にできる者

対象別基本構造等

名称	基本構造	付属品	価格（円）	耐用年数	備考
普通型 (4.5Km/h)	JIS T 9203-2006、 JIS T 9203-2010 又 は JIS T 9203- 2016 による。	外部充電器 バッテリー	314,000	6年	じよくそう 褥 瘡のある者、 じよくそう 褥 瘡の発生 の危険性のある者等が クッションを必要とする場 合は、車椅子の修理基準の 表に掲げるクッション等及 びクッションカバーの交換 の額の範囲内で必要な額を 加算すること。 体幹筋力の低下等により、 座位保持装置の完成用部品 （支持部（骨盤・大腿部）） をクッションとして用いる 必要がある場合には、別に 定めるところによるものを 加算すること。 外部充電器を必要とせず当 該機能を内蔵する場合は 30,000 円を、外部充電器 を必要とする場合は修理基 準の表に掲げる交換の額の 範囲内で必要な額を加算す ること。 バッテリーの価格は、修理 基準の表に掲げるバッテ リー交換（マイコン内蔵型 に係るものを含む。）の額の 範囲内で必要な額を加算す ること。 また、ACサーボモーター 式を必要とする場合は 20,000 円増しとすること。 身体の障害の状況により、 その他の付属品を必要とす る場合は、電動車椅子の修 理基準の表に掲げる交換の 額の範囲内で必要な額を加 算すること。
普通型 (6Km/h)		身体の障害の状況に より、クッション、その 他の付属品を必要と する場合は、修理基 準の表に掲げるものを 付属品とする。	329,000		
簡易型	車椅子に電動駆動装 置や制御装置を取り 付けた簡便なもの。 A 切替式 電動力走行・手動 力走行を切り替え 可能なもの。 B アシスト式 駆動人力を電動力 で補助することが 可能なもの。 その他は車椅子の普 通型に準ずる。	電動装置以外の車椅子 部分は購入基準に 掲げる額の範囲内で 必要な額を加算する こと。 外部充電器 バッテリー 電動装置以外は、車 椅子の普通型に準ず る。	A 157,500		
			B 212,500		
リクライニング式 普通型	バックサポートの角 度を変えることがで きるもの。その他は 普通型と同じ。	普通型と同じ。	343,500		
電動 リクライニング式 普通型	電気でバックサポー トの角度を変えるこ とができるもの。そ の他は普通型と同 じ。	上と同じ。	440,000		
電動リフト式 普通型	電気で座席の高さを 変えることができる もの。その他は普通 型と同じ。	上と同じ。	701,400		
電動ティルト式 普通型	電気で座席とバック サポートが一定の角 度を維持した状態で 角度を変えることが できるもの。 その他は普通型と同 じ。	上と同じ	580,000		
電動 リクライニング・ ティルト式 普通型	電気でバックサポー トの角度を変えるこ とができ、座席とバ ックサポートが一定 の角度を維持した状 態で角度を変えるこ とができるもの。そ の他は普通型と同 じ。	上と同じ。	982,000		

※最新の情報は厚生労働省のホームページをご確認ください。



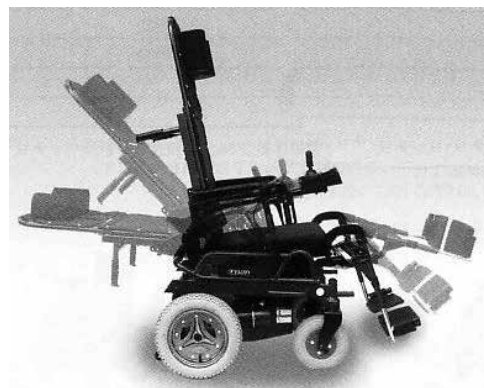
普通型（6km/H）



普通型（6km/H）（ハンドル形）



電動リクライニング式普通型





簡易型（切替式）



電動リクライニング・ティルト式普通型



電動リフト式普通型

修理基準

修理部位	価格（円）	備考
コントローラー交換	84,300	
コントローラー部品交換	9,500	
電動リフトコントローラー交換	40,600	
電動リフトコントローラー部品交換	10,200	
電動ティルトコントローラー交換	94,500	
電動ティルトコントローラー部品交換	10,200	
操作制御部交換	24,300	
操作制御部部品交換	5,800	
電動リフト操作制御部交換	30,500	
電動リフト操作制御部部品交換	5,100	
電動ティルト制御部交換	30,500	
電動ティルト制御部部品交換	5,100	
電動リフト自動停止制御部交換	15,200	
電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100	
電動ティルト自動停止制御部部品交換	15,200	
電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100	
ハーネス及びリレー交換	9,000	
ハーネス及びリレー部品交換	3,400	
電動リフトハーネス交換	15,200	
電動ティルトハーネス交換	15,200	
モーター交換	28,500	
モーター部品交換	7,200	
電動リクライニングモーター交換	17,000	
電動リフトモーター交換	60,900	
電動リフトモーター部品交換	8,100	
電動ティルトモーター交換	17,000	
電動ティルトモーター部品交換	8,100	
ギヤーボックス交換	45,100	
ギヤーボックス部品交換	9,700	
電動リクライニング装置交換	53,300	
電動リクライニング装置部品交換	22,200	
電動ティルト装置交換	53,300	
電動ティルト装置部品交換	22,200	
電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用を除く。）交換	17,400	
電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用に限る。）交換	12,500	
手動ブレーキ交換	12,200	
手動ブレーキ部品交換	7,200	
クラッチ交換	8,600	
フレーム交換	38,300	
フレーム部品交換	8,900	
シートフレーム交換	15,100	
シートフレーム部品交換	6,400	

修理部位	価格（円）	備考
電動リフトシートフレーム交換	81,200	
電動リフトメインフレーム交換	101,500	
電動ティルトシートフレーム交換	81,200	
バックサポートパイプ交換	8,800	
延長バックサポート交換	9,300	枕は含めないこと。
枕（オーダー）交換	10,330	レディメイドは50%とすること。
張り調整式バックサポート交換	15,080	
ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	16,950	枕は含めること。
高さ調整式アームサポート交換	3,310	
跳ね上げ式アームサポート交換	4,680	
アームサポート拡幅部品交換	3,610	
アームサポート延長部品交換	3,610	
アームサポートパイプ交換	4,150	
アームサポートクッション交換	3,450	
サイドガード交換	5,000	
バックサポート交換	6,900	
シート交換	7,500	
フットサポート交換	11,500	前後調整、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各 1,500 円増しとすること。
フットサポート部品交換	5,200	
開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	
キャスター交換	9,600	
キャスター部品交換	3,900	
フロントホイール交換	4,300	
リヤホイール交換	5,200	
タイヤ交換	8,100	
ノーバンクタイヤ（前輪）交換	5,000	購入後に後付けする場合は、12,400 円増しとすること。
ノーバンクタイヤ（後輪）交換	5,000	購入後に後付けする場合は、13,300 円増しとすること。
リヤシャフト交換	6,700	
電動リフトシャフト交換	50,800	
電動ティルトシャフト交換	58,000	
電動リフトチェーン交換	50,800	
電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	
簡易型電動装置交換	157,500	アシスト式は、55,000 円増しとすること。AC サーボモーター式を必要とする場合は 20,000 円増しとすること。
簡易型ホイール交換	27,700	アシスト式は、6,000 円増しとすること。

修理部位	価格（円）	備考
簡易型ホイール部品交換	3,930	
簡易型右側駆動装置交換	114,850	アシスト式は、21,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
簡易型左側駆動装置交換	84,850	アシスト式は、39,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
簡易型駆動装置部品交換	23,400	
バッテリー交換	25,800	密閉型は、3,000円増しとすること。
バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換	31,000	
バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換	54,000	
バッテリー（リチウムイオン電池）交換	124,400	
バッテリー部品交換	2,300	
内蔵充電器交換	47,600	
外部充電器交換	20,000	簡易型は、5,000円増しとすること。
充電器部品交換	11,800	
オイル又はグリス交換	2,700	
ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
転倒防止装置交換	3,750	
転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	7,740	
クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換	18,000	
フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）交換	11,200	
携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
人工呼吸器搭載台交換	25,000	
栄養バック取り付け用ガードル架交換	9,000	
点滴ボール交換	9,000	
背座間角度調整部品交換	8,100	
座奥行き調整（スライド式）部品交換	12,080	
電動スイングチンコントロール式交換	213,000	
（以下パーツ） パワースイングチンアーム交換	68,250	
チン操作ボックス交換	15,250	
セレクター交換	88,000	
液晶モニター交換	52,000	
頭部スイッチ・取付金具交換	20,000	
手動スイングチンコントロール式交換	35,000	
（以下パーツ） 手動スイングチンアーム交換	19,750	
チン操作ボックス交換	15,250	
手動スイングアーム交換	10,000	

修理部位	価格（円）	備考
多様入力コントローラ（非常停止スイッチボックス）交換	20,000	購入後に後付けする場合は、28,000円増しとすること。
多様入力コントローラ（4方向スイッチボックス）交換	30,000	
多様入力コントローラ（4方向スイッチボード）交換	30,000	
多様入力コントローラ（8方向スイッチボックス）交換	50,000	
多様入力コントローラ（8方向スイッチボード）交換	50,000	
多様入力コントローラ（小型ジョイスティックボックス）交換	40,000	
多様入力コントローラ（フォースセンサ）交換	88,000	
多様入力コントローラ（足用ボックス）交換	40,000	
簡易1入力式交換	90,000	
延長式スイッチ交換	1,000	
レバーノブ各種形状（小ノブ、球ノブ、こけしノブ）交換	3,350	購入後に後付けする場合は、1,650円増しとすること。
レバーノブ各種形状（Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ）交換	3,860	購入後に後付けする場合は、2,980円増しとすること。
感度調整式ジョイスティック交換	10,000	購入後に後付けする場合は、5,000円増しとすること。
ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7,500	購入後に変更する場合は、500円増しとすること。
前輪パワーステアリング部品交換	51,000	
車載時固定用フック交換	3,000	1ヶ所当たりとすること。
日よけ（雨よけ）部品交換	6,000	
リフレクタ（反射器－夜光材）交換	430	1回当たりとすること。
リフレクタ（反射器－夜光反射材）交換	670	
シートベルト交換	4,300	
テーブル交換	10,900	
成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
手動リクライニング装置交換	35,000	
痰吸引器搭載台交換	25,000	

5 視覚障害者のための補装具

(1) 盲人安全つえ

対象となる障害

視覚障害者

障害の状態

視力の低下、視野狭窄がある状態をいいます。

基本要件

視力の低下や視野狭窄により、盲人安全つえがなければ歩行の安全を図れない者が対象です。

用具の解説

視覚障がいがある場合で、路面状態や障害物などを事前に察知することにより安全性を確保する目的として使用します。

杖先から地面の状況や突然の変化を探る情報提供の役割、障害物に先に当たるバンパーの役割、視覚に障がいがあることを周囲に理解させるシンボルとしての役割があります。あまり軽すぎると情報を感じ取りにくいので 200g 程度が適当とされています。

道路交通法に携帯義務が規定されているほか、外装（色）についても、白色または黄色であることが道路交通法施行令で定められています。

① 普通用

直杖、棒状になっており、一般的な長さは 85 ～ 140cm 程度です。シャフトとは、杖の本体であり、現在はグラスファイバー、アルミ、ジュラルミン、カーボンなどが使用されています。石突きとは、指先と同様の機能を果たすもので、丈夫で滑りやすいことが重要で、通常ナイロンが素材として使用されています。摩耗が激しいため、半年くらいで交換されています。

② 携帯用

持ち運びに便利で、旅行時に利用したりします。

折りたたみ式は、数段に折りたたみ可能、本体の中にひもゴムまたはワイヤーを通してあり、バラバラにならないようになっています。

スライド式はアンテナロット式で数段に収納されており、先端部を引き伸ばして固定します。

ねじ式は引き伸ばしてねじるとそこで固定し、長さの調節が可能なものを言います。

③ 身体支持併用

主に身体を支えながら歩行すると共にシンボルケインとして使用される杖。持ち手には T 字型グリップ、先端は滑り止めのゴム足などが付属されています。形態としては長さ調整が可能なものや、折りたたみが出来るものがあります。

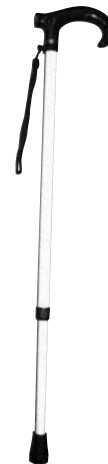
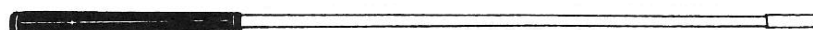
基本構造等

名称	基本構造等	付属品	価格（円）	耐用年数
普通用	主体 →ガラスファイバー	石突 → 耐摩耗性合成樹脂または高力アルミニウム合金 外装 → 白色または黄色の塗装もしくは加工 形状 → 直式	3,550	2年
	主体→木材		1,650	2年
	主体→軽金属		2,200	5年
携帯用	主体 →ガラスファイバー	夜光装置 ベル ゴムクリップ 石突及び外装 → 普通用と同じ 形状 → 折りたたみ式もしくはスライド式	4,400	2年
	主体→木材		3,700	2年
	主体→軽金属		3,550	4年
身体支持併用	主体→軽金属	石突 → ゴム又は普通用と同じ。 外装 → 普通用と同じ 形状 → 直式又は折りたたみ式もしくはスライド式	3,800	4年
備考	1 夜光装置（反射テープを貼り付けたもの） ・夜光材付→410 円加算 ・全面夜光材付→1,200 円加算 ・フラッシュライト付→1,650 円加算 2 ベル付（音の出る装置を内蔵するもの） → 1,650 円加算 3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付 → 1,450 円加算 4 ゴムクリップ付（握り部分をゴムで覆ったもの） → 660 円加算			

グリップ

シャフト

石突き



身体支持併用白杖

修理価格

修理部位	価格
マグネット付き石突交換	760

(2) 義眼**対象となる障害**

視覚障害者

障害の状況

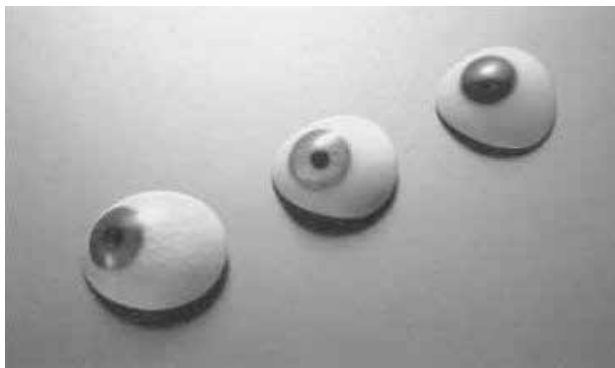
無眼球や眼球萎縮又は角膜に白斑がある状態をいいます。

基本要件

無眼球や眼球萎縮のため義眼を必要とする者で、義眼の装着により容姿の改善が図られる者です。

基本構造等

名称	対象者・要件等	基本構造		価格（円）	耐用年数
レディメイド	眼窩の状態がレディメイドに適する者。	主材料 →プラスチック またはガラス	レディメイド	17,000	2年
オーダーメイド	眼窩の状態がレディメイドに適合しない者。		特殊加工を 施したもの。	87,500	

**【留意点】**

義眼は、眼球摘出後や眼球内容除去後の無眼球の場合だけでなく、眼球が残っている場合であっても眼球癆、眼球萎縮、先天性小眼球症、角膜白斑など様々な場合に必要となります。医師の処方を確認の上支給の決定をしてください。

なお、現在、レディメイドはほとんど作られていず、オーダーメイドが主流で、意見書でレディメイドの処方があった場合には十分確認の上支給決定をしてください。

(3) 眼鏡

対象となる障害

視覚障害者

障害の状態

視力の低下、視野狭窄がある状態をいいます。

基本要件

視覚障がいがあり、眼鏡の使用により日常生活が改善される者が対象です。

用具の解説

屈折異常や弱視等の視覚障害を補うほか、網膜色素変性症などの障害者の眼球保護に用いられる用具で、視覚障害者の障害の程度、状況により5種類に区分されています。

基本構造等

名称	対象者・要件等	用具の解説	基本構造等		価格（円）	耐用年数
矯正用	屈折異常もしくは無水晶体眼などで視力低下があり、矯正眼鏡にて視力が改善される者。	近視、遠視、乱視等、網膜で焦点が正しく結ばれない場合にレンズを用いて矯正を行うための眼鏡。焦点距離による度数に応じて、右記の4種類に区分される。	レンズ→プラスチック又はガラス 枠→セルロイド製を原則とする。	6D 未満 6D 以上 10D 未満 10D 以上 20D 未満 20D 以上	17,600 20,200 24,000 24,000	4 年
遮光用	以下の要件を満たす者。 1) 視覚障害により身体障害者手帳を取得していること。 2) 羞明を来していること。 3) 羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がないこと。 4) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。 ※この際、下記項目を参照の上、遮光眼鏡の装用効果を確認すること。 (意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること) ・まぶしさや白んだ感じが軽減する ・文字や物などが見やすくなる。 ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する。 ・暗転時に遮光眼鏡をはずすと暗順応が早くなる。	・着色レンズを使用するが、矯正眼鏡と同様の焦点距離による度数に応じた種類に区分されている。 ・特定の光波長をカットすることで、眩しさを感じない。 ・羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。 ・網膜色素変性症の場合、徐々に視力低下が進行していくので、進行緩和の役割も持っている。 ・前掛式は、矯正眼鏡と一体化して使う。	主材料は上と同じ。		21,500	

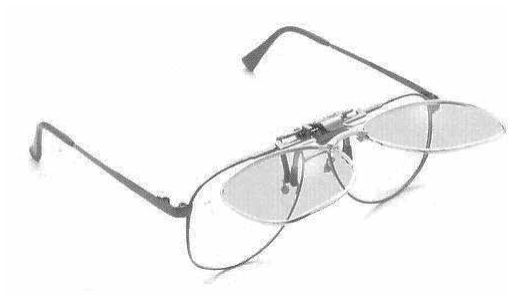
名称	対象者・要件等	用具の解説	基本構造等		価格（円）	耐用年数
遮光用	※遮光眼鏡とは、羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。 ※難病患者等に限る身体障害者手帳を要件としないものであり、それ以外は視覚障害により身体障害者手帳を取得していることが要件となる。					4年
備考	・価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。 ・乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。					
コンタクトレンズ	強度の屈折異常や角膜白斑などで視力低下があり、コンタクトレンズにて良好な視力が得られる者。	小型レンズを角膜の表面に装着して使用するもの。	主材料→プラスチック		15,400	4年
備考	価格はレンズ1枚のものであること。					
弱視用	矯正眼鏡やコンタクトレンズで良好な視力を得られないが、弱視眼鏡により対象物を拡大して見ることで日常生活及び社会活動上その効果が見込まれる者。	掛けめがね式 ・ルーペを眼鏡に組込んだもの。 ・主に近用として使用され、遠用の適応は少ない。			36,700	4年
		焦点調整式 ・手に持って使用するタイプ。 ・望遠鏡型で主に遠用に使用。			17,900	
備考	・掛けめがね式 → 高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は 21,800 円増しとする。 ・掛けめがね式高倍率（3倍率以上）の対象者 → 職業上、教育上真に必要な者。 【例】①現に就労中の者（求職中の者を含む） ②地域社会活動（町内会の役員含む）参加者 ③就学中の者や各種教養講座の受講者					

【備考】

2 個支給は、医学的及び日常生活上真に必要な場合認められる。

例)

- ①遠用と近用の眼鏡（矯正用） ②屋内用・屋外用の眼鏡（遮光用）
- ③円錐角膜や高度の白内障術後無晶体眼など、障害の状況上、眼鏡（矯正用）とコンタクトレンズを同時に使用しないと矯正が困難な場合
- ④眼鏡（矯正用）で矯正視力が得られる弱視者で、弱視用と矯正用を使い分けする必要がある者



遮光用（前掛式）



遮光用



弱眼用（掛けめがね式）



弱視用（焦点調整式）

修理価格

修理部位	価格	修理部位	価格（円）	修理部位	価格（円）
枠交換	8,000	矯正用レンズ（6 D以上10 D未満）交換	6,450	遮光矯正用 レンズ交換	11,100
矯正用レンズ （6 D未満）交換	5,100	矯正用レンズ（10 D以上）交換	8,400		
備考	枠はセルロイド製を原則とすること。 矯正用レンズ、遮光矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200 円増しとすること。				

※枠はセルロイド製を原則とすること。

※価格は、一枚当たりの価格。

※矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200 円増しとすること。

【留意点】

■視野欠損のみの障害者に対する矯正眼鏡の支給決定

身体障害者手帳上、視野欠損のみの認定者に対して、眼鏡（矯正用）は支給決定出来ません。

視野欠損と視力障害は基本的には別の障害であるので、眼鏡（矯正用）を支給決定するには、手帳上、視力障害が認定されている必要があります。

6 聴覚障害者のための補装具

(1) 補聴器

対象となる障害

聴覚障害者

障害の状態

会話や音の聴取が困難な状態をいいます。

基本要件

聴覚に障害があり、補聴器の装用により聴能の改善が見込まれる者が対象です。

用具の解説

難聴を補うために音を増幅する携帯型の器具。補装具の購入基準上では8区分に分類されます。

基本構造等

名称	基本構造	附属品	価格（円）	耐用年数（年）	備考
高度難聴用 ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ① JIS C 5512-2000 による。90 デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140 デシベル未満のもの。90 デシベル最大出力音圧のピーク値が125 デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。	電池 イヤモールド	34,200	5 年	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。 身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は、240 円増しとすること。 平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 重度難聴用耳かけ型で FM 型受信機、オーディオシュー、FM 型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は2,000 円を加算すること。
高度難聴用 耳かけ型	② JIS C 5512-2015 による。90 デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130 デシベル未満のもの。90 デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が120 デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。		43,900		

名称	基本構造	附属品	価格（円）	耐用年数（年）	備考
重度難聴用 ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ① JIS C 5512-2000 による。90 デシベル最大出音圧のピーク値の表示値が 140 デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。	電池 イヤモールド	55,800	5 年	
重度難聴用 耳かけ型	② JIS C 5512-2015 による 90 デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が 130 デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。		67,300		
耳あな型 （レディメイド）	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	87,000		
耳あな型 （オーダーメイド）		電池	137,000		
骨導式 ポケット型	IEC 60118-9（1985）による。90 デシベル最大フォースレベルの表示値が 110 デシベル以上のもの。	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	70,100		
骨導式眼鏡型		電池 平面レンズ	120,000		

【留意点】

- ①両耳による最高語音明瞭度が50%以下の者で、補聴器にて語音明瞭度の改善が図られる場合は、高度難聴用等の補聴器の対象となる。
- ②職業上、教育上必要とする場合で、更生相談所が必要と判定した場合には、両耳装用が認められる。(2個支給)

高度難聴耳かけ型



重度難聴耳かけ型



耳あな型



イヤモールド



シェル

カナル

ポケット

ポケット型



(高度)

(重度)

修理価格

修理部位	価格 (円)	備考
耳あな型シェル交換 (レディメイド)	6,300	
耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	26,400	
耳あな型スイッチ交換	3,150	
耳あな型テレホンコイル交換 (レディメイド)	8,400	
耳あな型テレホンコイル交換 (オーダーメイド)	12,700	
耳あな型極板交換	1,050	
耳あな型ボリューム交換 (レディメイド)	8,400	
耳あな型ボリューム交換 (オーダーメイド)	11,600	
耳あな型マイクロホン交換 (レディメイド)	13,500	
耳あな型マイクロホン交換 (オーダーメイド)	15,950	
耳あな型レシーバー交換 (レディメイド)	14,200	
耳あな型レシーバー交換 (オーダーメイド)	20,000	
耳あな型抵抗交換 (レディメイド)	2,100	
耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	8,900	
耳あな型コンデンサ交換 (レディメイド)	2,100	
耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	8,900	
耳あな型電池ホルダー交換 (レディメイド)	1,050	
耳あな型電池ホルダー交換 (オーダーメイド)	1,550	
耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	6,300	
耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	9,500	
耳あな型サスペンション交換	890	
耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	31,700	
耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	42,200	
耳かけ型ケース組立交換	3,750	
耳かけ型スイッチ交換	4,500	
耳かけ型テレホンコイル交換	2,550	
耳かけ型極板交換	1,470	
耳かけ型ボリューム交換	6,450	
耳かけ型マイクロホン交換	11,810	
耳かけ型レシーバー交換	12,120	
耳かけ型トリマー交換	1,900	
耳かけ型フック交換	620	
耳かけ型電池ホルダー交換	1,000	
耳かけ型耳栓組立交換	600	
耳かけ型サスペンション交換	640	
耳かけ型アンプ組立交換	29,880	
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150	
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300	
重度難聴用イヤホン交換	5,490	
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000	
重度難聴用コード交換	1,800	
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	40,400	
眼鏡型ケース組立交換	9,400	

修理部位	価格 (円)	備考
眼鏡型スイッチ交換	3,450	
眼鏡型テレホンコイル交換	3,300	
眼鏡型極板交換	1,400	
眼鏡型ボリューム交換	4,580	
眼鏡型マイクロホン交換	13,900	
眼鏡型骨導子交換	16,400	
眼鏡型アンプ組立交換	23,100	
眼鏡型アンプ組立交換 (送信用)	35,200	
眼鏡型アンプ組立交換 (受信用)	54,700	
眼鏡型ブランク (空つる) 交換	4,350	
眼鏡型テンブル (補助つる) 交換	3,100	
眼鏡型フロント (前枠) 交換	9,500	
眼鏡型平面レンズ交換	3,600	
ポケット型ケース組立交換	5,400	
ポケット型クリップ交換	1,200	
ポケット型スイッチ交換	3,500	
ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
ポケット型極板交換	1,350	
ポケット型ボリューム交換	4,580	
ポケット型マイクロホン交換	5,400	
骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500	
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150	
ダンパー入り耳かけ型フック交換	960	
FM 型受信機交換	80,000	
FM 型操作用基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
FM 型用ワイヤレスマイク交換 (充電電池を含む。)	98,000	
FM 型トリマー基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
FM 型アンプ組立交換 (受信用)	48,000	旧周波数帯用のもの。
FM 型受信回路組立交換	46,000	
FM 型アンテナ交換	5,000	旧周波数帯用のもの。
FM 型水晶振動子交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
FM 型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000	旧周波数帯用のもの。
FM 型用ワイヤレスマイク ID 基板組立交換	14,000	旧周波数帯用のもの。
FM 型受信機ケース (端子) 交換	5,000	
FM 型受信機スイッチ交換	4,000	
FM 型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	
FM 型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000	
FM 型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	
FM 型用ワイヤレスマイク充電電池交換	5,000	
FM 型用ワイヤレスマイク充電用 AC アダプタ交換	3,500	
FM 型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	
イヤモールド交換	9,000	
コンセント交換	830	
IC 回路交換	4,550	
イヤホン交換	3,170	
コード交換	680	

修理部位	価格（円）	備考
トランジスター又はダイオード交換	2,050	
抵抗交換	2,050	
コンデンサ交換	2,050	
トランス交換	1,900	
オーディオチュー交換	5,000	

用語の解説

デシベル（dB）

音の大きさ、増幅度（音響利得）、難聴の程度を表すのに用いられる尺度で難聴の程度を聴力レベル（正常値の何倍の大きさにすれば正常耳と同じ大きさに聞こえるか）何デシベルと表現します。また補聴器では音圧レベルとして用い、増幅量や出力レベルに用います。

イヤモールド

樹脂を用いて、耳の形状に合わせて作られるオーダーメイドの耳栓。補聴器の耳穴への適合性を高め、ハウリング（音漏れ）を防ぎます

【留意点】

差額自己負担について

- 1 障害者本人が希望する補聴器の名称と更生相談所の判定が異なる場合であっても、基本構造が同一範囲内の補聴器であれば、差額自己負担を条件として支給の対象とすることは差し支えありません。なお、基本構造が同一範囲内の補聴器であれば、必要に応じてポケット型と耳かけ型の選択は差額自己負担なしで可能です。

基本構造が同一範囲内の補聴器とは、次のものをいいます。

高度難聴用ポケット型又は耳かけ型・耳あな型（レディメイド）・耳あな型（オーダーメイド）

重度難聴用のポケット型と耳かけ型

骨導式ポケット型・骨導式眼鏡型

2 差額自己負担による支給決定例

①更生相談所の判定が高度難聴用ポケット型か高度難聴用耳かけ型の場合

障害者本人が希望すれば、耳あな型（レディメイド）及び耳あな型（オーダーメイド）のいずれも支給決定が可能。

②更生相談所の判定が耳あな型（レディメイド）の場合

障害者本人が希望すれば、耳あな型（オーダーメイド）の支給決定が可能となる。

3 修理する場合の取扱い

差額自己負担することにより支給決定された補聴器の修理について、基準額で対応できない事態が生じた場合の修理についても、差額自己負担で対応すること。

- 4 障害者本人が強く希望する補聴器であっても、障害の状況によっては十分な補聴効果が得られない場合や、補聴器の操作を適切に行うことができない場合等も想定されるので、差額自己負担による支給決定を行う場合は、障がい者の生活状況や障害の程度を明確にするとともに、処方医師や補聴器業者との協議・検討を十分に行うこと。

7 重度障害者用意思伝達装置

(1) 重度障害者用意思伝達装置

対象となる障害

両上下肢機能障害及び音声・言語機能障害者（児を含む）

難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者（児を含む）

基本要件

重度の両上下肢及び音声・言語機能の障害により意思の表出を行うことができない者です。

ただし、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給を行うように配慮する必要があります。

なお、ここで「急速な進行」とされているように、極端な早期支給にならないように留意することが必要で、あくまでも間もなく「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者」又はそれに近い状態になると、専門医（神経内科医等）が診断した場合に対象となる障害状況と考えられます。一つの目安としては、毎年更新が必要な難病医療受給者証の更新時に専門医を受診したときに、次回更新（1年後）までには、必要な状態になると判断されることが妥当だといえます。

適応者

ALS等の神経筋疾患（難病）をはじめ、脳血管障害や脳性麻痺等により両上下肢機能全廃及び音声・言語機能を喪失した者又はこれに準ずる者（急速な進行により、間もなく喪失状態同等になると診断された進行性神経筋疾患（難病）患者等を含む）、であって、重度障害者用意思伝達装置を用いなければコミュニケーションを図ることができず、かつ当該機器を使用する意欲と能力を有する者が適応します。

障害者手帳を持たない難病患者も対象であることに加え、指針では障害等級を定めていませんので、障害等級等での一律の基準ではなく、個々の申請者の状況で対象者となりうるか判断されます。

借受け

平成30年4月より、重度障害者用意思伝達装置は、省令の定める場合には「借受け」に要する費用も支給対象となりました。従来の購入の対象となるか、借受けの対象となるかについては、本ガイドブック第3章を参考に、適切な判断が必要です。

なお、一般社団法人日本リハビリテーション工学協会（編）の「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン（<http://www.resja.or.jp/com-gl/>）に詳細な要件が解説されていますので、それを参考にするといよいでしょう。

基本構造等

<購入基準>

種目	名称	基本構造	付属品	価格(円)	耐用年数	備 考
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	143,000	5	ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタとして構成されたもの。その他、障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。 簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		簡易な環境制御機能が付加されたもの	上と同じ。	191,000		
		高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	450,000		
		通信機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ。			
	生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000		

<借受け基準>

種目	名称	基本構造	付属品	価格(円)	備 考
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	3,570	ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタが、一体的なシステムとして構成されたものであること。 簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 生体現象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。
		簡易な環境制御機能が付加されたもの。	上と同じ。	4,770	
		高度な環境制御機能が付加されたもの。	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	11,250	
		通信機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ。		
	生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	11,250	

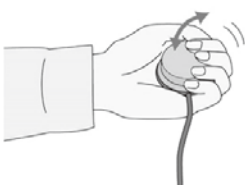
<補装具費支給事務取扱指針における対象者（例）>

種目	名称	対象者
重度障害者用意思伝達装置	全般	重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者。
	文字等走査入力方式 (簡易なもの)	操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者、もしくはモバイル使用を希望する者。
	文字等走査入力方式 (簡易な環境制御機能もしくは高度な環境制御機能が付加されたもの)	独居等日中の常時対応者（家族や介護者等）が不在などで、家電等の機器操作を必要とする者。
	文字等走査入力方式 (通信機能が付加されたもの)	通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。
	生体現象方式	筋活動（まばたきや呼吸等）による機器操作が困難な者。

<修理基準>

種目	形式	修理部位	価格（円）	備考
重度障害者用意思伝達装置		本体修理	50,000	
		固定台（アーム式またはテーブル置き式）交換	30,000	
		固定台（自立スタンド式）交換	50,820	
		入力装置固定具交換	30,000	
		呼び鈴交換	20,000	
		呼び鈴分岐装置交換	33,600	
		接点式入力装置（スイッチ）交換	10,000	
		帯電式入力装置（スイッチ）交換	40,000	触れる操作で信号入力可能なタッチセンサーコントロールであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,000円、ピンタッチ式先端部は6,300円増しとすること。
		筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000	
		光電式入力装置（スイッチ）交換	50,000	
		呼吸式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	35,000	
		圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	38,000	
		空気圧式入力装置（スイッチ）交換	38,000	感度調整可能なセンサーを使用するものに限る。
		視線検出式入力装置（スイッチ）交換	180,000	
		遠隔制御装置交換	21,000	

入力装置（スイッチ）の例



接点式入力装置



帯電式入力装置



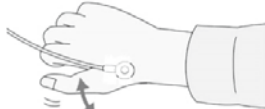
筋電式入力装置



光電式入力装置



呼気式（吸気式）入力装置



圧電素子式入力装置



空気圧式入力装置

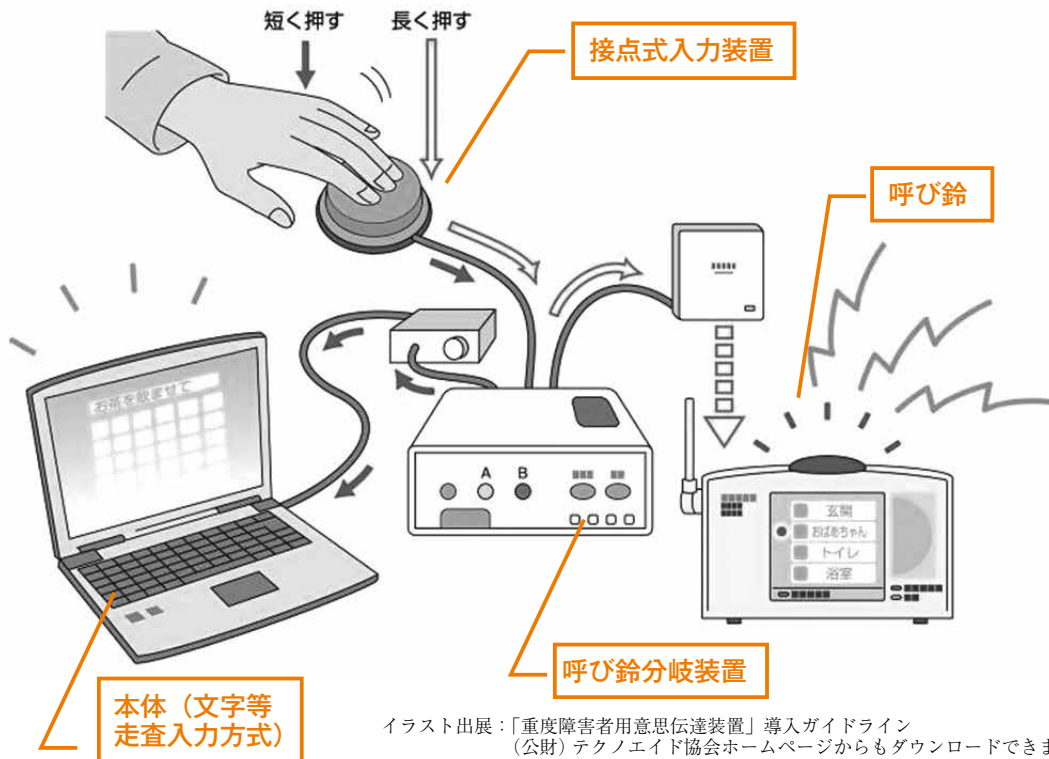


視線検出式入力装置

※後付け式の視線検出式入力装置（スイッチ）は、複数の価格帯の製品があるため、基準額を上限として適切なものを選択し、適正価格を支給するように判断することに留意が必要です。

イラスト出典：（一社）日本リハビリテーション工学協会
<http://www.resja.or.jp/com-gl>

装置の構成例



イラスト出展：「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン
 （公財）テクノエイド協会ホームページからもダウンロードできます。
 (http://www.techno-aids.or.jp/research_reporet.html)

留意事項

重度障害者用意思伝達装置は、ソフトウェアの対応で言語機能が代替される専用機器です。これには、専用に作られた筐体を有する装置のみならず、組み込み装置としてパソコン（PC）を専らその用途に供する装置もあります。そのため、PCを用いた装置の場合、補装具（重度障害者用意思伝達装置）に該当するのか、一般的なPC利用として特殊な入出力装置部分が日常生活用具（情報通信支援用具）に該当するのか、公正適切に判断することが必要になります。

そのほか、特例補装具としての判断や、借受けに関する判断において留意すべき事項が多くあります。

(2) 基準（専用機器の各名称（方式））に合致するかの判断上の留意点

文字等走査入力方式

専用機器は、専用に作られた筐体を有する装置のみならず、不可分な組み込み装置として専らその用途に供するPCであるため、他の用途で利用することは認められないと考えるのが妥当です。また、主たる構成要素であるPCに要求される性能は、装置の動作のために必要な性能であり、過剰な性能や、利用者の要求に合わせて変更・選択できるものではありません。

利用者がPCやその性能を選択できるのであれば、それは専用装置として不可分な構成とはいえ、PCとして他のアプリケーションソフトの操作を行うことができるのであれば、日常生活用具の情報通信支援用具の範疇になります。

文字等の入力（選択・確定）に必要な入力装置（スイッチ）は、修理基準の中から適切なものを選択して付属品とし、必要に応じで交換（修理）が必要になります。入力装置（スイッチ）は、購入のみで借受けの対象にはなりません。借受けの対象となるのは本体のみです。

なお、視線入力は、平成30年4月より、修理基準の中に「視線検出式入力装置（スイッチ）交換」が規定され、文字等走査入力方式における入力装置の一つとして対応することになります。

生体現象方式

指針に示された対象者例から、筋活動は「運動機能としての外見的变化が確認できる活動」となり、それをふまえると生体現象は『利用者の意思による内面的変化として「はい・いいえ」の表出を、脳波や血液量等の筋活動以外で随意にコントロールできる生体信号』といえます。

このとき、「はい・いいえ」の判定は、必ずしも、文字等走査入力方式において用いられる入力装置（スイッチ）のような即応性がなくても、相手に伝わる（相手が確認できる）ように、画面やブザー等で出力できることが装置の要件といえ、加えて、その出力が電気信号として取り出すことができれば、外部の呼び鈴等の操作が可能になります。

なお、このとき、「はい・いいえ」の判定に即応性があり、繰り返し得られる場合は、文字

等走査入力方式の入力装置として利用することも理論的には可能です。しかし、長文作成のために相当数繰り返すことが困難な場合が多いと考えられます。

(3) 特例補装具費の支給を行う場合の留意点

ソフトウェアのみの支給

専用機器として供給される装置以外に、利用者が所有する（または自費で別途購入する）PCに意思伝達装置の機能を有するソフトウェアをインストールして利用する場合、本体を意思伝達装置として利用するだけでなく、PCとしての汎用的（多目的）な利用も想定している場合には、「専用機器」に該当しないため、本来は日常生活用具の範疇です。

しかしながら、専用の意思伝達装置を別途用意し、切り替えながらの併用は合理的でなく、入力装置（スイッチ）交換等のための評価が必要な場合には、ソフトウェアにかかる購入費用を、特例補装具費として対応することも考えられます。（操作スイッチ類等は通常の支給が可能です。）

これに類する申請は、比較的多いものと予想されます。手続き上は特例補装具費であっても、適合判定等で問題なければ、特例審査会を省略して速やかに支給できるように、要項等で手順を定めておくことも有効です。

一体型の視線入力を行う装置

これまで、特例補装具費として支給されていた視線入力により意思伝達を行う装置は、前記のように基準に組み込まれたことから、通常の補装具費としての支給対象となります。しかし、一体型の場合は、その基準額（本体価格＋入力装置価格の積算額）を大きく超えることになります。この際、申請者にとって一体型が真に必要であり、それが最も合理的と考えられるならば、特例補装具費としての支給対象になる可能性があります。個々の申請者の環境から適切な判断が求められます。

本体の故障に伴う修理

本体としてのパソコン自体が故障した場合、著しい故障・破損等であれば、再支給が可能です。本体装置の一部（ハードディスクなど）の破損のように、確実に修理でき、本体の再交付より修理をしたほうが真に合理的・効果的であると判断される場合は、修理基準額を超える修理費であっても特例補装具費として支給して差し支えないといえます。

ただし、ソフトウェアのみが支給されている場合や、専用機器と見なされる場合であっても、意思伝達装置機能の動作に影響しない機能の故障であれば、その部分是对象外（自費修理）とすることが妥当と考えられます。

(4) 借受けを行う場合の留意点

重度障害者用意思伝達装置の借受けが適当と認められる場合、

- ・ 病状の進行により装置の見直しを伴う支給
- ・ ALS 患者に対する早期支給
- ・ 幼小児における言語獲得状況に応じた装置の見直しを伴う支給

等が考えられます。言いかえると、病状の進行が急速でない疾患や障害の場合で、長期間にわたり継続して本体の利用が見込まれる場合には、借受けではなく、従前通り、購入に要する費用の支給が妥当と思われます。これは、その時の身体状況のみではなく、主治医意見書等で確認することが必要で、それが確認できるような意見書の作成を依頼することもあります。

借受け期間は1年以内とされていますが、その期間の終了時に引き続き借受けが適当と判断される場合には、再度1年以内の借受け費の支給決定を行うことは差し支えありません。ただし、継続して借受けの対象となる場合には、真に利用できることを確認するとともに、不具合があれば、その改善も必要です。このとき、入力装置（スイッチ）の交換（修理）が必要であれば、修理基準を適用して購入に要する費用を支給することになります。

8 その他の肢体不自由者用補装具

(1) 歩行器

対象となる障害

- 下肢機能障害者
- 体幹機能障害者
- 平衡機能障害者
- 難病患者等のうち、上記相当の身体障害がある者

障害の状態

歩行障害があり、支持が必要な状態をいいます。

基本要件

杖などでは歩行能力の改善が見込まれない者で、歩行器の支持で自力移動ができる者が対象です。

用具の説明

- ①杖だけでは、重心が不安定となり立位や歩行が困難な者の歩行補助のために用いられる用具。
- ②主体の材質としては、金属製パイプの組合せにより構成されているものであり、車輪付の二輪型、三輪型、四輪型及び六輪型と車輪を有しない固定型及び交互型に分類される。
- ③車輪付のものは、段差がある環境では使用困難である。

基本構造等

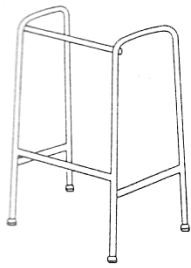
<購入基準>

名 称		対象者・要件等	適 応 例	基 本 構 造	価格 (円)	耐用年数
六 輪 型		四肢、体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、他の歩行器では安定走行に支障があるもの又は、室内の環境等により狭い場所での旋回が必要となるもの。		前二輪、中二輪、後二輪の六輪車で、前輪は自在輪	63,100	5年
四輪型	腰掛つき	四肢、体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、肘掛けと腰掛けが必要なもの。	把持能力の不十分な者が適応となる。立位耐久性が著しく低い者には腰掛けつきが適応となる。	前二輪、後二輪の四輪車で、前輪は自在車輪	39,600	
	腰掛なし	四肢、体幹の筋力低下などにより立位保持が困難な者で、肘掛けを必要とするもの。			39,600	

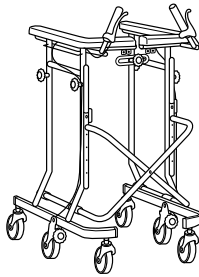
名 称	対象者・要件等	適 応 例	基 本 構 造	価 格 (円)	耐用年数
三輪型	下肢、体幹の筋力低下などがあるが、上肢機能は比較的保たれておりハンドルを握ることでバランスが保たれ、速度調整などを安全にできる者。	把持能力の比較的良好な者が適応となる。	前一輪、後二輪の三輪車で、前輪は自在車輪	34,000	
二輪型	四点の支持で安定が得られる者で、上肢の筋力低下等があり、軽い抵抗で操作できる者。		前二輪、後固定式の脚を有するもの	27,000	
固定型	下肢への荷重は難しいが上肢機能が比較的良く、四点支持により直立姿勢を保てる者。		四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの	22,000	
交互型	- 体幹の障害がある者で、体幹の回旋運動に乏しく歩行パターンの獲得を必要とする者。 - 下肢への荷重は難しいが上肢機能が比較的良く、四点支持にて直立姿勢を保てる者。	歩行器を持ち上げて歩行できるだけの上肢機能とバランス能力のある者が適応となる。	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの	30,000	
備考	四輪型（腰掛なし）→ サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは 61,000 円加算。後方支持型のものは 21,000 円加算。 高齢者の歩行補助具として「シルバーカー」が普及しているが、機能障害により歩行に補助が必要な場合には、歩行器（歩行車を含む）を用いる方が安全と思われるので、危険性が認められる場合には更生相談所に助言を求めること。安易にシルバーカーを支給するのは適当ではない。				

＜借受け基準＞

種目	名称	基本構造	価 格 (円)	備 考
歩行器	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	1,570	
	四輪型（腰掛つき）	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	990	
	四輪型（腰掛なし）	上と同じ。	990	サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、1,520 円増しとすること。後方支持型のものは、520 円増しとすること。
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	850	
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。	670	
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。	550	
	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。	750	



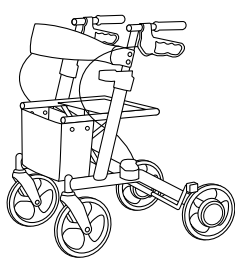
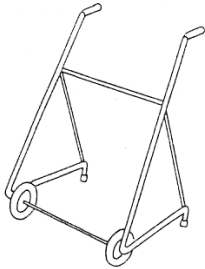
固定型



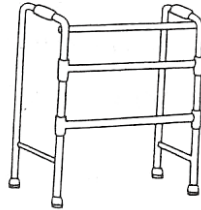
六輪型



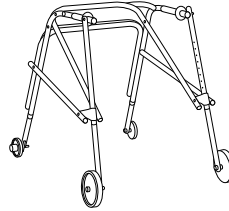
四輪型

子供用座付歩行器
(SRC ウォーカー)

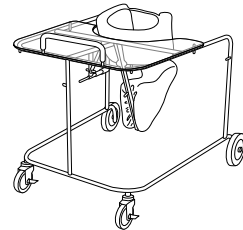
二輪型



交互型



後方支持型



修理価格

修理部位	価格	備考
キャスター（大）交換	7,400	
キャスター（小）交換	3,700	
腰掛交換	4,850	
肘当交換	7,200	
ブレーキ交換	14,200	
グリップ交換	1,850	
塗装	8,500	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。

（2）歩行補助杖

対象となる障害

- 下肢機能障害者
- 体幹機能障害者
- 平衡機能障害者
- 難病患者のうち、上記相当の身体障害がある者

障害の状態

歩行障害があり、支持が必要な状態をいいます。

基本要件

上記障害があり、杖を使うことにより歩行能力の改善が見込まれる者に適応されます。

対象者

比較的障害の程度が軽度であり、歩行補助杖の使用により歩行機能が補完される者が対象です。

基本構造等

名称	基本構造	付属品	価格（円）	耐用年数	備考
松葉づえ	主体—木材（十分な強度を有するもの） 脇当—スポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー 外装—ニス塗装 A 普通型 B 伸縮型	夜光材	A 3,300 B 3,300	2年	夜光材付とした場合は、 410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。 価格は1本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。
	主体—軽金属 脇当—合成軟質樹脂 握り部分—合成軟質樹脂 外装—塗装なし A 普通型 B 伸縮型		A 4,000 B 4,500	4年	
カナディアン・クラッチ	主体—アルミニウム、鋼管 上部4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。 腕支持器—アルミニウム鋳物及びステンレス鋼板 握り部分—アルミニウム鋳物及びゴム 外装—塗装なし	夜光材	8,000	4年	
ロフストランド・クラッチ	カナディアン・クラッチに準ずる。	夜光材	8,000	4年	
多点杖	つえの下部に三本以上の脚を有するもの。 主体—軽金属 外装—塗装なし	夜光材	6,600	4年	
プラットホーム杖	カナディアン・クラッチに準ずる。	夜光材	24,000	4年	

修理価格

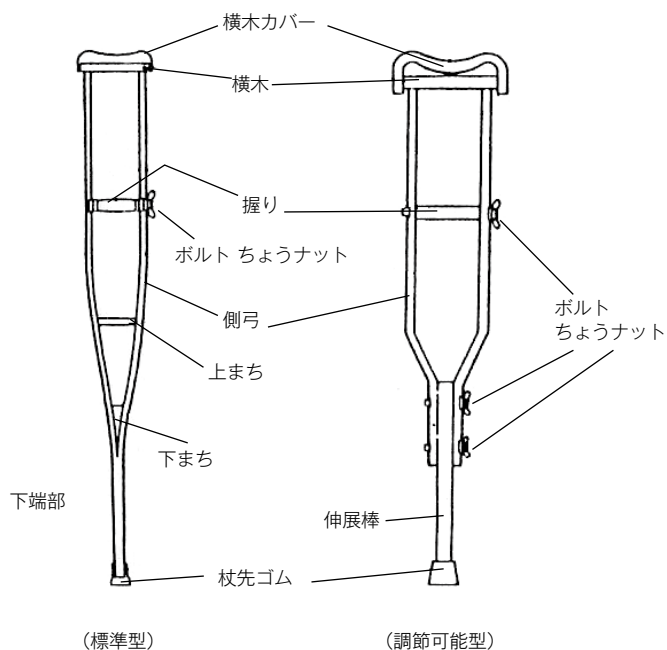
修理部位	価格（円）	修理部位	価格（円）
脇当交換	1,450	凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,000

【留意点】

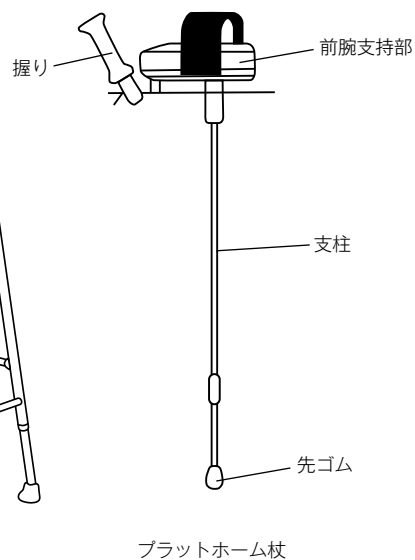
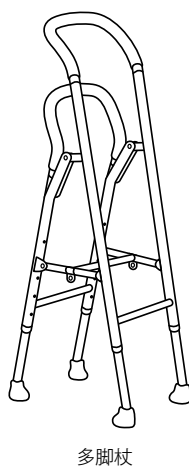
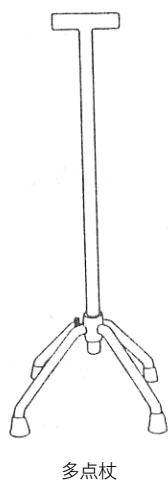
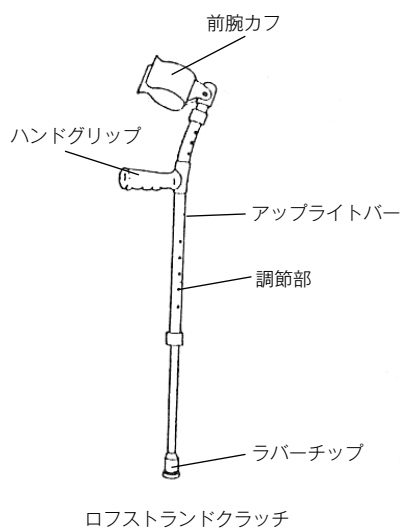
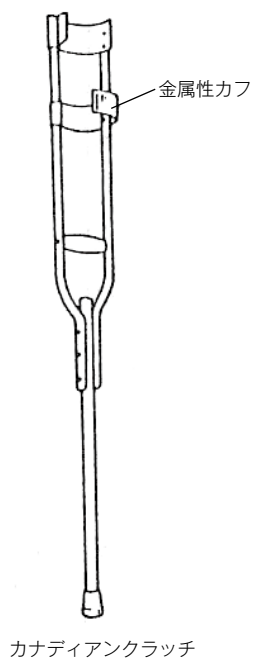
車椅子及び電動車椅子（付属品を含む）、歩行器、歩行補助杖（一本杖を除く）については、介護保険法対応者であれば障害者総合支援法の補装具費支給制度より介護保険法の貸与が優先されます。

ただし、医師や更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目についても、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象となります。

歩行補助杖に限りませんが、福祉用具には耐荷重があります。例えば、体重が重くて130Kg以上の方の歩行補助杖では対応が困難な場合には、オーダーメイドで補強して支給することも考えられますので、製品の耐荷重を確認することも重要です。



松葉杖



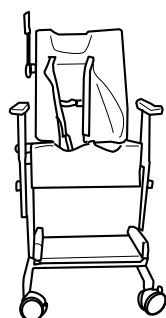
9 障害児に係わる補装具

<購入基準>

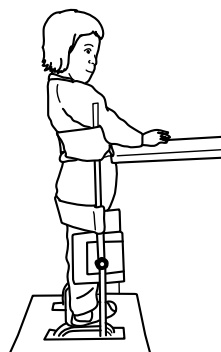
種目	基本構造	価格（円）	耐用年数	備考
座位保持椅子	機能障害の状況に適合させること。 主材料：木材、アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外装：ニス塗装	24,300	3	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は 5,600 円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合 は 5,000 円増しとすること。 車載用のものは 40,700 円増しと すること。
起立保持具	機能障害の状況に適合させること。 箱形とすること。 主材料：木材 外装：ニス塗装	27,400	3	障害児に限る。
頭部保持具	座位保持椅子等に装着して用いるもの で、頭部を固定する機能を有するもの。	7,100	3	障害児に限る。
排便補助具	普通便所で排便が困難な場合に用い、 座位排便が容易となるよう機能障害の 状況に適合させること。 主材料：木材 外装：ペンキ塗装	10,000	2	障害児に限る。

<借受け基準>

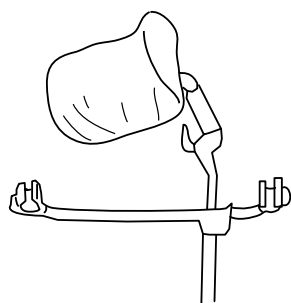
種目	基本構造	価格（円）	備考
座位保持椅子	機能障害の状況に適合させること。 主材料：木材 アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外 装：ニス塗装	1,010	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は、170 円増し とすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は、120 円 増しとすること。 車載用のものは、840 円増しとすること。



座位保持椅子



起立保持具



頭部保持具



排便補助具

Close Up Q&A

Q

平成 22 年度改正で、座位保持椅子の交付について、車載用として交付する場合の加算が付加されましたが、どのような座位保持椅子が加算できる対象範囲となりますか

A

一般の児童を対象とする市販のチャイルドシートでは対応できないような車載用の座位保持椅子について加算（支給）の対象としているものです。しかしながら、オーダーメイドに限定するものではなく、仮にレディメイドであったとしても、個々の障害の状況等に対応できるもの（オーダーメイドに準じたもの）であれば補装具として支給することは差し支えありません。

資料編

参考 1	関連ホームページ	242
参考 2	連絡先一覧	245

参考 1 関連ホームページ

■厚生労働省

○各種告示、通知等

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉
> 福祉用具

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yogu/index.html



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大 検索 調べたい語句を入力してください 検索

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 福祉用具

福祉・介護 福祉用具

1 補装具費支給制度

- (1)制度の概要
- (2)サービスの利用方法
- (3)利用者負担
- (4)告示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(1,777KB)
- (5)通知
 - 補装具費支給事務取扱指針(3,491KB)
 - 義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領(3,791KB)
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)に係る完成用部品の指定について(1,830KB)
 - 電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領(128KB)
 - (6)補装具関連Q&A
 - (7)補装具評価検討会
 - (8)事務連絡
 - H28年度、義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品の指定申請等に係る説明会の開催について(226KB)
 - H29 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品の指定申請について(148KB)
 - データ標準化ソフトにおける補装具種目名称別コード一覧表(平成29年11月1日版)の公開について(114KB)
 - 補装具種目名称別コード一覧表(340KB)

2 政制について

- 分野別の政策一覧
 - ▶ 健康・医療
 - ▶ 子ども・子育て
 - ▶ 福祉・介護
 - 障害者福祉
 - 生活保護・福祉一般
 - 介護・高齢者福祉
 - ▶ 雇用・労働
 - ▶ 年金
 - ▶ 地方自治の取り組み
- 組織別の政策一覧
 - 各種助成金・奨励金等の制度
 - 審議会・研究会等
 - 国会会議録

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準
- 補装具費支給事務取扱指針
- 義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）に係る完成用部品の指定について
- 電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領
- 補装具の種目名称別コード

※平成30年3月時点

○補装具の購入・修理に係る申請・決定件数、金額、福祉行政報告例

ホーム > 統計情報・白書 > 各種統計調査 > 厚生労働統計一覧 > 福祉行政報告例

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>



厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

統計情報・白書

福祉行政報告例

お知らせ

- 生活保護関係については、平成24年度以降は、生活保護調査に統合しました(被保護者調査のホームページへ移動します)

調査の概要

- 調査の目的
- 調査の根拠法令
- 抽出方法
- 調査票
- 調査の方法
- 調査の沿革
- 調査の対象
- 調査事項
- 調査の組織

調査の結果

- 結果の概要 (2012年2月28日)
- 集計・統計方法
- 正確性検証
- 利用事例
- 用語の解説
- 利用上の注意
- 統計表一覧(政府統計の総合窓口e-Statホームページへ移動します)

統計情報・白書

- 各種統計調査
- 統計調査実施のお知らせ
- 最近公表の統計資料
- 厚生労働統計一覧
- 統計要覧一覧
- 統計情報をご利用の方へ
- 統計について知りたい
- 統計関連サイトリンク
- 白書・年次報告書

オーダーメイド集計・匿名データ提供

政府統計の統一ロゴタイプ

※平成 30 年 3 月時点

○障害者総合支援法の対象疾病（難病等）

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hani/



厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

政策について

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）

1 概要

- 平成26年12月まで
- ①障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について[190KB]
- ②周知用リーフレット[146KB]
- 平成27年6月まで
- ①障害者総合支援法の対象となる難病等について[310KB]
- ②周知用リーフレット[710KB]
- 平成29年3月まで
- ①障害者総合支援法の対象となる難病等について[561KB]
- ②周知用リーフレット[369KB]
- 平成29年4月から
- ①障害者総合支援法の対象となる難病等について[1,134KB]
- ②周知用リーフレット[1,443KB]
- ③難病名に基づく指定難病と障害者総合支援法の「特殊の疾病」で異なる疾病名を用いているもの[378KB]
- ④疾病名の表記を変更したもの(新旧対照表)[98KB]

政策について

- 分野別の政策一覧
- 健康・医療
- 子ども・子育て
- 福祉・介護
- 障害者福祉
- 生活保護・福祉一般
- 介護・高齢者福祉
- 雇用・労働
- 年金
- 世帯の取組・給付
- 高齢者の政策一覧

※平成 30 年 3 月時点

■テクノエイド協会

○厚生労働省からの告示・通知等

http://www.techno-aids.or.jp/mhlw_notice.shtml



ATA 公益財団法人テクノエイド協会 The Association for Technical Aids(ATA) Welcome to association for technical aids' home page

サイト内検索 検索 協会紹介 アクセス リンク・著作権・免責事項 個人情報保護方針 情報公開 賛助会員 リンク集

お知らせ NEW! 太橋謙策理事長の動向コーナー 一覧を表示 >

- 2018.03.01 【外部リンク】「ロボット介護機器の利活用セミナー」開催のお知らせ
- 2018.03.01 福祉用具情報システム (TAIS) 最新情報 (平成30年2月分) を更新しました
- 2018.02.26 平成30年度 可搬型階段昇降機安全指導員講習 (基礎講習) 開催要項 (東京会場) を掲載しました。

設立30周年記念フォトコンテスト「福祉用具と笑顔」入賞作品について

福祉用具ニーズ情報収集・提供システム パンフレットはこちらから

2017.11.21 「シニア・ニーズマッチング交流会2017」のパンフレットを掲載しました。

介護ロボット等導入支援特別事業 (平成27年度補正予算)

ロボット介護推進プロジェクト (平成25年度経済産業省補正予算)

補聴器関係はこちら

- 認定補聴器技能者養成事業システム
- 認定補聴器専門店認定システム
- 補聴器販売店検索システム

NEW!!

福祉用具プランナー情報システム

福祉用具臨床の評価事業

厚生労働省からの告示、通知等

各種検索／閲覧 お役立ち情報

○完成用部品データベースシステム

※完成用部品の詳細情報や写真の検索ができます。

<http://www1.techno-aids.or.jp/search/index.php>



義肢装具等完成用部品情報提供システム ATA 公益財団法人テクノエイド協会 The Association for Technical Aids(ATA)

文字サイズ: 大 中 小

義肢装具等完成用部品検索画面

●カテゴリ検索

殻構造義肢 骨格構造義肢 装具 座位保持装置

●企業一覧

企業一覧

厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンター研究所、公益財団法人テクノエイド協会

所 属	〒	所 在 地	電話番号	FAX 番号
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室	100-8916	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111	03-3503-1237
国立障害者リハビリテーションセンター研究所	359-8555	埼玉県所沢市並木 4-1	04-2995-3100	04-2995-3132
公益財団法人テクノエイド協会	162-0823	東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4 階	03-3266-6883	03-3266-6885

全国の身体障害者更生相談所

地 区	名 称		電話番号
	〒	所 在 地	FAX 番号
北海道・東北地区	北海道	北海道立心身障害者総合相談所	TEL 011-613-5401
		064-0944 札幌市中央区円山西町 2-1-1	FAX 011-613-4892
	青森	青森県障害者相談センター	TEL 0172-32-8437
		036-8356 弘前市大字下白銀町 14-2	FAX 0172-34-6167
	岩手	岩手県福祉総合相談センター	TEL 019-629-9613
		020-0015 盛岡市本町通 3-19-1	FAX 019-629-9619
	宮城	宮城県リハビリテーション支援センター	TEL 022-784-3589
		981-1217 名取市美田園 2-1-4 (まなウェルみやぎ内)	FAX 022-784-3593
	秋田	秋田県福祉相談センター	TEL 018-831-2301
		010-0001 秋田市中通 2-1-51 明徳館ビル 1F	FAX 018-831-2306
	山形	山形県福祉相談センター	TEL 023-627-1197
		990-0031 山形市十日町 1-6-6	FAX 023-627-1114
	福島	福島県障がい者総合福祉センター	TEL 024-521-2824
		960-8670 福島市杉妻町 2-16 福島県庁北庁舎 1 階	FAX 024-521-2873
関東甲信越地区	札幌市	札幌市身体障害者更生相談所	TEL 011-641-8852
		063-0802 札幌市西区二十四軒 2 条 6-1-1	FAX 011-641-8686
	仙台市	仙台市障害者総合支援センター	TEL 022-771-6511
		981-3133 仙台市泉区泉中央 2 丁目 24-1	FAX 022-371-7313
	茨城	茨城県福祉相談センター	TEL 029-221-4150
		310-0005 水戸市水府町 864-16	FAX 029-221-4536
	栃木	とちぎリハビリテーションセンター	TEL 028-623-7010
		320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1	FAX 028-623-7255
	群馬	群馬県心身障害者福祉センター	TEL 027-254-1010
		371-0843 前橋市新前橋町 13-12	FAX 027-254-2299
	埼玉	埼玉県総合リハビリテーションセンター	TEL 048-781-2222
		362-8567 上尾市西貝塚 148-1	FAX 048-781-2218
	千葉 (中央)	千葉県中央障害者相談センター	TEL 043-291-6872
		266-0005 千葉市緑区菅田町 1-45-2	FAX 043-291-8488
	千葉 (東葛飾)	千葉県東葛飾障害者相談センター	TEL 04-7165-2422
		270-1151 我孫子市本町 3-1-2	FAX 04-7165-2423
	東京	東京都心身障害者福祉センター	TEL 03-3235-2961
		162-0823 新宿区神楽河岸 1-1	FAX 03-3235-2959
	神奈川	神奈川県立総合療育相談センター	TEL 0466-84-5700
		252-0813 藤沢市亀井野 3119	FAX 0466-84-2970
	新潟 (中央)	新潟県中央身体障害者更生相談所	TEL 025-381-1111
		950-0121 新潟市江南区亀田向陽 4-2-1	FAX 025-381-8939
	新潟 (新発田)	新潟県新発田身体障害者更生相談所	TEL 0254-26-9131
		957-8511 新発田市豊町 3-3-2	FAX 0254-26-0022
	新潟 (長岡)	新潟県長岡身体障害者更生相談所	TEL 0258-35-8500
		940-0857 長岡市沖田 1 丁目 237 番地	FAX 0258-35-7265

地 区	名 称		電話番号
	〒	所 在 地	FAX 番号
関東甲信越地区	新潟 (南魚沼)	新潟県南魚沼身体障害者更生相談所	TEL 025-770-2400
		949-6680 南魚沼市六日町 620-2	FAX 025-772-2190
	新潟 (上越)	新潟県上越身体障害者更生相談所	TEL 025-524-3355
		943-0807 上越市春日山町 3-4-17	FAX 025-526-4662
	山梨	山梨県障害者相談所	TEL 055-254-8671
		400-0005 甲府市北新 1-2-12 福祉プラザ 3F	FAX 055-254-8675
	長野	長野県立総合リハビリテーションセンター	TEL 026-296-3953
		381-8577 長野市大字下駒沢 618-1	FAX 026-295-0716
	横浜市	横浜市障害者更生相談所	TEL 045-473-0666
		222-0035 横浜市港北区鳥山町 1770 横浜市総合リハビリテーションセンター内	FAX 045-473-0809
	川崎市	川崎市障害者更生相談所	TEL 044-811-0091
		213-0002 川崎市高津区二子 6-14-10 YTT ビル 2 階	FAX 044-811-0172
	千葉市	千葉市障害者相談センター	TEL 043-209-8823
		260-0844 千葉市中央区千葉寺町 1208-2	FAX 043-209-8826
中部地区	さいたま市	さいたま市障害者更生相談センター	TEL 048-646-3129
		330-8501 さいたま市大宮区大門町 3-1	FAX 048-646-3163
	新潟市	新潟市身体障がい者更生相談所	TEL 025-230-7777・7789
		951-8133 新潟市中央区川岸町 1-57-1	FAX 025-230-7823
	相模原市	相模原市障害者更生相談所	TEL 042-769-9807
		252-0236 相模原市中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら 6 階	FAX 042-750-6150
	富山	富山県障害者相談センター	TEL 076-438-5560
		931-8443 富山市下飯野 36 番地	FAX 076-438-5585
	石川	石川県身体障害者更生相談所	TEL 076-223-9557
		920-8557 金沢市本多町 3-1-10	FAX 076-223-9563
	福井	福井県総合福祉相談所	TEL 0776-24-5135
		910-0026 福井市光陽 2-3-36	FAX 0776-24-8834
	岐阜	岐阜県身体障害者更生相談所	TEL 058-231-9715
		502-0854 岐阜市鷺山向井 2563-18	FAX 058-231-9716
	静岡	静岡県身体障害者更生相談所	TEL 054-646-3571
		426-0026 藤枝市岡出山 2-2-25	FAX 054-646-3563
	愛知 (中央)	愛知県中央児童・障害者相談センター	TEL 052-961-7253
		460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1	FAX 052-950-2355
	愛知 (西三河)	愛知県西三河児童・障害者相談センター	TEL 0564-27-2889
		444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4	FAX 0564-27-2816
	愛知 (東三河)	愛知県東三河児童・障害者相談センター	TEL 0532-35-6150
		440-0806 豊橋市八町通 5-4	FAX 0532-54-6466
	名古屋市	名古屋市身体障害者更生相談所	TEL 052-835-3821
		467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 名古屋市総合リハビリテーションセンター内	FAX 052-835-3724
	静岡市	静岡市地域リハビリテーション推進センター	TEL 054-249-3182
		420-0846 静岡市葵区城東町 24-1	FAX 054-209-0103
	浜松市	浜松市障害者更生相談所	TEL 053-457-2707
		430-0929 浜松市中区中央 1-12-1	FAX 053-457-2645

地 区		名 称		電話番号
		〒	所 在 地	FAX 番号
近畿地区	三重	三重県障害者相談支援センター		TEL 059-232-7356
		514-0113	津市一身田大古曾 670-2	FAX 059-231-0687
	滋賀	滋賀県立リハビリテーションセンター		TEL 077-567-7221
		525-0072	草津市笠山 7-8-138	FAX 077-567-7222
	京都府	京都府家庭支援総合センター		TEL 075-531-9608
		605-0862	京都市東山区清水 4-185-1	FAX 075-531-9610
	大阪府	大阪府障がい者自立相談支援センター		TEL 06-6692-5262
		558-0001	大阪市住吉区大領 3-2-36	FAX 06-6692-5340
	兵庫	兵庫県立身体障害者更生相談所		TEL 078-927-2727
		651-2134	神戸市西区曙町 1070	FAX 078-927-2745
	奈良	奈良県身体障害者更生相談所		TEL 0744-32-0210
		636-0393	奈良県磯城郡田原本町多 722	FAX 0744-32-0650
	和歌山	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター		TEL 073-445-7314
		641-0014	和歌山市毛見 1437-218	FAX 073-446-0036
	京都市	京都市地域リハビリテーション推進センター		TEL 075-823-1666
		604-8854	京都市中京区壬生仙念町 30	FAX 075-842-1541
中国・四国地方	大阪市	大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター		TEL 06-6797-6561
		547-0026	大阪市平野区喜連西 6-2-55	FAX 06-6797-8222
	神戸市	神戸市障害者更生相談所		TEL 078-361-2340
		650-0016	神戸市中央区橋通 3-4-1	FAX 078-361-2302
	堺市	堺市障害者更生相談所		TEL 072-245-9195
		590-0808	堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1 健康福祉プラザ3階	FAX 072-244-3300
	鳥取(中部)	鳥取県中部身体障害者更生相談所		TEL 0858-23-3124
		682-0802	倉吉市東巖城町 2	FAX 0858-23-4803
	鳥取(東部)	鳥取県東部身体障害者更生相談所		TEL 0857-22-5647
		680-0901	鳥取市江津 730	FAX 0857-22-5670
	鳥取(西部)	鳥取県西部身体障害者更生相談所		TEL 0859-31-9309
		683-0802	米子市東福原 1-1-45 西部総合事務所福祉保健局内	FAX 0859-34-1392
	島根	島根県立心と体の相談センター		TEL 0852-32-5905
		690-0011	松江市東津田町 1741-3	FAX 0852-32-5924
	岡山	岡山県福祉相談センター		TEL 086-235-4577
		700-0807	岡山市北区南方 2-13-1	FAX 086-235-4346
	広島	広島県立身体障害者更生相談所		TEL 082-425-1455
		739-0036	東広島市西条町田口 295-3	FAX 082-425-1634
	山口	山口県身体障害者更生相談所		TEL 083-925-2346
		753-0092	山口市八幡馬場 36-1	FAX 083-925-2347
	徳島	徳島県障がい者相談支援センター		TEL 088-631-8714
		770-0005	徳島市南矢三町 2-1-59	FAX 088-631-8722
	香川	香川県障害福祉相談所		TEL 087-867-2696
		761-8057	高松市田村町 1114 かがわ総合リハビリテーションセンター内	FAX 087-867-3050
	愛媛	愛媛県福祉総合支援センター		TEL 089-924-1216
		790-0811	松山市本町 7-2	FAX 089-911-2181
	高知	高知県立療育福祉センター		TEL 088-844-4477
		780-8081	高知市若草町 10-5	FAX 088-844-4478
	広島市	広島市身体障害者更生相談所		TEL 082-849-2802
		731-3168	広島市安佐南区伴南 1-39-1	FAX 082-848-8003
	岡山市	岡山市障害者更生相談所		TEL 086-803-1248
		700-8546	岡山市北区鹿田町 1-1-1	FAX 086-803-1771

地 区		名 称		電話番号
		〒	所 在 地	FAX 番号
九州・沖縄地区	福岡	福岡県障がい者更生相談所		TEL 092-586-1055
		816-0804	春日市原町 3-1-7	FAX 092-586-1065
	佐賀	佐賀県総合福祉センター（佐賀県身体障害者更生相談所）		TEL 0952-26-1212
		840-0851	佐賀市天祐 1-8-5	FAX 0952-23-4679
	長崎 （長崎）	長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター		TEL 095-846-8905
		852-8114	長崎市橋口町 10-22	FAX 095-846-8920
	長崎 （佐世保）	長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター		TEL 0956-24-5272
		857-0034	佐世保市万徳町 10-3	FAX 0956-24-5087
	熊本	熊本県福祉総合相談所		TEL 096-381-4411
		861-8039	熊本市東区長嶺南 2-3-3	FAX 096-381-4412
	大分	大分県身体障害者更生相談所		TEL 097-542-1209
		870-1155	大分市大字玉沢字平石 908 番地	FAX 097-541-6627
	宮崎	宮崎県身体障害者相談センター		TEL 0985-29-2556
		880-0032	宮崎市霧島 1-1-2	FAX 0985-31-3553
	鹿児島	ハートピアかごしま（鹿児島県身体障害者更生相談所）		TEL 099-229-2324
		890-0021	鹿児島市小野 1-1-1	FAX 099-220-5166
	沖縄	沖縄県身体障害者更生相談所		TEL 098-886-2115
		903-0804	那覇市首里石嶺町 4-385-1	FAX 098-886-7990
	北九州市	北九州市保健福祉局総合保健福祉センター地域リハビリテーション推進課（北九州市身体障害者更生相談所）		TEL 093-522-8724
		802-8560	北九州市小倉北区馬借 1-7-1	FAX 093-522-8772
	福岡市	福岡市障がい者更生相談所		TEL 092-713-8900
		810-0072	福岡市中央区長浜 1-2-8	FAX 092-715-3587
	熊本市	熊本市障がい者福祉相談所		TEL 096-362-6500
		862-0971	熊本市中央区大江 5-1-50 こどもセンターあいばるくまもと 1 階	FAX 096-362-6660

補装具費支給制度における借受け導入に向けた研修等のあり方に関する調査研究 ～補装具費支給事務ガイドブック（平成 30 年度 告示改正対応版）の作成～

<編集委員>

伊藤 利之 横浜市総合リハビリテーションセンター
井村 保 中部学院大学看護リハビリテーション学部
樫本 修 宮城県リハビリテーション支援センター
川畑 善智 一般社団法人日本車椅子シーティング協会
高橋 啓次 一般社団法人日本義肢協会
永田有紀恵 武蔵野市健康福祉部障害者福祉課基幹相談支援センター

<オブザーバー>

秋山 仁 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
今釜 勝彦 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

<作成協力>

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
全国身体障害者更生相談所長協議会補装具判定専門委員会
一般社団法人日本義肢協会
社会福祉法人日本盲人会連合
一般社団法人日本補聴器工業会
一般社団法人日本車椅子シーティング協会

<編集協力>

株式会社サンワ

補装具費支給事務ガイドブック (平成 30 年度 告示改正対応版)

- 発行 平成 30 年 3 月
■発行者 公益財団法人テクノエイド協会 企画部
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4 階
TEL 03-3266-6883 / FAX 03-3266-6885
HP <http://www.techno-aids.or.jp/>
■印刷 株式会社サンワ

このガイドブックは、平成 29 年度障害者総合福祉推進事業で実施した「補装具費支給制度における借受け導入に向けた研修等のあり方に関する調査研究」の一環で作成・編集したものです。



平成29年度障害者総合福祉推進事業
補装具費支給制度における借受け導入に向けた
研修等のあり方に関する調査研究

THE ASSOCIATION FOR TECHNICAL AIDS